

令和元年第5回小山町議会12月定例会会議録

令和元年11月29日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藪田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長	高村 良文君	未来創造部長	遠藤 正樹君
オリンピック・パラリンピック継承	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
危機管理監	野木 雄次君	町長戦略課長	小野 正彦君
総務課長	後藤 喜昭君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
介護長寿課長	山本 智春君	建設課長	山口 幸治君
上下水道課長	渡辺 史武君	未来拠点課長	遠山 洋行君
おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君	こども育成課長	大庭 和広君
生涯学習課長	平野 正紀君	総務課副参事	米山 仁君

職務のために出席した者

議会事務局長	岩田 芳和君	議会事務局書記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	7番 藪田 豊造君	8番 高畑 博行君	

散 会 午後0時37分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について
- 日程第8 議案第98号 土地の取得について
- 日程第9 議案第99号 土地の取得について
- 日程第10 議案第100号 小山町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第101号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第102号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第103号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第104号 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第105号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第106号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第107号 令和元年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第108号 第4次小山町総合計画（後期基本計画）の計画期間延長について
- 日程第19 議案第109号 町道路線の廃止について
- 日程第20 議案第110号 町道路線の変更について
- 日程第21 議案第111号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第112号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第113号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第114号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第115号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第116号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第117号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第118号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第119号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第6号）

- 日程第30 議案第120号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第121号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第122号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議案第123号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（池谷洋子君） 副町長は本日の会議を公務のため欠席しておりますので、御報告します。

また、小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申し出を議長において許可しておりますので、報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和元年第5回小山町議会12月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池谷洋子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、7番 藪田豊造君、8番 高畑博行君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（池谷洋子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの15日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月13日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第14号から議案第123号までの30議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 令和元年第5回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案をいたしましたのは、報告1件、専決処分の承認2件、人権擁護委員候補者の推薦に伴う同意1件、土地の取得2件、給与の改定に伴う補正予算6件、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件1件、町道路線の廃止1件、路線の変更1件、条例の制定3件、条例の一部改正7件、補正予算4件、指定管理者の指定1件の合計30件であります。

はじめに、報告第14号 専決処分の報告についてであります。

本件は、令和元年8月19日に、桑木地内の町道2385号線において、路面に空いた穴に走行中の自動車右側の前後輪が落ち、ホイール2本のリムを損傷した事故について、損害賠償金11万3,850円を町が支払うことで示談が成立し、議会において指定されている事項として、地方自治法の規定により、9月27日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

次に、承認第6号及び承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。

台風19号による甚大な被害に対して、早急に対応しなければならない経費について、緊急的に執行する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度小山町一般会計補正予算（第4号）及び令和元年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

令和2年3月31日で任期満了となります委員の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第98号及び第99号の土地の取得についてであります。

本案は、小山PA周辺土地利用事業の事業用地として土地を取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第100号 小山町総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、小山町総合計画審議会における構成員の見直しに当たり、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第101号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、小山町一般職員、任期付職員の給与等に関する条例改正を行うものであります。

次に、議案第102号から議案第107号までについてであります。一般会計のほか四つの特別会計と水道事業会計の補正予算であります。いずれも人件費関係の補正であります。

補正の内容は、人事異動による増減、育児休業者等に係る減額、給与改定に伴うもの等であり
ます。なお、一般会計は人件費の増額となっており、特別会計繰出金との差額を予備費で調整、
水道事業会計を除く4会計は、増減額を一般会計からの繰入金で調整をするものであります。

次に、議案第108号 第4次小山町総合計画（後期基本計画）の計画期間延長についてでありま
す。

本町では、2010年度に、2011年度から2020年度の10年間を計画期間とする第4次小山町総合計
画を策定し、その実現に向け各種事業に取り組みました。2015年度には、第4次小山町総合計画
（後期基本計画）を策定した際、後期基本計画の計画期間を1年前倒しし、現在も鋭意取り組ん
でいるところであります。

本来ならば、本年度中に次期計画である第5次小山町総合計画の策定を完了し、2020年4月か
らスタートを切る予定でしたが、タイトな策定スケジュールを組むことにより、スピード感だけ
を重視して、計画の年度内完成を目指すのではなく、私が所信表明で申し上げましたとおり、「町
民が主役のまちづくり」を実現するために、町民の意見をしっかりと聞き、施策に反映していく
ため、現行の総合計画の計画期間を1年延長し、第5次小山町総合計画を策定していく方針に切
りかえました。

以上のことから、第4次小山町総合計画（後期基本計画）の計画期間を延長するに当たり、地
方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第1項の規定に
基づき、本案について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第109号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、小山町竹之下、大胡田、用沢地内にそれぞれ認定されている町道について、足柄駅前
広場改修工事等の事業に伴い、既存の町道3路線を廃止することについて、議会の議決を求め
るものであります。

次に、議案第110号 町道路線の変更についてであります。

本案は、小山町棚頭地内の民間開発事業及び用沢地内のほ場整備事業の実施に伴い、既存の町
道3路線を変更することについて、議会の議決を求めるとであります。

次に、議案第111号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条
例の改正を行うものであります。

次に、議案第112号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につい
てであります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、会計年度任用職員の制
度が令和2年4月1日から施行されることに伴い、小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償
について、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第113号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第114号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和2年4月1日からの町の組織・機構の見直しに当たり、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第115号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行され、市町村の条例で定めるべき事項が追加されたことから、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第116号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第117号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、都道府県も国民健康保険の保険者となり、事務の統一化を推進する必要があることから、条例の一部を改正し、国民健康保険被保険者の適用除外規定を設けるものであります。

次に、議案第118号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、須走地内の町営住宅北原団地の用途廃止に伴い、小山町営住宅条例第3条第2項に規定する戸数を改正するものであります。

次に、議案第119号から議案第122号までは、一般会計のほか三つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第119号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

現時点における決算見込み額を把握し、これに伴う予算の整理等をお願いするもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億3,296万2,000円を増額し、歳入歳出の総額を157億2,877万3,000円とするものであります。また、あわせて継続費及び繰越明許費の設定と債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第120号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてありますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ588万9,000円を追加し、歳入歳出総額を2億2,882万1,000円とするものであります。

次に、議案第121号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてありますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,368万4,000円を追加し、歳入歳出総額を7億

9,389万円とするものであります。

次に、議案第122号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。現時点における決算見込み額から予算の整理等をお願いするもので、歳出予算の補正であります。

次に、議案第123号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町生涯学習施設の指定管理者をビル保善・シンコー・よしもと運営グループに指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、今定例会に提案いたしました30件につきまして、提案説明を終わります。

なお、この後、人事案件については私から説明し、報告第14号及び人件費のみの補正予算であります議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号を除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

日程第4 報告第14号 専決処分の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第4 報告第14号 専決処分の報告についてを議題とします。

この報告は、町長提案説明のとおりですので、補足説明を省略します。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（池谷洋子君） 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、台風19号による被害に対して早急に対応しなければならない経費について緊急に執行する必要があったため、令和元年度小山町一般会計予算におきまして、その費用について地方自治法第179条第1項の規定に基づいて、令和元年度小山町一般会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、予算の総額を153億9,581万1,000円とするものであります。

それでは、はじめに、歳入につきまして御説明を申し上げます。

予算書の5ページを御覧ください。

20款2項7目財政調整基金繰入金を3億円計上いたしますのは、今回の補正に係る災害復旧費

の財源として繰り入れをするものであります。

次に、歳出予算の主なものについて、6ページから御説明を申し上げます。

3款1項1目社会福祉総務費のうち説明欄（5）被災者援護費を200万円増額いたしますのは、災害により家屋被害に遭われた方への見舞金であります。

次に、8款1項4目水防費のうち説明欄（1）職員人件費を550万円増額しますのは、災害対策本部に係る職員の時間外勤務手当であります。

次に、7ページにかけまして、同じく説明欄（2）水防費を5,915万円増額いたしますのは、増水により流れ出してきた土砂の除去作業等の委託料5,600万円と、避難所用の毛布クリーニング手数料264万円が主なものであります。

次に、10款1項1目農地農業用施設災害復旧費のうち説明欄（2）農地災害復旧費を1,407万5,000円増額しますのは、田畑等の農地の災害復旧に係る測量設計等委託料700万円と、災害査定に向けた業務に係る時間外勤務手当364万円が主なものであります。

次に、8ページの、同じく説明欄（3）農業用施設災害復旧費を1,300万円増額しますのは、農業用施設の災害復旧に係る測量設計等委託料であります。

次に、同じく2目林道施設災害復旧費のうち説明欄（2）林道施設災害復旧費を2,763万円増額しますのは、町の管理する林道などの災害復旧に係る測量設計委託料1,000万円と、倒木等の除去に要する緊急業務委託料1,000万円が主なものであります。

次に、9ページの、同じく2項1目公共土木施設災害復旧費のうち説明欄（2）河川施設災害復旧費を1億4,977万4,000円増額しますのは、町が管理する河川の災害復旧に係る測量設計委託料5,000万円と、湯船排水路の災害復旧に係る測量調査、設計、工事費等が主なものであります。

次に、同じく説明欄（3）道路施設災害復旧費を2,787万9,000円増額しますのは、町道の災害復旧に係る測量設計等委託料2,500万円が主なものであります。

最後に、10ページ、同じく3項1目衛生施設災害復旧費のうち説明欄（2）衛生施設災害復旧費を110万円計上いたしますのは、この台風被害による災害廃棄物の運搬及び処理に要する経費であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第6号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、承認第6号はこれを承認することに決定しました。

日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(池谷洋子君) 日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長(高村良文君) 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。補正予算書は、別冊となります。

本案は、10月の台風19号で下谷地区大沢川護岸に添架しておりました配水本管2カ所が被災し、復旧対応に要する経費に不足が見込まれるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

それでは、内容について御説明いたします。

予算書2ページをお開きください。

まず、収益的支出についてであります。

1款4項1目災害による損失を100万円増額いたしますのは、台風により被害を受けた配水本管の応急復旧に対するものであります。

次に、資本的支出についてであります。

1款1項4目災害復旧費を505万円増額いたしますのは、被災しました配水本管を本復旧する工事に要する経費であります。

それでは、1ページにお戻りください。

今回の補正により資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が1億1,175万5,000円となり、第3条に記載いたしましたように、不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填をするものであります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第7号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、承認第7号はこれを承認することに決定しました。

日程第7 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について

○議長(池谷洋子君) 日程第7 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長(池谷晴一君) 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

人権擁護委員につきましては、法務大臣の委嘱に基づき、基本的人権の擁護、自由人権思想の普及、高揚を目的として活動を行っております。

小山町の定員は5人で、現在、小学校区ごとに1人ずつの男性3人、女性2人が委嘱されております。

このうち、成美地区の松谷昭子さんが令和2年3月31日で任期満了となります。

松谷さんは、平成20年4月1日に就任され、以来、4期12年にわたり、特に女性としての立場から、人権相談をはじめ基本的人権の擁護、さらに自由人権思想の普及や高揚に御尽力をいただいておりますので、引き続きお願いをするものであります。

人権擁護委員法の規定から、候補者の推薦に当たり、議会の同意をお願いするものであります。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

日程第8 議案第98号 土地の取得について

○議長（池谷洋子君） 日程第8 議案第98号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第98号 土地の取得についてであります。

議案書は5ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山PA周辺地区土地利用事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。

取得する土地の明細は、小山町大御神字小玉沢121番7ほか3筆、取得面積は1万1,641平方メートルであります。

契約の相手方は1者で、持ち分は2分の1、取得価格は2,444万6,100円であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第98号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第99号 土地の取得について

○議長（池谷洋子君） 日程第9 議案第99号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第99号 土地の取得についてであります。

議案書は8ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山PA周辺地区土地利用事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。

取得する土地の明細は、小山町大御神字小玉沢121番7ほか3筆、取得面積は1万1,641平方メ

ートルであります。

契約の相手方は1者で、持ち分は2分の1、取得価格は2,444万6,100円であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第99号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第100号 小山町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第10 議案第100号 小山町総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第100号 小山町総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は11ページとなります。

小山町総合計画審議会につきましては、本条例第3条第2項第1号の規定によりまして、町議会議員が審議会の構成員となっており、これまでは議長と副議長に審議会委員を委嘱してまいりました。しかし、総合計画の基本構想と基本計画の策定に関しましては、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例において議決案件とされており、この審議会構成では、議会として総合計画の内容を審議する前に、総合計画審議会の場において、議会を代表する議長と副議長が賛否の意思表示をしてしまうこととなります。これは二元代表制の趣旨に沿わないのではないかと考えられます。したがって、審議会構成員の見直しを行うため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

参考までに、近隣自治体の状況を確認したところ、御殿場市をはじめ多くの自治体では、総合計画審議会の構成員に議会議員は含まれておりませんでした。

なお、改正後の条例は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第100号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第101号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第11 議案第101号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第101号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

議案書は12ページからであります。

本案は、地方公務員法第14条の情勢適応の原則により、本年8月に人事院から出された給与勧告に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引き上げ等について改正をするものであります。

はじめに、給与改正についての背景や経緯について御説明をいたします。

人事院では、国家公務員の給与水準につきまして、民間企業の給与水準と均衡させることを目的に、全国1万2,500の民間事業所を対象に4月分給与と給与改定状況等について調査をいたしました。

その結果、月例給及び特別給について、公務員給与が民間給与水準を下回っていることから、給与の較差解消について勧告がなされたものであります。

具体的には、月例給は、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、大卒初任給を1,500円、高卒初任給を2,000円それぞれ引き上げ、これを踏まえて、30代半ばまでの職員が在職する号給を引き上げするものであります。

また、特別給につきましては、民間の支給割合及び支給状況に見合うよう、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当を0.05月引き上げ、年間4.45月から4.5月に改定するものであります。このほか、住居手当について、国の基準に従い、支給基準を改正するものであります。

条例は、4条と附則で構成し、関連条例をあわせて改正するものであります。

それでは、議案書の13ページを御覧ください。

第1条は、小山町職員の給与に関する条例の改正により、一般職の12月に支給する勤勉手当の支給率を0.05月引き上げるものであります。別表の給料表の改正は、大卒初任給を1,500円、高卒初任給を2,000円それぞれ引き上げ、これを踏まえて、30代半ばまでの職員が在職する号給を引き上げるものです。なお、1級から6級までの全体の給料月額を平均0.18%引き上げる改定となるものであります。

次に、22ページを御覧ください。

第2条は、住居手当について、国の基準に従い、手当の支給の基準となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げるものであります。

次に、第3条及び第4条につきましては、小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

第3条では、特定任期付職員の給料月額をそれぞれ1,000円引き上げ、12月の期末手当の支給率を0.05月引き上げるものであります。

第4条は、令和2年度以降の期末手当の改正をするものであります。

なお、附則において、施行期日を公布の日からとしておりますが、第2条及び第4条の規定は令和2年4月1日から施行し、第1条及び第3条の規定は平成31年4月1日にさかのぼって適用するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第101号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第102号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（池谷洋子君） 日程第12 議案第102号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第102号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第103号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(池谷洋子君) 日程第13 議案第103号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第103号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第104号 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(池谷洋子君) 日程第14 議案第104号 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第104号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第105号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(池谷洋子君) 日程第15 議案第105号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第105号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第106号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(池谷洋子君) 日程第16 議案第106号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第106号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第107号 令和元年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(池谷洋子君) 日程第17 議案第107号 令和元年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第107号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時14分 再開

○議長(池谷洋子君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第108号 第4次小山町総合計画(後期基本計画)の計画期間延長について

○議長(池谷洋子君) 日程第18 議案第108号 第4次小山町総合計画(後期基本計画)の計画期間延長についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第108号 第4次小山町総合計画(後期基本計画)の計画期間延長についてであります。

本案の要旨につきましては、先ほどの町長提案説明において御説明をいたしましたとおりですので、私からは、議員の皆様へに配付をさせていただきました別冊の「第4次小山町総合計画(後期基本計画)2019年12月改訂版(案)」について説明をいたします。

はじめに、この冊子の表紙ですが、計画期間の延長を受けまして、これまでの「2016～2019」

という表現から「2016～2020」という表現に変更をしております。

それでは、別冊の3ページを御覧ください。

一番下の基本構想の説明におきまして、後段の4行で今回の変更に係る説明をし、次の4ページ目で、その内容を図であらわしております。

続けて、4ページを御覧ください。

基本計画の説明において、後段の4行で、今回の変更に係る説明をしております。また、同じページの下の方に、変更後の総合計画の構成と計画期間について図で示したところであります。この図は、これまで平成31年度で終了する内容で掲載されておりましたが、今回の計画期間の変更を受けまして、基本構想も後期基本計画も、令和2年度まで1年間延長する内容に変わっております。

次に、飛びますが、38ページを御覧ください。

後期基本計画の計画期間延長を受け、中段にあります「3目標(指標)」の欄の「目標値の年度」を、これまでの平成31年から令和2年に変更しております。同様に、この後に続きます全ての施策における目標年度を、計画期間が終了する令和2年に再設定しております。

これにより、本年度及び次年度におきましては、今回、計画期間を延長した第4次小山町総合計画(後期基本計画)に基づき、着実に各種施策の推進を図り、あわせて次期計画であります第5次総合計画の策定を進めてまいります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番(遠藤 豪君) 1点お伺いをいたします。

今回の池谷町政スタートということもございまして、総合計画と後期基本計画ですか、これは新聞紙上等によりますと、新たに町民の方の代表を今回の中にも入れて協議をしていくということのようですけれども、第一に、まず時間が相当これはかかるんじゃないかと。私は一般質問でもしようかと思っておりますけれども、そういう観点からして、これまでは町の職員の方、あるいはそういう能力のある方等々、例えば学識経験者等、そういう方を交えて基本的構想を作って、その後、町民の声を聞く場所としてはパブリックコメント等で行ってきたわけなんですけれども、今回町民の代表の声を聞き、中に入れるということになりますと、できたものについて今度は一般の町民の方のパブリックコメントを行う気持ちがあるのかどうか。二度手間になるのかもしれませんが、この辺のところをまず1点お聞きをしたいと思います。

それから、もう1点について、基本構想を令和2年まで延ばすということになると、少なくとも町長の任期4年から2年間は計画の中で費やしちゃうということになりますと、実際に今の池谷町政に移って、これから実施していく段階が、その後は分かりませんが、任期中については2年間しか実質ないわけなものですから。その辺のところ、自分達で構想を作った計画が

どこまで実行できるのか。この辺の、何と申しましょうか、町長の方のお考えで、自分としてはこの辺まではもっていけるんだというような、その辺のところの進捗並びに、やっていくという行動の声を聞きたいと思いますので。私は委員会の所管が違うものですから、あえてここで質問をさせていただきたいと思います。

以上、その2点をお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 遠藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

2点目の件でございますけれども、私の任期は4年ということで、2年間しかないんじゃないかと、単純にはそういうことの御指摘だというふうに思います。

総合計画というのはやはり町の最上位の計画でございますので、首長が変わったからといって、その首長が総合計画を全く変えると、2年間であるということはないと。4年間を通して、前の、前といいますか、総合計画審議会そして町民の皆様が決めた計画ですから、それは当然ながら継続をするということになります。

私は所信表明でも申し上げましたが、前町長さんのときに作られた総合計画でありますけれども、やはり事業につきましては、継続すべき事業は継続をするという基本姿勢でございます。ただ、スクラップ・アンド・ビルドはやっていかなければならないというふうに思いますけれども、総合計画があって、それによって前町長さんも進められていた。したがって、私は総合計画の期間内であれば前の総合計画に沿った中で事業をやっていくというつもりでおりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○企画総務部長（湯山博一君） 私からは、遠藤議員の1点目の質問について回答をいたします。

町民の声をどのように聞くかということが、まず概要と思いますけれども、小山町の総合計画は幾つか決まりがあるんですけれども、企画委員会要綱というのがございまして、それは役場職員とともに町民企画委員という、町民の方から企画委員を応募なりして、そこで声をまず反映すると。その後の総合計画の原案、素案等ができましたら、しかるべき時期にまたそれを町民に示して、パブリックコメントという形になると思いますけれども、そんな形でまた再度意見を聞くというような形を考えております。

以上です。

○5番（遠藤 豪君） 終わります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第108号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第109号 町道路線の廃止について

○議長（池谷洋子君） 日程第19 議案第109号 町道路線の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（高村良文君） 議案第109号 町道路線の廃止についてであります。

議案書は、25ページから28ページとなります。

本案は、道路法第10条第1項の規定に基づく、町道の廃止であります。

廃止する路線は、町道2441号線、町道3342号線、町道3596号線の3路線であります。

小山町竹之下地内において、足柄駅前広場改修工事に伴い、町道2441号線の起点部を閉鎖し、信号機のある足柄駅前交差点からの出入りによる駅前広場ロータリーに改修されることから、町道2441号線が道路機能を失うため路線を廃止するものであります。

次に、小山町大胡田地内において、町営住宅大胡田団地の敷地内に認定されていましたが町道3342号線について、町営団地を廃止したことに伴い、一般交通の影響がなくなり町道としての機能を失ったことから、路線を廃止するものであります。

最後に、小山町用沢地内において、ほ場整備事業の実施に伴い道路の付け替え等が行われ、町道3596号線は既にほ場農地となり道路機能を失っていることから、路線を廃止するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第109号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第110号 町道路線の変更について

○議長（池谷洋子君） 日程第20 議案第110号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（高村良文君） 議案第110号 町道路線の変更についてであります。

議案書は、29ページから31ページとなります。

本案は、道路法第10条第2項の規定に基づく町道路線の変更であります。

はじめに、小山町棚頭地内において、民間事業者が現在整備しております開発事業区域内を通過している町道3122号線につきまして、隣接地に付け替え道路を整備し、道路機能を確保する協議が整いましたので、起点の変更を行うものであります。

次に、小山町用沢地内において、ほ場整備事業の実施に伴い道路の付け替え等が行われ、町道3598号線及び町道3599号線の位置が一部変更となっていることから、起終点の変更を行うものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第110号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第111号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第21 議案第111号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第111号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職及び臨時的職員の適正な任用を確保することを主な内容とする、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の改正を行うものであります。

それでは、議案書の33ページを御覧ください。

はじめに、第1条の小山町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正は、地方公務員法の一部改正によりまず文言改正によるものであります。

次に、第2条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び第3条の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正は、一般職の非常勤職員であります会計年度任用職員制度の創設によるものであります。

続いて、第4条の小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正は、地方公務員法の一部改正によりまず臨時的任用の厳格化によるものであります。

次に、34ページを御覧ください。

第5条の小山町職員の育児休業等に関する条例の改正は、一定の条件を満たします非常勤職員に地方公務員育児休業法が適用されることによるものであります。

続いて、38ページを御覧ください。

第6条の小山町職員の給与に関する条例、第7条の小山町職員の旅費に関する条例及び第8条の小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正は、一般職の非常勤職員であります会計年度任用職員制度の創設によるものであります。

続きまして、39ページの、附則第2項の小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正は、第6条の小山町職員の給与に関する条例の改正によるものであります。

また、あわせて文言の整理も行っております。

なお、施行日は、当該法律の施行日であります令和2年4月1日としてあります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第111号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第112号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第22 議案第112号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第112号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

議案書は41ページを御覧ください。

本案は、令和2年4月から新たに始まります会計年度任用職員について、必要な事項を定めるものであります。

会計年度任用職員を新設する背景につきまして、若干御説明をいたします。

地方公共団体が、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会情勢の変化に一層適切に対応する必要がある中、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正規職員を中心とした公務運営

を原則としつつも、教育や子育てなど様々な分野において活躍しております臨時・非常勤職員の適正な任用が求められてきております。

これらのことから、地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項、並びに地方公務員法第24条第5項に基づきまして、地方公務員法第22条の2第1項に、会計年度任用職員が規定をされました。したがって、小山町でも、会計年度任用職員の給与及び費用弁償につきまして、新たに条例を制定しようとするものであります。

本条例は、全23箇条から成り立っており、第2条におきまして、地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用されたフルタイム会計年度任用職員と同法第22条の2第2項第1号により採用されたパートタイム会計年度任用職員にされた職員に支払う給与の種類等を定め、第3条から第9条までにおいて、フルタイム会計年度任用職員の給料等について、第10条から第22条まではパートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償について定めるものであります。

なお、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定め、条例の施行日は、令和2年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第112号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第112号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第113号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第23 議案第113号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第113号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度につきまして、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の

適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布をされたことに伴い、関係条例の改正を行うものであります。

それでは、お手元の条例改正資料新旧対照表の66ページ、67ページをお開きください。

はじめに、第1条に関係します小山町職員の給与に関する条例の改正は、整備法において地方公務員法及び一般職の職員の給与に関する法律の改正が行われたことによるものであります。

続いて、68ページ、69ページを御覧ください。

第2条に関係します小山町職員の旅費に関する条例の改正は、整備法におきまして、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことによるものであります。

続きまして、70ページ、71ページを御覧ください。

第3条に関係します小山町消防団条例の改正は、関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ改正をするものであります。

また、あわせて文言の整理を行っております。

なお、施行日は、当該法律の施行日であります令和元年12月14日と定めております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第113号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第113号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第114号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第24 議案第114号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第114号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

お手元の条例改正資料新旧対照表の72ページから75ページをあわせて御覧ください。

本町では、平成17年度から部制を導入し、本条例によりまして各部の事務分掌を定めているところであります。

このたび、令和2年4月1日からの組織・機構の見直しに当たり、防災、危機管理及び災害対応の統括を行う危機管理局を設置し、また、小山町内陸フロンティア推進区域における三来拠点

事業の進展に伴いまして、経済建設部と未来創造部を整理し、経済産業部と都市基盤部に再編を行うため、一部改正を行おうとするものであります。

主な事務分掌の改正内容であります。これまで経済建設部において所掌しておりました、道路及び河川の整備並びに管理に関する事務、土木に関する事務、地籍調査に関する事務及び上下水道に関する事務を都市基盤部の所掌といたします。

また、一層の企業誘致や雇用の確保を推進していくため、これまで未来創造部において所掌しておりました企業立地に関する事務を経済産業部で所掌をします。

なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第114号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第114号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第115号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第25 議案第115号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第115号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

小山町災害弔慰金の支給等に関する条例は、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主を対象として、災害援護資金の貸し付け等を行う制度であります。

今回、国の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行され、市町村の条例で定めるべき事項があるため、小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正点として、貸付利率、保証人の設定、月賦償還の追加を町の条例に規定する必要があります。

条例改正資料新旧対照表の76、77ページを御覧ください。

小山町の条例の改正案として、貸付利率の設定につきましては、法律の規定が「3%」から「3%

以内で条例で定める率」に改正されたことを受け、災害援護資金の財源が静岡県から小山町へ無利子で貸し付けされることを考え、支給対象者に無利子で貸し付けることといたします。

次の保証人の設定につきましては、施行令により「保証人を立てなければならない」とされていた規定が削除されたことを受け、町の条例で保証人の要否について定める必要があります。こちらにつきましては、支給対象者の貸し倒れ防止のため、原則として保証人を立てなければならないとするものであります。

最後の償還方法の規定につきましては、国の償還方法の規定に合わせて月賦償還を追加するものであります。

また、この改正については公布の日から施行し、平成31年4月1日以後に生じた災害により被災を受けた世帯主について適用するものとしております。

補足説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第115号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第115号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第116号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第26 議案第116号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第116号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は59ページを御覧ください。

本案は、厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者などであって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないこととされておりました。

このたび、研修需要へ適切に対応できるようにするため、省令の一部改正により、放課後児童支援員認定資格研修について、指定都市の長も実施できることとなりました。

この改正により、指定都市の長が行う研修を修了した者を本町の放課後児童支援員として扱うために、省令と同様に条例の改正を行うものであります。

お手元の条例改正資料新旧対照表の78ページ、79ページをお開きください。

改正内容であります。第10条第3項中「都道府県知事」の次に、「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものであります。

なお、施行日は、公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第116号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第116号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第117号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第27 議案第117号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第117号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

現行の小山町国民健康保険条例では、児童福祉施設入所児童等の国保適用除外を規定しておりません。

今回、国民健康保険の都道府県化に伴い、事務の統一化を推進するため、小山町国民健康保険条例の一部を改正し、国民健康保険被保険者の適用除外規定を設けるものであります。

国民健康保険被保険者の適用除外の対象とするのは、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童または小規模住居型児童養育事業を行う者、もしくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものです。

なお、今回の改正により、国民健康保険の適用除外となる者については、児童福祉施策により医療を受診することとしております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第117号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第117号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第118号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長(池谷洋子君) 日程第28 議案第118号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第118号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は61ページを御覧ください。

本案は、公営住宅法に定められた耐用年数を経過した須走の北原団地、平屋建て5棟10戸を用途廃止し、条例を改正するものであります。

なお、今回の改正により、町営住宅の団地数は10団地、管理戸数は421戸となります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第118号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第118号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第119号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第6号)

○議長(池谷洋子君) 日程第29 議案第119号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第119号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億3,296万2,000円を追加し、予算の総額

を157億2,877万3,000円とするとともに、継続費及び繰越明許費の設定と債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

それでは、はじめに、補正予算書の5ページをお開きください。

継続費の設定についてであります。

民生費、児童福祉費の（仮称）すがぬまこども園園舎敷地造成は、令和元年度から2年度までの2カ年で事業を実施するため、継続費を設定するものであります。

次に、6ページの繰越明許費の設定であります。

土木費、道路橋梁費の防衛施設道路整備事業は、防衛省との協議で、国庫補助金が2カ年の債務負担となったことから、令和2年度補助金分の事業費を繰り越ししようとするものであります。

次に、同じく計画調査費の足柄駅交流センター建設事業は、JR東海静岡支社で実施します駅舎解体工事が遅れており、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、消防費の同報系無線設備デジタル化整備事業は、年度後期分として申請をいたしました。が、防衛省の内示が遅れたこともあり、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、7ページの債務負担行為の補正であります。2件の追加であります。

コミュニティライブサイト運営業務は、令和元年度から2年度までの2カ年での委託契約となり、その業務委託に要する経費について、令和2年度の債務負担行為の設定をお願いするものであります。生涯学習施設指定管理業務は、来年度から令和6年度までの5年間にわたる生涯学習施設の指定管理に係る基本協定を締結することにより、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

次に、8ページの地方債の補正であります。1事業の変更であります。

経営体育成基盤整備事業債について、県営事業費の確定に伴う負担金の減額に合わせ限度額の変更をするものであります。

続きまして、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

1款1項1目町民税個人を2,600万円増額いたしますのは、譲渡所得の増加によるものであります。

次に、同じく2項1目固定資産税を1億2,100万円増額しますのは、前年の設備投資の増大によりまして、償却資産分の増額を見込むものが主なものであります。

次に、11ページにかけまして、同じく4項1目町たばこ税を480万円減額いたしますのは、当初見込みより売上本数が減少していることから減額するものであります。

次に、14款1項1目農林水産業費分担金を1,547万円減額いたしますのは、静岡県で実施しております畑地帯総合整備事業の今年度事業費に合わせて受益者からの分担金を減額するものであ

ります。

次に、12ページの、16款1項1目民生費国庫負担金を1,431万5,000円増額いたしますのは、障害介護給付費の増加が見込まれることから、障害者自立支援給付費負担金を1,325万円増額するものが主なものであります。

続きまして、13ページの、17款1項1目民生費県負担金を715万7,000円増額いたしますのは、国庫負担金と同様に障害介護給付費の増加が見込まれることから、その県負担金662万5,000円を増額するものが主なものであります。

次に、14ページの、同じく2項4目農林水産業費県補助金を405万8,000円減額しますのは、経営体育成支援事業補助金が、県との協議の結果、採択されなかったことによる減額であります。

次に、20款2項6目教育振興基金繰入金を1億8,026万5,000円増額しますのは、こども園整備の事業費の財源として繰り入れるものであります。

次に、15ページの、22款6項1目雑入を414万9,000円増額しますのは、後期高齢者医療負担金過年度精算金を309万4,000円増額するものが主なものであります。

次に、同じく3目過年度収入を986万円計上いたしますのは、児童手当負担金の追加交付額が確定したことによるものであります。

次に、23款1項1目農林水産業債を1,390万円減額しますのは、県営事業負担金に合わせて減額をするものであります。

続きまして、歳出予算の主なものについて説明いたします。

18ページをお開きください。

2款1項9目諸費のうち説明欄(2)臨時職員福利厚生費を322万9,000円増額いたしますのは、臨時職員社会保険料を決算見込みに合わせて増額するものが主なものであります。

次に、20ページの、同じく7項1目企画渉外総務費のうち説明欄(3)地域公共交通活性化事業費を3,533万円増額しますのは、コミュニティバスに係る自主運行バス負担金を決算見込みに合わせて2,840万円増額するものと駿河小山駅の駅舎トイレ改修に対する負担金500万円を計上するものが主なものであります。

次に、同じく4目広域行政組合管理費のうち説明欄(2)広域行政組合管理費を794万8,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)に伴うものであり、人件費の決算見込みに伴う負担金の増額であります。

次に、21ページの、同じく8項1目広報広聴費のうち説明欄(3)東京オリンピック・パラリンピック推進事業費を1,125万円増額しますのは、道の駅「すばしり」でのコミュニティライブサイト運営業務275万円と町内を大会色に彩る装飾を行うシティドレッシング用バナー等作成業務800万円が主なものであります。

次に、22ページの、3款1項2目障害者福祉費のうち説明欄(3)重度心身障害者(児)援護費を313万3,000円増額しますのは、重度障害者(児)医療費に対する扶助費を決算見込みに合わ

せて増額するものであります。

次に、同じく説明欄（５）自立支援給付費を2,652万3,000円増額いたしますのは、利用者の増加及び受給者のサービス利用量の増加に伴い、障害介護給付費を増額するものが主なものであります。

続きまして、25ページを御覧ください。

同じく３項３目保育園費のうち説明欄（２）保育園管理運営費を566万5,000円増額しますのは、平成30年度の子ども・子育て支援交付金の確定により生じた超過交付分の返還金392万5,000円が主なものであります。

次に、26ページにかけまして、同じく説明欄（７）こども園整備事業費を2億6,616万9,000円増額しますのは、（仮称）すがぬまこども園整備の造成工事費4,000万円と（仮称）すがぬまこども園及びすばしりこども園整備のための用地購入費合計2億2,558万4,000円が主なものであります。

次に、27ページにかけまして、４款１項１目保健衛生総務費のうち説明欄（３）救急医療対策事業費を345万2,000円減額しますのは、今年度の御殿場市救急医療センター負担金について、決算見込みに基づき減額をするものであります。

次に、28ページの、５款１項３目農業振興費のうち説明欄（２）農業振興費を405万8,000円減額いたしますのは、経営体育成支援としてトラクター等の購入に対する補助金であります。県との協議の結果、採択をされなかったことから減額するものであります。

次に、29ページの、同じく８目経営体育成基盤整備事業費のうち説明欄（２）経営体育成基盤整備事業費を3,094万円減額しますのは、県営畑地帯総合整備事業費の確定から負担金を減額するものであります。

次に、30ページの、同じく２項２目林道費のうち説明欄（３）林道整備事業費を776万円減額しますのは、林道金時線の改良工事に対する県への負担金の減額であります。

次に、６款１項２目企業立地推進費のうち説明欄（３）未来拠点事業費を650万円増額しますのは、町道上野大御神線道路改良工事にあわせて、小山PA周辺地区関連排水施設等整備をするものであります。

続いて、32ページを御覧ください。

７款２項３目町道整備事業費のうち説明欄（２）町道整備事業費を650万円増額しますのは、国道138号バイパスの側道であります町道4113号線ほか４路線の道路敷地の用地取得費550万円と、分筆等登記事務費100万円であります。

次に、同じく４目公共道路整備事業費のうち説明欄（４）道路構造物長寿命化事業費を768万9,000円増額いたしますのは、橋梁点検の結果、直ちに補修が必要な４カ所の橋梁について実施設計をするものであります。

次に、33ページの、同じく４項２目都市計画費のうち説明欄（３）都市計画道路整備事業費を

300万円減額しますのは、都市計画道路大胡田用沢線用地取得及び物件補償費について、静岡県土地開発公社への償還金額が確定したことによる減額であります。

次に、34ページの、8款1項1目常備消防費のうち説明欄(2)広域行政組合常備消防負担金を413万7,000円増額いたしますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)によるもので、人件費の決算見込みによる負担金の増額であります。

続きまして、36ページの、9款2項1目学校管理費のうち説明欄(2)小学校管理運営費を6,895万1,000円減額しますのは、教育用ICT環境整備の無線LAN整備と教育用ICT備品の事業費確定による減額が主なものであります。

次に、同じく3項1目学校管理費のうち説明欄(2)中学校管理運営費を1,360万4,000円減額しますのも、教育用ICT環境整備に伴う備品購入費の確定による減額が主なものであります。

次に、37ページの、同じく4項1目幼稚園費のうち説明欄(3)幼稚園維持管理費を426万9,000円増額しますのは、須走幼稚園の建具等の修繕料110万円の増額と須走幼稚園の送迎用入り口設置等の工事費113万円の増額及び須走幼稚園と駿河小山幼稚園にカーテンや収納用物置等を購入する備品購入費190万円が主なものであります。

最後に、38ページにかけまして、12款1項1目予備費を6,003万9,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第119号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第119号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後0時17分 休憩

午後0時23分 再開

○議長(池谷洋子君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、遠藤議員は退出しておりますので、御承知おきください。

日程第30 議案第120号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(池谷洋子君) 日程第30 議案第120号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第120号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ588万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,882万1,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款 1 項 2 目普通徴収保険料を580万9,000円増額いたしますのは、決算見込みに合わせ補正するものであります。

4 款 2 項 2 目還付金を8万円増額いたしますのは、所得更正等により過年度分の保険料の還付が発生した場合に、還付した額と同額が静岡県後期高齢者広域連合から支給されますので、歳出に合わせて補正するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

6 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金を580万9,000円増額いたしますのは、歳入で申し上げました普通徴収保険料を広域連合に納付するため増額するものであります。

2 款 1 項 1 目保険料還付金及び還付加算金を8万円増額いたしますのは、所得更正等による過年度分の保険料の還付について、昨年度及び今年度前期の実績から増加が見込まれるため、増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第120号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第120号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第121号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）

○議長（池谷洋子君） 日程第31 議案第121号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第121号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,368万4,000円を追加し、予算の総額を7億9,389万円とするものであります。

それでは、補正予算書の5ページと6ページをあわせて御覧ください。

今回の補正の内容は、(仮称)すがぬまこども園用地として、土地開発基金において先行取得をいたしました土地を一般会計に売り払うもので、その総額1億9,368万4,000円を不動産売り払い収入として一般会計から受け入れ、その同額を土地開発基金へ繰出金として支出をするものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第121号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第121号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第32 議案第122号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（池谷洋子君） 日程第32 議案第122号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第122号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正予算書の4ページをお開きください。

歳出、1款1項1目一般管理費の説明欄（2）一般管理費98万1,000円は、7節臨時職員賃金3万6,000円が賃金改定、11節消耗品費29万7,000円が介護保険周知用冊子の増刷、13節電算システム改修64万8,000円が法改正に伴う電算システム改修による増額補正であります。

次に、5ページをお開きください。

4款3項6目生活支援体制整備事業費の説明欄（2）7節賃金3万6,000円の増額は賃金改定、5款1項2目償還金の説明欄（2）23節償還金2,045万5,000円の増額は、国庫負担金返還金と県負担金返還金であり、過年度分の負担金確定により返還するものであります。

最後に、6款予備費を2,147万2,000円減額しますのは、今回の補正による歳出予算の調整をするものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第122号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第122号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第33 議案第123号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について

○議長（池谷洋子君） 日程第33 議案第123号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第123号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてであります。

議案書は62ページを御覧ください。

本案は、小山町生涯学習施設、具体的には小山町総合文化会館、小山町立図書館、小山町体育施設及び小山町パークゴルフ場の指定管理者を、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、指定管理者の候補者でありますビル保善・シンコー・よしもと運営グループに指定することに関し、議会の議決をお願いするものであります。

小山町生涯学習施設を指定管理といたしますのは、行政改革の推進に従い、当該施設の管理運営をより効率的、効果的に行うため、民間の能力を活用して利用者へのサービス向上を図ることを目的に行うものであります。

本指定管理者の候補者につきましては、本月13日に開催されました、小山町公の施設の指定管理者選定委員会において選定されたものであります。

同委員会では、ビル保善・シンコー・よしもと運営グループから提出されました指定管理者指定申請書に基づき、書面審査及びヒアリングを実施しました。

内容は、施設管理及び自主事業等に係る事業計画並びに収支予算について、小山町生涯学習施設の管理運営方針であります「文化の振興、健康増進とスポーツ・レクリエーション活動を推進する拠点及び災害対策施設」としての機能を効率的、効果的に達成できる内容であるか、利用者

の利便性の向上を最優先に考慮し、良質なサービスを提供できる内容であるかなどを中心に行いました。

この結果、ビル保善・シンコー・よしもと運営グループは、町内の文化・スポーツの中核施設及び災害時に有効な施設として施設・設備の整備、充実に努めており、利用者の満足度の向上、地域住民と一体となった取り組みにより、適切な運営について十分期待が持てる候補者と決定したものであります。

指定管理者の業務は、自主文化事業をはじめとする生涯学習事業のほか、施設の運営及び利用に関する業務、利用料の徴収に関する業務、附属施設を含む施設の維持管理に関する業務等であります。

なお、指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第123号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第123号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月3日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後0時37分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 藺 田 豊 造

署 名 議 員 高 畑 博 行

令和元年第5回小山町議会12月定例会会議録

令和元年12月3日(第2日)

召集の場所

小山町役場議場

開議

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
13番	池谷 洋子君		

欠席議員

なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	杉本 昌一君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長	高村 良文君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君
教 育 次 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監	野木 雄次君
町 長 戦 略 課 長	小野 正彦君	総 務 課 長	後藤 喜昭君
シティプロモーション推進課長	勝又 徳之君	建 設 課 長	山口 幸治君
農 林 課 長	湯山 光司君	くらし安全課長	鈴木 辰弥君
防 災 課 長	武藤 浩君	こども育成課長	大庭 和広君
総 務 課 副 参 事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岩田 芳和君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
-------------	--------	---------------	--------

会議録署名議員

7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
----	--------	----	--------

散 会

午後2時47分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

4番 鈴木 豊君

1. 第5次小山町総合計画における町長の政治方針について

8番 高畑博行君

1. 台風19号の被害と今後の対応は
2. 小山消防署と須走分署の建て替えの展望は

10番 池谷 弘君

1. エリアをまたいでSuica・PASMOカードの利用を

9番 岩田治和君

1. 公設のコミュニティセンター設置の推進について

5番 遠藤 豪君

1. 池谷町政の目指すところは
2. 積立金の今後の使途について

1番 室伏 勉君

1. 台風など大雨強風に備えた避難対策について

6番 佐藤省三君

1. 高齢者の交通事故対策について
2. 平成31年度全国学力学習状況調査の小山町の結果について

2番 室伏辰彦君

1. 町内歩道環境の改善

3番 小林千江子君

1. 小山町保育園・幼稚園・こども園について
2. 町内に所在する放課後児童クラブの状況及び今後の対応について

12番 渡辺悦郎君

1. 公共交通について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（池谷洋子君） 日程第1 これより一般質問を行います。それでは、まず代表質問を行います。

4番 鈴木 豊君。

○4番（鈴木 豊君） おはようございます。それでは、私は小山町議会議会派「新生会」を代表しまして通告により代表質問をさせていただきます。

私は、今回通告しました「第5次小山町総合計画における町長の政治方針について」代表質問をします。

総合計画は、小山町自治基本条例第12条により、町長は、効果的かつ効率的な町政運営を確保し、町政の健全な発展を図るため、総合的な見地に立って策定するものとなっております。

更に、自治体の全ての計画の基本となる最上位計画であり、おおむね10年間の地域づくりの方針を示す基本構想を受け、おおむね5年間の行政計画を示す基本計画、3年程度の具体的施策を示す実施計画の三つをあわせて総合計画となっているところであります。

小山町は、総合計画の基本構想及び基本計画の策定や変更廃止に関しては、議会の議決すべき事件等に関する条例の議決案件ともなっております。我々議員も、次期総合計画の策定については十分精査していかなければならないと思っております。

今議会で町長は、2019年までの総合計画を今後のスケジュールや策定方針などにおいて、町民の声を施策に反映するという一方で、1年延長にする変更の議案を提案しております。もう総合計画の素案づくりについては、検討していると思っております。限られた期間でありますので、2021年を始期として考えられたので、間に合わないことのないよう、総合計画の策定を望みます。

また、町長の第5次総合計画の策定に期待するものであります。

そこで、池谷町長に第5次総合計画における政治方針について5点ほどお伺いしたく質問いたします。

1点目、まず、最初に1点目としまして、私は、人事は町長の採択であります。今回の総合計画ディレクターの任期付短時間勤務職員の採用については、異論があります。町長は、公約にて専門監など外部登用職員の見直しをうたっております。これは、公約違反だと思いますし、新聞報道による友人を採用するというコンプライアンスにも疑問があります。町民もよくないのではとっております。この職員の採用人事に至る経過と選任理由についてまずお伺いいたします。

2点目としまして、これまで第4次総合計画の後期基本計画において掲げられていた、幾つかの町政の根幹に関わるような部分というのが継承されるのか。また、百年の計構想というものが、前込山町長時代に作られたと思いますが、これをそのまま引き継ぐような計画となってくるのか。それともリニューアルとか見直すという考えになるのか、今のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、町長は、10年のスパンの総合計画を考えているようですが、これからの10年の小山町の町をどうしていきたいのか率直な思い、考えをお聞きしたいと思います。

4点目としまして、町長の第5次総合計画の策定における目指すもの、方針は何かお伺いしたいと思います。

最後に、5点目として、今回新たな第5次総合計画審議会委員のメンバーは、どのような人を選任する予定なのか。また、若い人の人選も考えていくのか。

以上5点について質問いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。鈴木 豊議員にお答えをいたします。

はじめに、「第5次小山町総合計画における町長の政治方針について」のうち、「総合計画ディレクターの任期付短時間勤務職員の採用に至る経過と理由について」であります。任期付短時間勤務職員は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合、公務の能率的運営を確保するため、任期を定めて採用することができるものであります。

次期総合計画の策定に当たり、アンケート調査等の準備が進められておりましたが、計画期間の考え方、策定方法について、町民が主役となるよう、改めて検討が必要と考え、策定までの間、統括をする職が必要と考えたことから、任期付短時間勤務職員を採用したものであります。

採用に当たりましては、総合計画策定について、専門的な知識、経験があり、すぐれた執権をお持ちである方を選考し採用いたしました。専門監等任期付短時間勤務職員とは、役割も、また待遇も異なっております。また、総合計画ディレクターの職務は、小山町の最上位計画である総合計画の政策、施策の取りまとめ等、大変重要で、具体的な任務を持っており、友人という理由をもって採用することはあり得ず、コンプライアンスに違反するとは考えておりません。

次に、「第4次小山町総合計画後期基本計画に掲げられた、町政の根幹に関わる部分は継承されるのか、また、百年の計構想を引き継ぐ計画かリニューアルする計画か」についてであります。

議員の御質問にもありましたとおり、総合計画は町の最上位計画であり、現在もこれに基づいて各種施策の推進を図っているところであります。これら施策事業の中には、議員御指摘のとおり、町政の根幹に関わるもの、また過去数年、そして今後数年にわたって取り組むべき施策等が数多く含まれております。よって、第4次総合計画から第5次総合計画に切りかわったからといって、その内容の全てを変えるということはないと考えます。

次期総合計画の策定に当たり、各種事業のスクラップ・アンド・ビルドを実施していくこととなりますが、その中でも、事業の継続性や持続性が求められるものについては、当然継承してまいります。特にふじのくにフロンティアを開く取り組みにおいて、現在既に着手している大規模事業等につきましては、防災対策にも配慮しつつ、しっかりと着地させ、「実を結ばせる」ことが私の使命であると感じております。

その他、各種施策・事業におきましても、小山町の次の10年を見据え、その必要性、妥当性をしっかりと検証した上で精査をしていきたいと考えております。

次に、「町長は10年スパンの総合計画を考えているようだが、これからの10年の小山町の町をどうしていきたいのか、率直な思い・考えを聞きたい」についてであります。

これにつきましては、私が選挙活動を行っているときから一貫して申し上げてきましたとおり、「町民が主役のまち」「住民幸福度日本一のまち」にしていきたいと思っております。「町民が主役のまち」とは、行政主体で物事を進めるのではなく、常に町民の声に耳を傾け、その意見をできる限り反映し、真に町民に望まれる町政運営に当たることであり、「住民幸福度日本一のまち」とは、「今」、この町に住んでいる町民の皆様が、「この町を愛し、この町に誇りを持ち、この町で暮らしていることに幸せを感じるまち」ということであります。

人口減少が進む本町にあって、他地域からの移住、定住を促すことはもちろん重要であり、そのための施策を進めなければなりません。先ほど申し上げましたとおり、「今」、この町に住んでいる町民の皆様が幸せを感じる、魅力を感じる町になれば、必然的に本町は町外の方々から選ばれる町になると思います。

そのために、町民の「今」としっかりと向き合いたい、他市、町の方々がうらやむような魅力ある小山町を築き、未来を担う子ども達が夢と希望を持てるようなまちづくりを進めていく、これが私の率直な思いであります。

次に、「第5次総合計画策定で目指すもの・方針は何か。また、計画策定における大きなポイントは何か」についてであります。

まず、目指すもの、方針は、一言で言えば町民が幸せになるため、町民のための総合計画を町民と共に創るということであり、具体的には、町民の皆様様の御意見を聞きながら、選挙の際に掲げた様々な公約を実現し、「町民幸福度日本一」のまちづくりを行うということであります。

そのポイントであります。町政の主役は町民の皆様であることから、町民の皆様の意見をしっかりと聞き策定するということであり、このため、今定例会におきまして策定にかかる期間延長の議案を提出をさせていただいているところであります。

また、次期総合計画は、総合戦略の計画期間とあわせ10年スパンの計画として、町政運営の基本となる二つの計画を同時に進行管理をしていくこともポイントであります。小山町自治基本条例に「町長の責務」として、町長は町民の意思を尊重し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければならないと規定されており、町民の皆様の意見が反映された総合計画にのっとり、町政をしっかりと運営してまいる所存であります。

次に、「第5次総合計画審議会委員のメンバーはどのような人を選任する予定なのか、また、若い人の人選も考えていくのか」についてであります。

人選につきましては、今定例会初日に一部改正をお願いいたしました小山町総合計画審議会条例第3条第2項の規定により「関係行政機関の職員」「公共的団体の代表者」「地域開発に関し知識経験を有するもの」の基準を満たす方々に委嘱していく方針です。

また、この基準による人選となりますので、委嘱するメンバーは従来のメンバーと大きく変わることはないと考えていますが、この総合計画審議会の下部組織であります「小山町総合計画企画委員会」では、町長が委員に任命する職員のほかに会議への参加を希望する職員の中から町長が選任をできるようになっております。そこで、若手職員を中心に委員を募集したところ10名以上の若手職員が立候補してくれましたので、意欲のある若い職員をメンバーに加えてその意見を取り入れながら委員会を進めていきたいと考えております。

更に、この企画委員会には、広く町民の声を取り入れるため、「町民企画委員」を委嘱することが規定されています。この町民企画委員には、できるだけ若い人や女性に加わっていただきたいと考え、現在、募集チラシを全戸配布して委員を募るとともに、鋭意組織体制を整えているところであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○4番（鈴木 豊君） それでは、3点ほど再質問させていただきます。

まず1点目ですが、総合計画ディレクターの任期付短時間勤務職員の採用についてですが、友人という理由をもってコンプライアンスに違反していないと申しますが、町長は身近な人の関係を是正すると言われておりますし、身近な人の採用は私は疑問であります。町長は町職員OBなども検討したが適任者が見つからなかったと新聞報道がありましたが、私の知る限りでは、役場OBで優秀な方もおります。どのように選任に当たり努力したのか、町長にもう一度お聞きしたいと思います。

2点目としまして、ただいま第5次総合計画についての方針や町をどうしていきたいかなどお伺いしましたが、正直ありきたりの回答しかなく、私どもが聞きたいは将来の小山町を町長自身

具体的にどうしたいのか、また、町長のこのような新しいものを、総合計画に反映していきたいという考えがあるのか、町長にお伺いしたいと思います。

3点目としまして、総合計画の策定において町民の声に耳を傾け意見を反映すると申しますが、町長は現在まで出前講座など各地域へ出向き、まちづくりの話を聞いていますでしょうか。これからもしていくのか、お伺いしたいと思います。

以上3点について再質問させていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、具体的な名前を出して恐縮ですけれども、牧野氏でございますけれども、御殿場市役所に38年間在職をされました。この間16年間は総合計画を所管する企画調整課に所属をしておられまして、計画の策定から進行管理まで担当されておりました。また、2009年から2010年までは企画部長をされるなど、御殿場市の行政の中核として活躍された人物でございます。

私も、御存じのとおり御殿場市役所で26年間余ですか、一緒に働いておりましたが大変優秀で他の職員の模範となる職員でありました。また、小山町の用沢在住でございまして、平成28年度用の区長さんも務められるなど、地区の皆様の信望も厚く、町の将来を決める総合計画の企画、立案を担うディレクターとして適任であるというふうに判断をしたものでございます。身近な人の採用、あるいはほかのOBもおられるという話でございましたが、総合的に勘案をして、今のような理由により採用したものでございます。

第5次の総合計画につきましてですけれども、町民が主役のまちづくり、町民の声を聞くということが基本でございますので、町民の皆様がどのような町にしたいのか、ということがまず先にあるというふうに思います。

そして3点目の質問とかぶるわけでございますけれども、これから総合計画の策定に当たりましては、町民の皆様と直接対話をする、そういう機会も設ける予定でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） ただいま町長から再質問の回答いただきましたが、まだ納得は私はしませんが、今後の総合計画の策定経過を見ていきたいと思っております。

では、1点だけ再々質問をさせていただきます。

この総合計画の策定において、スケジュール的に2021年4月に間に合うのか少し私は疑問に思いますが、その点の考えはどうか。スケジュールがあればお教えていただきたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 再々質問にお答えいたします。

1年延長いたしまして令和3年4月1日からは計画を反映できるように適時進めていきたいと

考えております。スケジュール的につきましては、今、調整をしているところでございます。

以上であります。

○4番（鈴木 豊君） 以上で質問は終わりにします。

○議長（池谷洋子君） 次に、個人質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） 私は、通告に従い2点の問題について一問一答方式で質問させていただきます。

まず、「台風19号の被害と今後の対応は」の質問です。

10月12日に発生した台風19号による小山町内各所の被害は甚大なものでありました。今回、幸いにも死者はいなかったものの、被害に遭った個々のお宅や施設等は大変な状況でした。自衛隊、消防団、役場職員、ボランティアなどの力で応急的な復旧はできたものの、まだ本格復旧までにはほど遠い場所は何カ所もあります。

公共土木施設関係の町の管理下の被害総額は13億円を超え、県の管理施設被害もほぼ同額の13億7,000万円。その合計は26億9,000万円以上だという、経済建設部の議会に対する説明が先日あったばかりです。

しかしながら、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用が本町にはなされなかったわけで、最終復旧に向けての財政的支援等の課題は依然として残っています。本町は過去にも何度か大規模な災害に遭っています。最近では、2010年、平成22年9月の台風9号による大被害。このときは、局地激甚災害指定を受けました。

更にさかのぼると、1972年、昭和47年7月の集中豪雨による大きな被害もまだ記憶に残っています。どうしても、狭い谷に住居が立ち並ぶ本町は、一たび大雨が降れば大きな災害に発展する宿命的な運命にあります。そこで、今回の台風被害を改めて検証すると同時に、今後の対応について質問させていただきます。

まず町長に伺います。

今回の台風被害を分析すると、雨量、災害の種類等、どのような特徴があったのか。また、町が被害箇所に対して直ちに対応した内容について、更に、町として、国や県に対して行った要請等について町長にお聞きいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをします。

町に多大な被害を与えた台風19号は、10月12日、大型で強い勢力のまま上陸し、長時間にわたり強い風雨をもたらしました。今回の台風の特徴といたしまして、平成22年の台風9号の場合と比較してみますと、平成22年には町の北側及び北側斜面に多量の降雨があったのに対し、今回は、町の東側及び東側斜面に多量の降雨がありました。

また、平成22年には時間雨量100ミリ前後の降雨時間帯が2回あり、降り始めからの雨量が600

ミリ程度であったのに対し、今回は時間雨量50ミリ程度の降雨時間が数時間に及び、降り始めからの雨量が多いところで、民間データであります、800ミリを越えました。

災害の種類、特徴につきましては、22年に比較して大規模な山腹崩壊が少なく、集落もしくは集落に近い場所への土砂流出が多かったと分析しているところであります。

今回の台風に対する町の対応としましては、前日11日の夜8時から事前配備体制に入りました。翌12日8時15分に第一次配備体制に移行、同時に避難所開設準備に取りかかり、8時45分には消防団に対し、町内の警戒と河川の水位情報も収集に当たるよう要請を行いました。その後、14時14分に災害対策本部体制を敷くところとなりましたが、この間、気象庁や静岡県が発表する雨量、河川の水位情報はもちろんのこと、入手し得る様々な気象情報を注視、分析しながらこの地区、または区域において災害の危険性が高まっているかを検討しました。そして、9時45分の足柄地区への避難勧告をはじめとして、町内各地に勧告、指示の避難情報を発表し、町民の避難を促したところです。

被災箇所への対応につきましては、情報が入り次第職員を現場に送り、応急対応に当たるとともに、国、県から派遣された連絡員を通じて関係機関との情報共有等に努めました。更に、生土県営住宅に近接する鮎沢川護岸の決壊、平成の杜の敷地内への多量の土砂流入といった重大事案につきましては、消防、警察のほか、静岡県を通じて自衛隊の出動要請を行っております。

また、災害復旧の実施に向けて、国や県に対しましては激甚災害指定財政的支援等の要望をするとともに、静岡県に対し、農地や林道復旧事業等に係る技術職員の派遣を要請したところでもあります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） それでは、具体的な質問させていただきます。

今回の被害の特徴を見ると、用水路を流出した土砂による被害が多いように思います。比較的小さい用水路であっても、今回のような大量のスコリア土壌流出の危険性があることを再認識したわけです。

その点での町の分析や、認識をお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 用水路につきましては、田・畑などの農地の耕作のため水を導く施設でありまして、小規模の水路がほとんどであります。また、河川などから自然流下による導水を行うため、本町の用水路の延長は長く、その間、背面に山林の斜面を抱える箇所が複数あり、山腹の浸食によりスコリアなど流出しやすい土砂は水路に堆積し、あふれ出ることとなったと考えております。

更に、今回の気象特性といたしまして、急峻な地形に強い雨が長時間続いたことで、山地から土砂が混入した水が集落や市街地、また、水路に隣接する人家へ流入し、被害が発生したものと

認識しております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

例えば、藤曲の信号付近、柳島公民館、中島の松本さん宅の横、境ノ沢に流出したスコリア土壌の量は、ごく小さな水路や土管を流れ下ったものとは信じがたい大量の土砂でした。ということは、今後も小さな水路や土管であっても油断できないわけで、防災上、今回の災害を教訓にするなら各区と連携して各区にある小さな水路や土管の現状チェックし、上流から土砂流出の危険性があるのか否か総点検すべきと考えるわけですが、その点でのお考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 再質問にお答えいたします。

事前に台風や豪雨が予想される場合には、広報など、用水路の堰について管理の周知をしておりますが、このたびの台風19号のような豪雨につきましては、普段から管理していても防げないのが実情でございます。

そのため、本町といたしましては、今後、用水路に土砂が入らないように山林の所有者や地区の方々と共同で危険箇所の確認、土砂対策など、山地の強靱化を図る必要があるものと考えます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

本町の土砂災害ハザードマップと今回起こった被害箇所を比較した場合、例えば藤曲から湯船柳島に行く信号付近や小山4区（下谷）の臼井さん宅のように、土砂災害警戒区域にも特別警戒区域にも指定されていなかった箇所で被害に遭っている例が見受けられます。

このように、危険が想定されていた場所と一致していないところもあるようですが、その点の検証をまず伺いたいと思います。

また、そういう見地に立つなら、今回の災害を受けて、土砂災害ハザードマップの見直しの必要があるように思うわけですが、その点での見解も伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 防災課長です。

今回の被災箇所については、おおむね土砂災害警戒区域と一致しているか、あるいは、近い場所にあると考えているところであります。しかし、スコリアの特性等から警戒区域から外れた箇所での被災も多く見受けられました。

今回のように、雨量が相当量に達する場合には、市街地や集落に近い用水路等に対するケアが必要であると考えているところであります。

また、ハザードマップの見直し、改定については、土砂災害防止法等に基づき静岡県が警戒区

域を指定することになります。今年度、台風19号の被災前に、県で警戒区域の追加見直しの作業を完了したところであり、これに基づき、町では来年度ハザードマップを作成する計画になっております。

今回の改定では、被災箇所をハザードマップに反映することはできませんでしたが、今後、次の改定において活かせるよう県に働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

おおむね一致していても、今回の災害を教訓とするなら、実際に被災した箇所は今後も注意喚起する意味で土砂災害ハザードマップに反映すべきだと考えます。

私は、町が発信しているハザードマップを全部見てみました。どうしても微妙な部分は、判断しにくい場所が幾つもあり、ハザードマップに全幅の信頼はできないのかなあという感じを持っています。

ただ、ハザードマップをもとに、町民の皆さんに防災意識を持ってもらい、普段から注意する意識を高めるためには、今回の被災箇所はくまなく新たな作成に活かすべきだと考えますが、その点でのお考えを伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今回の被災箇所を今後のハザードマップ更新時や作成時に活かすべきであると考えます。

一方で、現状では土砂災害警戒区域を示したものがハザードマップであり、警戒区域については、斜面の傾斜角など、技術的基準がありますので、被災箇所全てを反映することは難しいというのが、実際のところであります。

ならば、町独自のハザードマップを作成すればよいとの御意見を以前の議会においてもいただいておりますが、網をかけた土地の財産価値を左右する要素があったりと、このこともなかなか難しいことであると考えています。

町としましては、出前講座等を通して危険な箇所に対しての啓発や情報共有を図りながら、また、区からの要望事項として町に出していただくことで共通の認識を持ちながら、できる箇所についてはハード対策を講じていくなどして対応していきたいと考えています。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） 次の質問に移ります。

今回も、山腹崩壊によるスコリア土壌の大量流出があったわけですが、町が抱える課題でもある山腹や急傾斜地の強靱化を一層強化する必要があると考えるわけですが、今後の対応策をど

う進めるのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 今回の台風第19号でも山腹崩壊が発生いたしました。その要因の一つといたしまして土砂流出のきっかけとなる荒廃森林が考えられます。町内の個人所有山林などでは、間伐などの手入れが遅れ、日光が入らず下草が生えていない脆弱な森林がふえているのが現状でございます。

そのため、今後といたしましては、町内の森林所有者に適正な森林管理を促すため、間伐等森林整備の勉強会や軽微な山腹崩壊の対策工法の講習会などを開催し、町民に森林保全に努めていただくよう周知してまいりたいです。

また、森林所有者に森林管理の意向を確認し、管理が困難である場合につきましては、森林経営管理法に基づき、森林所有者に代わり、町や林業事業体で適正な管理を行ってまいりたいと考えております。

治山事業につきましては、引き続き県と協力して事業化に努めてまいりますが、荒廃が予想される溪流などにつきましては、地域の方々や山林所有者と山林パトロールを行い、山腹崩壊が予想される箇所や不安定土砂の有無などについて情報を共有し、山地災害の経験を踏まえ山腹崩壊の未然防止に一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

平成22年の災害は、町の北側の山林及び斜面の大規模崩壊が特徴的でしたが、今回は民家にごく近い身近な斜面などの崩壊が多くあったのが特徴的だと思います。

ですから、平成22年の山腹崩壊とは異なる、ごく身近な場所の点検と土砂崩れの危険性がある場所の手当が、規模としては小規模であっても必要だと感じるわけですが、その点でのお考えを伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの再質問に対する回答と重なる部分もございしますが、土砂崩壊の危険性のある箇所につきましては、山林の所有者や地区の方々と共同で危険箇所を確認し、危険箇所の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、発見された危険箇所につきましては、小規模の崩壊であっても予想される被害を踏まえ、土砂対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） それでは最後の質問です。

今回、町の対応は決して遅くはなかったと私は感じています。私は被害があった初日は地元の被災箇所での作業の手伝いで精一杯でしたが、翌日、災害対策本部に行ったら、職員の皆さんがフル回転している姿を目にしました。把握していなかった被害状況が次から次と本部に入ってきていました。

そこでお聞きしたいのですが、このような災害が起こった場合の復旧対応の優先順位には一定の考え方があるのか、伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 被災箇所などの情報は、様々なものが災害対策本部に入ってきます。今回の台風では約200件ほどの情報が入ってまいりました。復旧の応急対応としてまず優先すべきは、人命や身体に及ぼす危険性があるかどうかであり、その判断により措置、対応をしていくこととなります。

次に、公共性公益性で多くの住民等に影響があれば優先して応急対応することとなります。

したがって、道路や河川といった公共施設は必然的に優先順位が高くなるものと考えていますが、それも被災規模の大きさなど、現場の状況も加味して優先順位を判断していくこととなります。

被災者となった町民の方から、まだ現場に来ていないなどの連絡を多数いただきましたが、御理解いただきたく考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） 分かりました。

今回、函南町や伊豆の国市には適用になった災害救助法や被災者生活再建支援法の適用が本町にはなされなかったことは本当に残念です。災害救助法が適用されれば、応急修理などの支援で最大59万5,000円の現物支給ができるわけですし、災害救助の主体が市町村から都道府県に代わり、財政支援上でも国の負担が100分の50にふえます。しかし、それがかなわなかったわけです。幾ら基準に達していないからといって、救済される被災者と救済されない被災者に差が生じるのは悔しい限りです。

今後、被災した自治体として、国に対してこのような災害が生じた場合柔軟な対応要求していただきたいですし、防災・減災に向けた山地強靱化の一層の努力をお願いして、私の一つ目の質問を終了いたします。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、「小山消防署と須走分署の建て替え展望は」の質問です。

御殿場市・小山町広域行政組合でも取り上げられている問題ですが、町内にある小山消防署と須走分署の老朽化が進んでおり、建て替え問題が大きな課題となっています。

小山消防署は昭和47年4月1日に御殿場市・小山町広域行政組合消防本部小山分署として開設

以来、47年を経過しており、老朽化に加え、限られた部屋数しかなく、多機能化している今の消防体制を考えると、なるべく早く改善する必要があると考えます。

町としては早急に移転候補地を決定し、新たな小山消防署と須走分署、とりわけまずは小山消防署の建設に着手する必要があります。

そこで、建て替えの展望について質問をいたします。

まず、町長にお聞きします。

本町の消防・救命救急の拠点である小山消防署の建て替えは特に急がなければなりません。御殿場市・小山町広域行政組合としても、小山消防署の建て替えにあわせて備品類の入れ替え購入計画も既にあるようです。なのに、本町がぐずぐずして小山消防署の建て替えの展望が立たないのでは、「小山町は何をやっているのだ」ということになりかねません。

町としては、用地確保からまず急いで進めていかなくてはならないわけですが、現状を踏まえ、町長のお考えをお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小山消防署の現状につきましては、議員の御質問にもありましたが老朽化が進み、東日本大震災の際には、壁にひびが入るなどの被害も出ております。そうした現状を踏まえ、消防署の建て替えを見据え、平成30年1月に役場庁内に「小山消防署あり方検討会」を設置して小山消防署のあり方について検討を行い、昨年度までに最終報告を取りまとめております。

最終報告では、各種車両の大型化に対応できるスペースの確保等、主に建て替え後の消防署に求められる機能やそのために必要となる施設の面積等について取りまとめられておりますが、その結果から、現在地での建て替えは困難と考えております。

建て替えの建設地を考える上では、新たな機能・施設の配置に必要な広さの確保のほか、場所についても足柄サービスエリアと新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリアにスマートインターチェンジが設置されることで、小山消防署が受け持つ管轄区域が広がること等、様々な要素を考慮し検討する必要があります。建設地の選定は非常に困難な課題であります。

しかしながら、小山消防署の建て替えは今まさに取り組まなければならない喫緊の課題でありますので、広域行政組合と連携しながら慎重かつ迅速に進めていきたいと考えています。

また、須走分署につきましても同様の状況にあると認識しておりますが、まずは小山消防署の建て替えに目途がついた後、順次着手したいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） それでは以下、具体的な質問します。

小山消防署あり方検討会は、これまで6回開催されてきたと認識していますが、その中でどういふ話し合いが重ねられてきたのか。また、建て替え検討の進捗状況はどうか、具体的な建て替え候補地はどうか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理監（野木雄次君） 「小山消防署あり方検討会」では、現状における町内各地区への出動件数や現場へ到達するまでの所要時間の分析、大型化した車両に係る必要な緩衝スペースの検討、足柄サービスエリアと新東名高速道路に新設されるパーキングエリアに、ともにスマートインターチェンジが設置されることで、小山消防署が受け持つ管轄区域が広がることにより、設置箇所についてその点を考慮しなければならないことなどを検討しました。

また、防災機関を併設した場合に新たに必要となる防災機能等の検討を行いました。

町長の答弁にもありましたが、そうしたあり方検討会での検討も踏まえ、現在、様々な観点から建て替えの候補地等を調査・検討しているところであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁についてお聞きします。

消防署として必要な機能、規模、面積についての検討は当然すべき内容です。ただ、現在の小山消防署では、余りにも手狭なわけで、訓練棟まで含めると、現在の小山消防署よりはるかに余裕がある敷地の確保がまずやるべき第1の課題です。

これまで候補地は何カ所か議論され、検討されてきているだろうと思いますが、それらの候補地が現実にならないのはなぜなのか知りたいです。

その点の説明をお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理監（野木雄次君） 幾つかの候補地が意見として出されて、それぞれの場所について面積的要件がどうかとか、接道はどうなっているかということも議論してまいりました。どこの場所についても言えることとしまして、実際に取得しようとする際には土地所有者の意向ということが最初のハードルとなって上がってきます。

その点におきましては、適地であると思われていても地権者の意向として手放せないといった強い意向等が伝えられますとなかなか進められなくなるということもございました。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

近年、小山町は大きく変貌を遂げようとしています。先ほど来から出てるように、新東名高速道路の開通、ホテル等の高層ビルの建設、湯船原を中心に多くの工場の建設などが次々に予定されています。

そうすれば、救命救急や消防の出動範囲の拡大が考えられますし、高層ビル火災対応の消火のためのはしご車、工場で使う化学薬品等に伴う火災対応など、小山消防署の果たすべき役割は今以上に大きくなっていくと予想されます。

そう考えると、新たに建設する小山消防署は、現状の建物より大きくし、設備も充実させる必要があると考えるのですけれども、その点でのお考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理監（野木雄次君） 現況の消防署が建てられた時点から現在までの間に消防車が大型化されていることや、それに伴う導線の拡大、また、町内で進められている開発区域に計画された中高層建築物に対応できるはしご車等の消防車両が新たに配備された際のスペースを検討した結果から、床面積、敷地面積等はふえることとしております。

設備に関しましても署員の勤務環境の改善、女性署員の配置を考慮し検討しました結果、数々の面において設備等充実させる必要があると考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

例えば、女性署員対応の更衣室、仮眠室、トイレなどの十分な管理がされていないから、現在の小山消防署には女性職員が配置できていません。そういった女性署員対応のスペース、消防車が大型化すれば当然車庫も大きくしなければならない。

また、今年実施した広域行政組合での視察で分かったことですが、署員の仮眠室や装備品のストックの場所など、近代化した消防署の工夫された配置には感心させられます。

そういう点を考慮すると、おのずと消防署建物の大きさも決まってくるだろうし、訓練棟を含めると敷地面積も大方決まってくるのではないのでしょうか。

あり方検討会では、消防署関係者側から新消防署はどのくらいの敷地面積が必要だという提案がされているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理監（野木雄次君） 消防署としての敷地面積ということでお答えをさせていただきますと、訓練棟などを含めて5、6反部、5,000～6,000平米程度必要であるということになっております。

これにつきましては将来消防署員数、消防車両等がふえるとした前提で、また、必要なスペースのみを単純に積み上げたものでありますので、今後より計画が具体化していく中で、当然変わってくる数字だということで、御理解いただければと存じます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

藤枝市と焼津市の志田広域行政事務組合の消防本部と防災センターは、同じ建物で一体化しています。もしものときに消防本部と防災拠点と同じ建物もしくは隣り合わせにあれば迅速な連携が可能です。

このように、消防署と町の防災関係の施設を一緒または隣り合わせた新施設の建設も考えられるわけですが、そういう発想はないのか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理監（野木雄次君） 従来どおり消防署機能単独での施設と、防災関連機関を併設する場合の2パターンについて検討したところであります。

それぞれについてメリット、デメリットがあり、併設した際の一例を挙げると、災害対策本部が設置された場合には、消防署と対策本部が隣接することにより迅速な出動が可能になる半面、現状の役場組織でいえば、防災課以外の所管課は移動しなければならない、といったことであります。

これら要素につきましても、新消防署の設置場所を選定する上において必要となりますことから、早急に結論を出したいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

10月の台風被害を考えますと、災害対策本部に消防署員が一定期間常駐となると、消防署が手薄になります。そうであるならば、消防署と防災拠点と同じ建物、または、隣り合わせであれば、連携もスムーズにいきます。

現在、総合文化会館にある防災拠点を新消防署と併設する考えを積極的に進めるべきだと私は考えますが、どうでしょうか。その点を改めてお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理監（野木雄次君） 先ほどの答弁と重なることとなりますけれども、メリットがあれば、その半面、デメリットもあるということで御理解いただきたいと存じます。今後限られた時間の中でありますけれども、更に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） 須走分署の建て替えはもう少し先としても、小山消防署の建て替えのテンポは、いずれにしても急がなければなりません。当然、本町だけの問題ではなく、御殿場市・小山町広域行政組合との絡みもあるわけですのでのんびりはしてられません。

あり方検討会を通して、一刻も早く敷地確保をし、建て替えに向けた具体的な動きをしていただきたいことを要望して、私の質問を終了いたします。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番 池谷 弘君。

○10番（池谷 弘君） エリアをまたいでS u i c a ・ P A S M Oカードの利用について質問いたします。

関東地区の交通機関ではS u i c a ・ P A S M Oが普及して、ほぼ全ての鉄道で利用されています。

東京ではJ R 駅構内での切符自動販売機の横に切符の買い方の案内表示が掲示されるように、切符を買わずにこのカードが普及しており、小山町近隣の小田急でも利用されています。

J R 東海では、御殿場線も含まれたT O I C Aエリアで2019年3月2日には、下曾我駅から足柄駅にI C乗車カード「T O I C A」が導入されています。

しかしながら、現在異なるI Cカードのエリアをまたいでの利用はできておりません。首都圏からの小山町の来町者は、S u i c a で乗車した場合は、降車する際に乗り越し精算をする必要があり、町内の駅は無人駅のため大変難儀しております。

来年2020年は東京オリンピック・パラリンピックの自転車ロードレースの会場でもあり、また、5,000名ほどの人が参加する米・食味分析鑑定コンクール国際大会が開催され、この小山町が全国から注目されます。

このような中で、足柄駅改築も進められており、町でもJ Rによる首都圏からの来町者を迎えるように努力をしており、今後、多くの来町者が予想されます。

この異なるI Cカードのエリアをまたいでの利用については、静岡新聞の10月29日の社説にも取り上げられており、また、御殿場線利活用推進協議会で御殿場線利活用が進められています。

そこで、首都圏から多くの利用客が期待できるエリアをまたいでのカード利用について3点伺います。

1点目は、現在の状況はどうか。

2点目、早く利用できるように検討していることはどのようなことか。

3点目として、今後の進捗予想を伺います。

以上、回答をよろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷弘議員にお答えをいたします。

「エリアをまたいだ交通系I Cカード利用」についてであります。

本年3月に、J R 東海の交通系I Cカードの利用エリア拡大に伴い、J R 御殿場線の下曾我駅から足柄駅間で、I Cカードの利用が可能になりました。

しかし、J R 御殿場線でのI Cカード利用が実現しても、J R 東日本とJ R 東海の接続駅「国府津駅」での乗りかえ時におけるI Cカードの精算、またぎ利用ができないことは小山町のみならずJ R 御殿場線沿線市町共通の課題であります。

このまたぎ利用の実現に向けて、毎年、「御殿場線利活用推進協議会」や「国府津から御殿場間で交通系ＩＣカードの利用を促進する議員連盟」及び「ＪＲ・私鉄沿線市町利便性向上対策連絡会」で、国や静岡県、鉄道事業者各社へ要望活動をしております。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、御殿場線沿線においても自転車ロードレース及び個人タイムトライアルが行われることもあり、東京方面からの外国人を含めた観客、観光客等が多数訪れることが見込めることから、早期実現を要望をしております。

しかしながら、鉄道事業者から要望に対する前向きな回答は得られていないのが現状であります。

町といたしましても、エリアまたぎの問題につきましては、引き続きＪＲ御殿場線沿線市町や国会議員県議会議員等と連携し、調整を図りながら早期の実現に向けて交渉を続けてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○10番（池谷 弘君） 2点再質問いたします。

1点目は、エリアをまたいだＩＣカードの利用を要望し続けているということが重要ですが、現在、鉄道会社の実現できないと考えられる問題点や課題は何なのか、伺います。

また、それらをもとに2点目といたしまして、今後の町としての行動計画はあるのか、あれば、お聞かせください。

以上2点再質問いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷弘議員の再質問にお答えをさせていただきます。

一つ目の実現できないと考えられる問題、課題の件でございます。

本年度、御殿場線利活用推進協議会が、「交通系ＩＣカードの各鉄道事業者のエリアをまたがる利用の実現について」要望した回答では、日本全国に係るシステムであることから、技術的な課題が大きい。ＪＲ各社と連携して勉強しているところ。そして2020東京オリンピックがあるので、そのときには今より不便をかけない形で対応できるよう検討を進めている。と回答をいただいております。

私も、この御殿場線の関係につきましてはずっと前から携わっておりますので、いろいろ調査・研究もしておりましたけれども、やはり一番の課題はお金もですね、金額的にも今のところ200億円から300億円かかるというふうに言われてございます。

それとまた、ＪＲでも特に東海さんが余り積極的でないというような状況も背景にあるというふう認識をしているところでございます。

二つ目の点でございますけれども、このまたぎ利用につきましては、様々な団体ができて活動をしております。ただいま答弁にもありましたけれども御殿場市長が会長であります御殿場線利活用推進協議会、そしてまた、駿豆線沿線地域活性化協議会、これは会長が三島市長でございます

す。そしてまた、伊豆東海岸鉄道整備促進協議会、これは設立予定でございますけれども、会長は伊東市長になる予定でございます。

公共的な会といたしますとその三つ、そしてまた議員連盟もできておりまして、ちょっとありましたが、国府津御殿場駅間で交通系 I C カードの利用促進する議員連盟、これは山北の方で町会議員さんが頭でやられている神奈川県の子な市町の議員さんが所属している、この場におられます渡辺悦郎先生も所属しているというふうに承知をしておりますけれどもそういう会、それとまた静岡県で県議会議員で J R 東海と J R 東日本交通系 I C カード相互利用促進静岡県議会連盟という連盟も立ち上がったところでございます。

このような様々な協議会、連盟が活動を続けていくためには、これを一本化するということも必要でございますので、今回、J R、私鉄沿線市町利便性向上対策連絡会というものができます。これは会長が沼津市選出の衆議院議員 6 区の選出でございます勝俣孝明先生、そしてまた副会長には神奈川県 17 区選出の衆議院議員牧島かれん先生、こういう皆様が会長副会長で、あと県議会議員、そして今申し上げました様々な協議会、連盟も所属するという大変大きな組織ができているという状況でございます。

町といたしましては、こういう組織に協力する、それと連携を図りながら、しっかりと歩調を合わせて推進をしていくということであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 特にございません。以上で質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） はじめに、台風19号に被災されました多くの町民の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に基づきまして、公設のコミュニティセンター設置の推進について質問します。

コミュニティセンター（以下「コミセン」と略します）コミュニティセンターは町民の学習、文化、スポーツ活動並びに自治会、福祉、環境、安全の確保など、地域の総合的な活動拠点とし、重要な施設として設置されています。現在、町立コミセンとしては町内に 8 カ所が設置され、それぞれ地域に根差して大変重要な施設となっています。

また、コミセンの管理運営はそれぞれの地区に指定管理者として依頼している状況にあります。

近年、台風や大雨等では身近な場所の避難所としてコミセンの必要性が求められています。

本年10月12日に上陸しました台風19号のときには、私の住む地区では 5 段階中の 4 になる避難勧告が出され、避難を行いました。近くの小学校の体育館では屋根の数カ所が雨漏りして避難所としては適さず、また、中学校の体育館では、隣接する北側の土手斜面が崩落したことなどから避難所としては適切でない状況にありました。そのため、氾濫しそうな鮎沢川や須川の橋を渡り、命がけで遠く健康福祉会館まで避難しなければならなかったのが現状でありました。

本町においては、台風19号の上陸により10月12、13日両日に避難された方々は、9カ所の避難所で894人もの数に上っています。

町内の学校区別に見たコミセンの設置状況を見ますと、急傾斜地が多く災害の危険性の高い明倫地区にはコミセンの設置は1カ所もなく、同様に成美地区も比較的少ないのが現状です。

また、各地区に公民館が設置されていますが、多くは地域の神社の社務所などとして設置されたもので、避難所として機能するコミセンの存在ではなく、更に、多くの公民館は建設後4、50年が経過した木造平屋建てが主であり、老朽化が目立つ現状です。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

一、コミセンの未設置地区の住民は身近な場所に設置を望む声が多く、近年、災害時の避難場所としても早急に設置推進が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員にお答えをいたします。

各区の集会所、公民館、コミュニティセンター等のコミュニティ供用施設は、コミュニティ活動や自主防災の拠点として重要な役割を果たしている施設であります。

しかしながら、各区のコミセン施設の設置状況は、区が自ら設置した施設や町が公の施設として設置した施設が混在する区がある一方、コミセン施設のない区もあるなど、地区により差が生じており、今後はその状況を整理することが課題であると考えております。

コミセン施設は大きく分けて2種類あり、対象人口が1,400人までのコミセンの場合は、過去に区の事情から防衛補助金の活用などの理由により、町が主体となり設置したものもありますが、基本的には、各区が設置するものと考えております。これまでも各区の財源により設置していただいております、町の一般財源から支出したことはありません。

一方、対象人口が1,401人から5,000人までの場合は、公の施設として町が設置するものと考え、これまでに、足柄、北郷、須走の3カ所に地区コミセンを設置してまいりました。地区コミセンのない成美地区については、健康福社会館を地区コミセンの代わりとして使用していただいておりますが、明倫地区にはそのような施設がなく、必要であることは十分理解をしております。地域コミュニティ施設として重要な役割を果たすものでありますので、今後検討しなければならないと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問ありませんか。

○9番（岩田治和君） 再質問をいたします。

まず私は、このコミセンに限らず、小山町内でも地域間格差というのがすごくあるんじゃないかっていう感じがしてるわけなんです。

特に明倫地区にはコミセンが全くなく、設置を希望している町民が多いわけですけど、今回こ

の、私の一般質問をするに当たり、明倫地区の区長さん全てに話を伺いました。そうしますとやはり、身近なところで公民館、社務所があるけれど、どうしてもやはりコミセンとして欲しいんだっていうことを区長さんの要望としても出ております。

それで、今まで例えばこのコミセンに限らず、都市公園にしても明倫地区には全くございません。放課後児童クラブなんかもちょうど平成20年ぐらいになると思いますけど、明倫地区が一番最後になってできました。それまでは民家使って全くそういう施設がなかったわけです。

その後平成21年ぐらいに、幼稚園の統廃合があったときも明倫地区にあった駿河幼稚園は小山駿河幼稚園として、いわゆる成美地区まで移されて明倫地区がなくなってしまったことがあります。

更に今回のこども園についても、ほかのところは大体構想が決まってきましたが、明倫地区だけは来年以降、ようやくこのこども園の構想が決まるってというようなことで、だいぶ明倫地区だけは、地域間格差で全ての点にとは言いませんけど、最後になっていることが多いと思います。

私、実はコミセンがどうしても必要だっていうことで、ちょっと時期忘れましたが長田町長と公の席じゃなくて、膝つめの会合でちょっと話したことがあるんですが、一時は現在の小山葬祭センターの駐車場の半分は小山町の土地だからそこに作りましょうかっていう話になったところもあったんですけど、これはどちらかといいますと菅沼地区と坂下地区が占有してしまうので、それだったらもっと地区にそんな規模が大きくなくても4、50人が集えるようなコミセンを作ってくださいってというようなことで、一度話がまとまらなかったことも過去にはあったわけですけど。

ですから、今回この質問するに当たって、明倫地区の区長さん、並びに、地区の方はだいぶこのテレビ放送も見てると私は信じているんですけど、実際のところ、今はふるさと納税が100億円強の基金があります。文化財の補修に豊門公園の西洋館に3億円使って今、改修工事やってますけど、更に森村橋も1億何千万とかかけてやっておりますけど、それだけのお金をかければ私はみんな欲しがってるコミセンが何棟も建つんじゃないかと思えます。何棟ってそんなに多くないかもしれませんが、町民の皆さんがやはり要望しているものは、やはり文化財の補修も先々は今やっという必要なこともあるかもしれないですけど、もっと早急にこのふるさと納税の100億円強の基金も、そういう住民の皆さんが欲しているようなものに使っていただければ、私は一番有効な使い方だと思っております。

町長は先ほどの答弁の中で、総合計画の中で町民の声を聞くんだっていう、町民優先の町政を目指すってことを言われておりますので、ぜひ、明倫地区の各区の区長さんのこの要望を聞いていただき、私はコミセンを明倫地区、また成美地区の方にももっとふやしていただきたいと思っております。

答弁の中に、「基本的には各区が設置するものと考えております。」こういうようなこともありますけど、なかなかこれは基本的に、各区で作るっていうのがちょっと難しい、そう簡単にはで

きない問題なんです。

ですから、これについても一度町長に再度、答弁を伺わせてもらいます。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目でございますが、町政運営の基本、これはやはり町民の意見、皆様の意見を聞きながら、地区のバランスを考えながら調整をして進めていくということであるというふうに思います。コミセンの質問でございますけれども、明倫にもコミセンは当然必要というふうに考えてもおりますので検討してまいります。

なお、ふるさと納税の関係ですけれども、これは基金の使途は決められていますので、文化財に使う基金をこちらのコミセンに回すということは基本的にはできません。これは制度上そうなっておりますので御理解をいただきたいというふうに思いますけれども、やはりふるさと納税で、全国の皆様からいただいた寄附金は、有効に使うということが基本でございますので、この導入も考えて早急に検討してまいりたいというふうに思います。

2点目でございますけれども、基本的に各区が設置することは難しいというお話でございましたけれども、これは町の基本といたしましてそういう取り決めをして今までも過去にもそういう経緯で作られているというふうに承知しておりますので十分に分かりますが、基本方針をここで変えるというわけにはいきませんので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 再々質問させていただきます。

先ほど答弁の中で基本的には各区が設置するものと考えて、各区の財源により設置いただき、町一般財源から支出したことはありませんという答弁があったわけですけど、確かに、これは私も何か所かちょっと調べてみたらやはり地区の寄附金等で集めた財源っていうのが半分以上あるっていうことは聞いております。ただ、これは条例上決まってるわけじゃなくて、県の方針でも特にその財源は、寄附によるものだっていうような取り決めも一切ないわけです。

例えば、私の住んでいる近くのところ見ても大きな寄附団体等もございませんで、なかなか寄附金を集めたりとか地区の自主財源でやるってのが本当に困難、本当に例えば、屋根の補修するのにペンキ塗るだけでもかなりの費用が必要になってくるもんですから、全く新しくコミセンを地区で作るとかそういうことは、ちょっと今考えられないぐらいの状況です。

ですから、町長、今、答弁があつて基本方針で言われましたけど、これまで慣例的に地元負担が必要としているのを、この方針は、今後変えていくっていうような考えはないのかどうか、再度質問いたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

最初に申し上げましたとおり、いろいろなバランスがございます。過去の経緯がありますので、ここで方針を変えるというつもりはございません。

ただ、いろいろな町民の皆様の意見を聞くという中で、そういう考えを全町民の皆様、大方の町民の皆さんがそういうことで御理解をいただければ、それは検討する余地があるというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（岩田治和君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、5番 遠藤 豪君。

○5番（遠藤 豪君） 今回、私は、2点について一般質問をいたします。

はじめに、本年4月の選挙により池谷町政が誕生し、はや7カ月になろうとしております。その間、大きな動きはなく、町長が手腕を発揮するにはもう少し時間はかかるのかと感じております。

先日町長は、第4次小山町総合計画（後期基本計画）を1年間延期し、次期計画策定までの間、第4次計画の基本方針を引き継ぐこと、また、第5次計画の策定を町民の声を聞き、望まれる総合計画を作るとのことで、これまた1年間の延長を決めました。

これらによる総合計画の遅れから、町の上位計画である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定も延長せざるを得ず、町長4年間の任期中少なくとも半分の2年間を費やすこととなります。確かに、立派な計画を作成することが必要かと思いますが、行政は毎日動いており継続性が求められております。はっきり申し上げて、計画よりも実行が最優先ではないでしょうか。失礼な言い方かもしれませんが、今の池谷町政は、この小山町をどうリードしていくのか、どのような展望を抱いてリーダーになったのか、はっきり見えておりません。このような思いを感じているのは私だけではないはずです。町長となった今、首長として強いリーダーシップを示してほしいと願っております。

そこで質問いたします。

1点目として、池谷町政の目指すものは、具体的にどのようなことか。

2点目として、生まれ故郷である小山町をどのような町にしたいのか、お伺いをいたします。

次に、3点目といたしまして、本12月議会に、来年度の役場の組織を改変する小山町部等設置条例の一部を改正する条例改正が提案されていますが、その必要性和基本的な人事に対する考え方をお伺いいたします。

次に、大きな2点目の質問として、積立金の今後の用途について質問をいたします。

町では、昨年ふるさと納税が大きな問題になり、町長選挙の一つの争点にもなりました。様々な意見もありますが、現実として小山町への昨年度寄附金は総額で252億6,700万円余で、30年度

歳入の実に68.9%に達しております。このうち、ふるさと納税寄附金は250億4,648万円余で、これに係る振興事業費146億7,000万円を差し引いても、およそ103億7,000万円余が実質収入として各種基金のもとになっております。

これらのことから基金の積み立てを見ますと、平成29年度末の15本の基金合計が25億1,000万円余であったが、30年度決算では107億8,000万円余と、実に4倍以上に増加をしております。

この内訳を見ますと、財政調整基金が7億5,000万、総合計画推進基金が64億4,000万円、文化財保護基金が7億5,000万円、教育振興基金が22億1,000万円と際立っております。

このうち、総合計画推進基金のように、内陸フロンティアの企業誘致に補助するための基金等で用途が明らかになっているものがありますが、まだ大半はその用途について十分精査されるものと考えられます。

そこで質問いたします。

1点目として、金額の大きい四つの基金について、今年取り崩している基金があるか。あるとすればどのような事業に充当し、その金額はいかほどか。

2点目として、文化財保護基金や教育振興基金は、一度積み立てた場合、他の事業に振り分けは可能かどうか。

3点目として、大変大きな金額をいつまでも積立金として据え置くことはないと思われませんが、当局として今後町民に対して役立つプロジェクトなどを考えているかどうかをお伺いをいたします。

以上、御回答いただきたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 遠藤議員にお答えをさせていただきます。

はじめに、「池谷町政の目指すところは」のうち「池谷町政の目指すものとは具体的にどのようなことか」及び「生まれ故郷である小山町をどのような町にしたいのか」についてであります。

先ほど鈴木議員の質問でもお答えいたしました。私が選挙期間中から一貫して申し上げてまいりましたとおり、「町民が主役のまち」「住民幸福度日本一のまち」の実現を図っていくことが大きな目標であり、それを達成することが私が望む理想の町の姿であります。

まず何よりも、「今」この町に住んでいる町民のことを最優先に考え、施策を推進していくことが最重要であると考えます。その具体的な細かい内容につきましては、6月定例会の所信表明で私が申し上げたとおりであります。人口減少・少子高齢化の進行、異常気象に起因する自然災害への対応、地球規模での環境問題、急速な情報化の進展、町民ニーズの多様化や高度化等々、加速的に変化する本町を取り巻く様々な状況に対し柔軟に対処していくことで、その実現を図ってまいりたいと考えます。

次に、「小山町部等設置条例の一部を改正する条例の必要性と基本的な人事に対する考え方について」でございます。

町では、地方自治法第158条に基づき、町長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について、平成17年度から小山町部等設置条例により各部等の事務分掌を定めております。

このたび、令和2年4月1日からの組織・機構の見直しに当たり、現状に即した体制の構築を図り、また、組織名称を町民に分かりやすいものに変更するため、一部改正を行うものであります。

内容としましては、防災、危機管理及び災害対応の統括を行う危機管理局を設置し、また、小山町内陸フロンティア推進区域における三来拠点事業の進捗に伴い、経済建設部と未来創造部を整理し、商業、観光、企業立地及び農林業に関することなどを所掌する経済産業部と都市計画、土木、上下水道に関することなどを所掌する都市基盤部に再編を行います。

次に、「基本的な人事に対する考え方」ですが、組織を最大限に活かすためには、そこに従事する職員が積極的かつ効率的に機能し、成果を残していくことができる組織とすることが最も重要であり、その中で個々の職員がその持つ力を十分に発揮し、育成できる職場環境を継続的に整えていくことが必須条件であると考えております。人事についてはこうした視点を基本として、限られた職員数の中、適正な人員配置と適材適所な人材配置、将来を見据えた人材育成が可能となるよう努力してまいります。

次に、「積立金の今後の使途について」のうち、「今年度の基金の取り崩し額と充当している事業について」であります。

今定例会に上程している一般会計補正予算第6号までにおいて、四つの基金総額で31億8,872万円を取り崩すことになっております。各々の基金の充当先及び金額であります。財政調整基金は災害復旧費に3億円、総合計画推進基金はふるさと振興事業に3億9,000万円、小山町地域産業立地事業費補助金に2億円、オリンピック・パラリンピック対策事業としての町道整備に1億5,000万円等となっております。

また、文化財保護基金は、西洋館改修に3億円、森村橋修景復元事業に1億5,660万円等、教育振興基金は、給食の無償化事業に7,834万9,000円、教育用ICT整備に2億6,413万8,000円、(仮称)すがぬまこども園整備に2億3,368万4,000円等を充当しております。

次に、「文化財保護基金や教育振興基金に一度積み立てた場合、他の事業へ振り分けることは可能か」についてであります。

基金の処分については、地方自治法第241条第3項において、当該基金の目的でなければ、これを処分することはできないとされており、本町の各基金条例においてその使途を定めています。このことから、各基金については、条例で定められている使途以外への振り分けはできないものであります。

次に「当局として町民に対して役立つプロジェクトなどは考えているか」についてであります。

例えば、教育振興基金に関しては、今後計画しているこども園建設等に充当を予定しておりますし、今後の企業誘致における補助金の資金として、総合計画推進財源の積立金はなくてはなら

ないものと言えます。少子高齢化社会の中で、将来的に更に増大することが確実な扶助費等の支出についても考えておかなければなりません。そういった意味から、現時点で各種基金に一定の金額を積んでおくことは必要だと考えております。

そんな中でも、私は、小山町民がこの町で「元気」に「いきいきと暮らし」、この町での生活に幸せを感じていただけるような様々なプロジェクトを考えてまいります。

例えば、私の選挙公約に、「スポーツ振興基本条例の制定」というものがあります。この条例に基づいて、現在町内にある様々なスポーツ施設のあり方やその方針を1から見直し、町民が自ら体を動かし、健康になれるような「投資」をしていきたいと考えております。

また、このプロジェクトの推進によって、小山町の子ども達が更に元気に伸び伸びと育ってほしいと願いますし、何より、元気な子ども達の姿は、この町の全てを明るくしてくれると信じております。

更に、魅力あるスポーツ施設への投資は、スポーツツーリズムの推進を図ることにもつながりますので、経済・産業・観光といった各種分野において、町を活性化させる大きな要因ともなります。

今後、町民の方々に対して役立つプロジェクト、更には、町外の方にもこの町に魅力を感じていただけるような各種プロジェクトを力強く推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 再質問させていただきます。

積立金の今後の用途についての再質問でございます。

文化財保護基金や教育振興基金の積立金は、条例で定められている用途以外の処分ができないとの回答でございますが、予算上同一款項目に予定している事業への振り分けは可能なのでしょうか。

2点目といたしまして、積立金の3点目の質問で、町民の方々に対して役立つプロジェクト、更には町外の方もこの町に魅力を感じていただけるような各種プロジェクトを推進していきたいということで、非常に楽しみなわけなんですけれども、具体的にどのようなことを考えられておるのか、お伺いいたします。

それから、あともう1点、先ほど他の議員の方から質問のございました小山消防署への基金の運用、新しい消防署ですね、これは考えておられるのかどうか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 遠藤議員の再質問の2点目につきまして私の方からお答えをさせていただきます。

プロジェクトをどのようなことを考えているのかっていうことでございますけれども、先ほど

申し上げたこと以外に、先日水ヶ塚の方にまいりまして、クロスカントリーコースというのできてました。裾野の市長さん、そして御殿場市長さんもおられましたけれども、このクロスカントリーコースを2市1町で、それぞれ高低差が違いまして、裾野の水ヶ塚では大体1,500メートルぐらい、小山町でいきますと、須走で850メートルぐらい、そして御殿場は今、玉穂を考えておられるようだけれども、大体650メートルぐらいということの中で、クロスカントリーを2市1町で連携してできないのかっていう話がありましたので、こういうことについては積極的に対応してまいりたいというふうに思います。

そして、合宿とか町民の皆様が使うということはもちろんでございますけれども、大学の合宿なんかもちろの方々に呼べるような体制作りをしていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、町民の皆さんの意見を聞きながら、これら事業計画につきまして、総合計画に掲げ、実質的には、議員御存じのとおり3カ年実施計画を立てましてその中に盛り込んで実行してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（後藤喜昭君） 私の方からまず1点目の、基金の振り替えの関係の件でございます。

先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、基金を充当する場合には条例で規定された用途以外には処分することはできません。

例えばですけれども、教育振興基金では、小山町教育振興基金条例におきまして、「心豊かな教育の振興、子育て及び教育環境の整備等を行う経費に充てる」と規定をしております。

したがいまして、当初予定しておりました教育振興基金を充当する事業をこの基金が充当可能である他の事業へ変更することは事務的には可能であります。

以上であります。

続きまして、3点目の小山消防署への基金の充当についての考え方でございますけれども、小山消防署の建築につきましては、その経費を町が全部負担をするという取り決めになってございます。まだ消防署の具体的な事業の内容が決まっておりませんので、それが決まりましたら具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 終わります。

○議長（池谷洋子君） それではここで午後1時まで休憩します。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、御報告します。

教育次長 長田忠典君につきましては、午後からの会議を所用のため欠席しております。

次に、1番 室伏 勉君。

○1番(室伏 勉君) 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

件名としましては、台風など大雨強風に備えた避難対策についてであります。

御質問いたします。

今般の台風19号は総雨量が役場で672ミリ、足柄地区では814ミリに達したと伺っております。幸いにして人的被害はなかったものの、土砂崩れ、家屋被害、道路損壊、河川の護岸崩落など、町内各地に大きな被害をもたらしました。

この台風によりまして相当数の方々が避難されたわけですが、避難所までの交通事情、避難所における情報の周知、対応など台風は事前準備が可能であるにも関わらず準備不足である点が見受けられます。

私は、成美地区に避難勧告が出された後、小山中学校に避難をしました。この避難に当たりまして、健康福社会館は鮎沢川が増水により諦めました。幼児、高齢者が一緒のため、車で移動いたしました。県道の渋滞を避け、城山近くの側道を通り、野沢川沿いに藤曲坂下を抜け、小山中に避難をしたところでした。

今考えれば、避難勧告を受け避難をしたのに逆に危険な行動をしておりました。テレビなどで河川、道路などを放映し、事前に情報を得ることができていれば、もっと早い時間に渋滞を避け避難をしていたかもしれません。体育館に入りまして氏名、住所を記入しました。はじめて小山中に来た人は全く分からない状況であります。せめて体育館に入るときに避難所のルール、各地区の割り当て場所、トイレ、げた箱などの位置を記入したメモを配るか掲示をすべきだったと思います。

その体育館の中で避難を続けましたが、外部の状況を発表するでもなく、個人のスマホだけが頼りであります。避難場にはテレビ、ホワイトボードなどを設置し、災害対策本部などの町としての情報を知らせるべきです。また、個人のスマホに頼るのであれば、充電用のコンセントなどを手配すべきです。

災害時にどのような行動とるか決めるのは、個人であります。避難する場合におきまして必要なものは自分で準備する「自助」が基本であります。避難場には身一つで避難されている方々が大半のようでした。これは、自助の考え方が町民に充分理解されておらず、今回は暑くも寒くもない季節でしたが、真冬ならどうなっていたのかと思います。毛布1枚ではいられません。

また、台風ということもあり、足早に通りました。長雨等により避難が長時間にわたるようであれば備品の不足が顕著になったろうと思います。

これらの点を踏まえまして、当局の考えをお聞きします。

最初に、避難場設営は事前にどのような準備をしたのでしょうか。また、福祉避難所はどのよ

うな対応をしたのでしょうか。

次に、住民の避難準備や流言飛語防止のため、主な河川、道路などの状況を小山町テレビ共聴組合のケーブルテレビ網利用により定点カメラの映像やデータ放送による情報を各家庭と避難所に提供すべきであると考えます。これはどうでしょうか。

最後に、避難所にあっても自らの必需品は住民が手配すべきものでありますが、町民にその認識がないと思います。どのような周知を行っているのでしょうか。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをします。

はじめに、台風など大雨、強風に備えた避難対策のうち、避難所開設の事前準備及び福祉避難所についてであります。

避難所開設、運営の準備として各区の自主防災会を単位とした地区防災計画を策定し、避難所及び避難所運営の分担について確認をしております。また、9月の総合防災訓練において自主防災会で避難所の開設訓練も実施したところであります。

また、町の災害対策本部からは避難所支援班として職員を配置し、各避難所の運営の支援に当たることとしております。福祉避難所につきましては、町内の3カ所の事業所と使用協力の協定を締結しておりますが、今回の台風19号では避難者の中に福祉避難所での避難を必要とする方がいなかったため、使用協力について申請いたしませんでした。

次に、主な河川、道路等の状況について小山町テレビ共聴組合のケーブルテレビによる情報提供についてであります。

定点カメラの設置につきましては多額の費用が見込まれるため、現段階では考えておりませんが、避難所へ避難されている方、避難準備をされている方への情報提供として小山町テレビ共聴組合の情報に限らず、携帯電話等からも取得できる気象情報や町からの情報の取得方法について周知を図るとともに、避難所においては運営に当たる自主防災会への情報提供や無線放送などを活用した避難者への直接的な情報の提供を考えています。

次に、避難所への必需品持ち出しの認識の周知についてであります。

町では各自主防災会をはじめ町民の皆様に対し出前講座、広報紙及び町のホームページなどで避難時の自身の必需品持ち出しについて周知、啓発を行っております。また、10月に開催いたしました防災講演会の講師 明治大学研究推進員 中林先生も講演の中で「自らの命は自ら守る」との災害時における「自助」の大切さを強く語られておりました。

引き続き町として町民の皆様には災害発生時の自助の重要さの認識を深めていただくよう、必需品の持ち出しの啓発に努めてまいりたいと考えています。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 3点ほど再質問をさせていただきます。まず、1点目です。

避難所開設におきまして、事前準備として各地区の自主防災会を単位とした防災計画を策定し、避難所及び避難所運営の分担を確認したとの御回答でしたが、私の避難した小山中学体育館では区長さん、自主防の方々が回ってきまして、住民の健康状態など熱心に確認をしておりました。しかし、運営には携わってはおりませんでした。

自主防災会と連携した組織運営を図るのであれば、まず円滑な運営を進めるためにも、自主防災会の人員面ですとか財政面も含めた組織の強化が必要と考えます。これはどのようにお考えでしょうか。

2点目として、小山町テレビ共聴組合のケーブルテレビ網による情報提供ですけれども、カメラの用途は違いますが9月定例議会におきまして防犯カメラの10カ所程度で530万、1カ所53万円ほどの補正予算が組まれておりました。これは決して多額とは思いません。

また、小山テレビ共聴組合の加入率は現在、成美地区では69%、明倫地区では76%、足柄地区では72%と伺っております。更に小山町と小山町テレビ共聴組合は災害時における災害情報等の放送協力に関する協定書を締結しております。文字放送による放送を基本とはしているものの、町民の安全確保等に必要な情報の提供が条文にうたわれております。

今後の将来に向けた情報の伝達手段を構築することは大切ですが、まずは今すぐできる小山町テレビ共聴組合のケーブルテレビ網を利用することが費用、運用の面からも大変有利であると考えます。この点、いかがお考えでしょうか。

3点目としまして、避難所及び避難経路の安全についてです。

今般の台風19号の避難におきまして、小山中学校体育館横の崖が崩れました。また、健康福祉会館は鮎沢川真横に立地しております。そして各地区では公民館など避難所として活躍活用しております。

避難所及び避難経路についての安全対策につきまして、お伺いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 室伏 勉議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、自主防災組織強化についてであります。

各区の自主防災会は、自主防災会役員を中心に防災講演会や自主防災リーダー研修会等を通し、防災リーダーとしての知識や技能を深めていただいております。その上で、できましたら各区自主防災会に専任会長の擁立を継続してお願いしているところであります。財政面では上限がございますが、防災資機材等を購入するための補助金制度がありますので、町としましてはその活用を引き続き周知、推進していきたいと考えております。

次に、小山町テレビ共聴組合のケーブルテレビ網による情報提供についてです。

防犯カメラは録画型のカメラで、河川情報を提供するカメラは昼、夜を問わずライブで映像を配信できるカメラとなり、カメラや照明の配線などを考えると費用が更にかさむと思われま

また、鮎沢川は多くの支流があり、支流の水位に影響を受けることがあるため、設置場所もどこに設置すれば住民の方に必要な情報を提供できるか十分な検討が必要であることから、ライブカメラの設置とそれに合わせたケーブルテレビ網による情報提供につきましては今後、費用面も含め研究してまいりたいと考えております。

次に、避難所、避難経路の安全対策についてであります。

小山中学校体育館横の崖崩れは応急対応が完了しております。今後も安全管理に努めていきたいと考えております。

健康福祉会館については、鮎沢川の増水時には1階部分に影響を受ける可能性があるとの認識をしております。健康福祉会館への避難は、2階、3階が避難場所であり、増水により避難者が危険に及ぶことはないと考えております。このたびの台風第19号以上の大雨が降ることが予想される場合には、総合体育館など他の避難所への避難も考えております。また、区の公民館で土砂災害警戒区域の区域外の地域に立地している公民館につきましては、引き続き避難所として活用していきたいと考えております。

各区からの避難所への避難経路の安全対策については日頃から安全確認をお願いしているところですが、出前講座や6月の土砂災害に対する防災訓練などの機会を通じてハザードマップでの確認や啓発の継続に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、避難経路や橋などに危険が及ぶ前の早目の避難を心がけるよう呼びかけを継続して行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 特にありません。

○議長（池谷洋子君） 次に、6番 佐藤省三君。

○6番（佐藤省三君） 一括質問一括答弁方式において、2点について質問いたします。

まず最初に、高齢者の交通事故対策について伺います。

この件につきましては、9月議会において渡辺悦郎議員が一般質問をされておりますが、当局からは安全運転装置装着についての補助については近隣の動向を見ながら考慮したいとの答弁をいただいております。しかしながらこの件については、被害者や加害の本人のみならず、家族にも重大な結果をもたらしており、喫緊の対応が必要と考えますので、再度、一般質問といたします。

昨今、高齢者の運転ミス等による重大な交通事故が全国で増加しているとマスコミではほぼ毎日のように取り上げられております。つい最近も、高速道路を逆走した高齢者運転の軽自動車がお店と正面衝突し死者が出たとのこと、また、アクセルとブレーキの踏み間違いによりお店にお年寄り運転の乗用車が突っ込むという事故も発生しております。当地ではまだ深刻な事故はそれほど多くはないようですが、今後、大変に心配されるところであります。

これらの事故の原因はブレーキとアクセルとの踏み間違いやハンドル操作の間違い、視野の狭小化、信号や歩行者等の見落としなど様々考えられます。このため対策として、安全運転講習会の開催や高齢者の運転免許証の自主返納が叫ばれております。

安全運転講習会の開催は、全ての世代に共通して必要なことと考えますが、運転免許証の自主返納については考慮すべきことが多々あると考えております。タクシーや定期バスなどの割引などの支援制度だけでは十分とは言えないと考えております。

このためには、一つには公共交通の充実が挙げられます。本町では来年4月よりオンデマンド方式の公共交通システムを鋭意検討中とのことと伺っておりますが、ぜひ、更によりよいシステムを作り上げるよう、お願いするところでございます。

自動運転車や電気自動車など公共交通システムに取り上げるべき検討、実証実験を進められている自治体も最近マスコミ等で多々取り上げられておるところでございます。しかし、これだけで運転免許証返納者の全ての需要を満たすことにはならないのではないかと考えます。なぜならば、毎日の田畑への見回りや、緊急時に必要な場合など十分には対応できないのではないかと心配するところでございます。また、日頃の買い物、通院など運転免許証自主返納者には大変な不便を強いることとなります。更には、逆に自動車を運転することにより周囲への気配りが必要となるなど、認知症対策にもなるという調査結果も一方では出ております。

とはいえ、高齢者の身体的、精神的な重大な変化などによる重大事故を撲滅することも社会の喫緊の課題であることは言うまでもありません。運転免許証の自主返納など、いたずらに高齢者から車を取り上げる方向ばかりではなく、その人に合わせた対応策が必要と考えます。

その一つに運転免許証を返納せず、今、話題の自動ブレーキシステムやアクセルの踏み込み過ぎの防止装置など安全装置や一人乗りで事故の被害を軽減する超小型電動車などを利用することにより、重大な交通事故から相手も本人も、更には家族さえも守ることができると考えます。これらの装置は、新聞によれば令和3年度を目途に国では取りつけの補助等を検討していく模様でございます。また、皆さん御承知のように東京都ではこの制度を既に開始しており、更に様々な自治体で検討されているようです。近隣においても、長泉町や裾野市でもこの方向に舵をとったと聞いております。

9月議会での渡辺議員への答弁で当局は他市町の実施状況、各メーカーの開発状況、国の新免許制度の創設状況等を注視しながら調査研究を進めたいとの答弁をされております。このことについての調査研究は一体どこまで進んでいるのか、補助への道筋はつきそうなのかについて伺います。

続きまして、平成31年度全国学力学習状況調査の小山町の結果について伺います。

毎年のようにこのことについて伺っておりますが、ほぼ毎年のように基礎的な学力は定着している、子ども達の生活もほぼ安定しているとの答弁をいただいているところでございます。大変安心しているところではありますが、今年度はいかがだったでしょうか、伺います。

さて、今年度も4月に平成31年度全国学力学習状況調査が行われました。小山町でも全部の小中学校で参加されました。その中で今年度は出題形式が変更されました。これまで基礎と応用をA問題、B問題として分けて調査していましたが、今年度はABがまとまり、一つの問題になりました。また、更に中学校では英語科が加わりました。また、生活習慣や学習環境に関する調査は、例年どおり行われました。

以上を踏まえて、以下について伺います。

1、今年度の小山町内の各小中学校の各教科の成績は、国や県の結果と比べていかがでしたか伺います。

2、この1について、この結果の原因を教育委員会ではどのように捉えておられますか伺います。

3、1について成果と課題について、教育委員会ではどのように受けとめておられますか伺います。

4、AB問題を合わせて出題されたことにより、結果について何らかの変化があらわれましたか伺います。

5、初めて行われた英語科の調査について、小山町ではどんな結果だったか伺います。

6、今回の結果からあらわれた課題は何ですか。これについてどのような方策を考えておられますか伺います。

7、小山町の今回の学力調査の結果と生活習慣に関する調査との関連をどのように捉えておられますか伺います。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高齢者の交通事故対策についてであります。

現在、国では高齢運転者等の交通事故対策の一環として衝突被害軽減ブレーキ、いわゆる自動ブレーキなど先進的な安全機能を備えた安全運転サポート車「サポカー」等を自動車メーカーと連携、協力して推奨しております。現在、自動ブレーキを搭載したサポカーの新車登録率は約8割であり、国では令和2年度までに9割以上の搭載率とする目標を掲げております。

また、令和3年度以降に販売される国産の新型乗用車を対象に、自動ブレーキ搭載を義務づける方針が示されております。更に、高齢者を対象にしたサポカー購入の補助制度も検討されており、自動ブレーキ搭載の自動車の普及に向けた取り組みが進められております。

次に、県内の市、町における安全運転支援装置等の設置費補助制度の実施状況であります。

県内35市、町において現在、補助制度を実施している市、町はありませんが、8月現在で七つの市において補助制度の創出について検討中とのことであります。その後、議員御指摘の長泉町、裾野市でも検討を始めたと同っております。

本町におきましては、高齢者の皆様には来年度からスタートする新たな公共交通の積極的な利

用をお願いしたいと考えておりますが、本町における高齢化の進行状況、地理的条件、及び地形的条件等から今後も相当数の方が継続して車を運転するものと考えられます。

御殿場警察署管内における高齢運転者に起因する交通事故の発生件数は令和元年9月末現在で前年に比べて減少傾向であり、発生率につきましても県平均と比較して決して高くはありませんが、高齢者に限らず、交通事故の発生はゼロを目標とすべきものであります。

これらのことを踏まえ、本町としても高齢運転者の事故防止対策により積極的に取り組む必要があると考えております。具体的には、急発進、急加速を抑制する後づけの安全運転支援装置を普及させるための設置費補助制度を創設したいと考えております。今後、適正な自己負担のあり方等、制度の詳細につきまして検討を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、教育長からお答えをさせていただきます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 平成31年度全国学力学習状況調査の小山町の結果についてのうち、はじめに町内各小中学校の各教科の成績についてであります。

小学校では国語、算数ともに全国平均をやや下回りました。中学校では国語、数学、英語の全ての分野で全国平均を大きく上回りました。特に、英語については全国でも上位であると考えられます。

次に、それらの原因についてであります。

小学校については、国語も算数も応用力に課題が見られたため、全体としての正答率が全国平均を下回ったと考えられます。また、中学校については全ての教科において基礎的な知識の定着はもちろんのこと、応用力も身につけているため全領域で正答率が全国平均を大きく上回ったと考えられます。

次に、各教科の成果と課題についてであります。

小学校の国語では読む力や聞く力は定着してきていますが、書く力や伝える力に課題が見られます。算数については、計算等の基礎基本は定着していますが、自分の考えを説明するなど、応用力に課題が見られます。

また、中学校の国語では文章の内容を正確に読み取る力はあるのですが、それらを分かりやすくまとめ、相手に伝える力に課題があります。数学では基本的な知識や計算技能は身につけているものの、説明や論証の記述を苦手とする生徒が見られました。

次に、A B問題を合わせた出題による調査結果の変化についてであります。

「知識（A問題）」と「活用（B問題）」は相互に関連するという考えから、今年度は一体的に問う形での調査となりました。出題の仕方こそ変わっても、知識が定着している点、知識の活用に課題が見られる点については昨年度までと同様の傾向です。

次に、英語科の結果についてであります。

先に説明したとおり、聞く、読む、書くという全ての領域で全国平均を大幅に上回る結果でした。日頃から英語に慣れ親しみ、意欲を持って学習に取り組んでいる成果だと考えます。また、平成28年度から実施している英語検定料を補助する「夢チャレンジ事業」も生徒の英語に対する意欲の向上につながっています。年々英語検定を受検する生徒数が増加しており、それにチャレンジするための学習により力がついてきていることも確かです。自分の考えを明確にし、適切な単語や文法使って表現する力を更に高めていくようにしていきます。

次に、課題克服の方策についてであります。

知識技能の習得にとどまらず、思考力、判断力、表現力の醸成がこれからの時代を生き抜く土台となります。そのために国語では授業の中で、自分の考えの根拠を明確にし、分かりやすくまとめて書く力が身につくような手だてを考えていきます。また、他の教科や日常生活でも同じような指導をしていきます。

算数、数学では課題を解決するときその方法を筋道立てて考え、正しく説明することができる力をつけていきます。また、英語では聞く、読む、話す、書くという4領域の関連を図り、思考力、判断力、表現力の育成を更に意識した授業づくりを行っていきます。

最後に、学力調査と生活習慣や学習環境に関する調査との関連についてであります。

学力調査で正答率の高い児童生徒は規則正しい生活ができており、地域の行事に積極的に参加し、挨拶もよくできています。人や社会と自ら進んで関わっていることが分かります。また、自己肯定感も高い傾向にあります。今後も家庭や地域と連携し、豊かな心や健やかな心身を育み、学力の定着、向上を目指していきたいと思えます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 再質問をさせていただきます。

1点目の高齢者の交通事故対策に関して一つ。それから学力調査に関して2点、再質問をいたします。

まず高齢者の関係ですけれども、高齢者の安全装置の設置費補助制度の創設に言及されまして大変ありがたいなと思っておるところでございますが、先ほども申し上げましたように自主返納することによって、免許証自主返却することによってその方の生活ぶりは、あるいはひいては人生そのものが大変大きな影響を与えられるというふうなことが言われております。それまで当たり前のようにできていた買い物、通院、また田畑の見回り、友人、親戚への訪問、役場、支所、郵便局、金融機関などへのお出かけなどにも大きな支障をもたらすというところであります。

有効な公共交通システムとともに、自動車の安全装置が活かされ、日常生活が侵されず、社会参加が担保されれば介護の必要性が減少され、健康長寿の大もととなることと考えます。今後検討するというだけでなくでですね、すぐにでも安全装置や安全装置装着車への補助金が必要と考えますが、いかがでしょうか。いつ頃補助制度を制定するのか、できましたら期日の限定

ができれば大変ありがたいなど、そういうふうには思っております。いつ頃から始められるでしょうか。これが1点です。

それから学力調査の関係ですが、小学校では国語、算数とも全国平均を下回ったというふうなお答えがありました。逆に中学校では3教科とも大幅に上回っていたと。このことについてどのように受けとめられているのか。以前から小中学校とも応用力に課題があるということでしたが、今回、中学校で応用力がついたというふうなことを伺っておりますが、これはどういうことなのか改めて伺いたいと思います。

2点目は、今年度、幼稚園で新教育要領が全面実施されました。来年度は小学校、再来年度には中学校の新学習指導要領の全面実施が予定されております。これらの改革では身につけた知識をいかに活用するかが問われていることは言うまでもありません。このことを念頭に置いた授業改善が求められており、小山町でも日夜努力されていることと存じますが、この点での取り組みの様子をお知らせいただくとありがたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

補助金の導入時期がいつからかという御質問ですが、現在国では後づけの運転、安全運転支援装置について現在、性能に関する基準が存在していないため、令和2年度予算において安全性能認定制度実施に向けて、安全性能に関する認定基準及び試験方法の確立をさせる調査費用の要求をしております。

時期について来年度から行うとは断言できませんが、そのような国の動向を注視し、製品がより安全であることを見きわめる必要もありますので、既に導入している市、町も参考にしながら準備を進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 佐藤議員の再質問にお答えします。

まず、1問目の方の応用力がついたという報告ですけれども、小学校がなかなか狭いというのは分かる通り、小山町は非常に平均を出す場合に分母が小さいものですから、そのときによって大きくその平均点が変わっていきます。ですが、確実に力がついたと思われる点につきましては、やはり基礎基本がしっかり身につけて中学へ行くことによって中学での安定的な、要するに学習の姿勢ですね、それがかなり先生方の指導によってできていると思います。ですから、私はもう少し語彙量が小学校のうちからつくともう少し小学校でも上がっていくのではないかなということで、今はどこの学校でも読書を徹底的に進めてくださっているところです。

それから2点目ですが、来年小学校、その次に中学校が大きく新学習指導要領が変わりまして、学習形態も今、大きく変わっています。各学校でもそれを実践してくださっています。基礎学力、

要するに机上だけで勉強する、できた、できない、計算ができた、漢字が書けただけでなく、今度は何かについて課題についてきちっとみんなで考え合うということで、グループでお互いの考えを言い合い、そして相手の意見を聞きながら更に深めていくという対話的な事業を今、進めているところです。各学校が研究授業の中で今、それを推進してくださっていますので、一層よい方向にそれが効果として、成果として出るといいなと思っております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○6番（佐藤省三君） 特にありませんが、学力調査に関しましてはついつい平均点を争うような、そういう方向に進みがちであります。あくまで指導の反省といいますか、指導をどういうふうにするのかということを考えるために行われるものだとすることを考えて、ぜひ今後ともですね、この小山町の子どもにすばらしい授業が与えられるように御努力をお願いしたいと、いうことでお願いして、私の質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（池谷洋子君） 次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

町内歩道環境の改善。

現在町内道路、町道、県道等の歩道の老朽化が進み、歩道の凹凸や歩道と車道の段差が目立ち、非常に歩きにくい状態となっております。ベビーカーが歩道の凹凸で引っかかり、また、がたがた揺れてスムーズに進めなく、仕方なく車道で押ししており、非常に危険な状態であります。また、高齢者に対しバリアフリー化が見受けられません。転倒する恐れもあります。特に駿河小山駅前通りや役場から菅沼に抜ける県道沿いの老朽化が激しいと感じております。町内には歩道のない箇所も多々あります。

そこで、2点お伺いいたします。

① 県道ですが、今まで地域の区民からの要望があったと思いますが、具体的な対応がされていないと考えられます。町としてどのように受けとめているのか。至急に改善が必要と考えられますが、今後どのように進めていくか問います。

② 「産んでよし、育ててよしのまちづくり」を進めると町長は所信表明で述べられておりますが、現在車道でベビーカーを押している状態であります。このような具体的改善も重要ですが、町長はどのように考えているか問います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 町内の歩道環境の改善についてであります。特に駿河小山駅前や役場周辺の県道が老朽化による傷みぐあい激しいという御指摘でございました。

県道に関する地区要望につきましては、例年取りまとめの上、沼津土木事務所へ進達しており

ます。今年度の地区要望で上げられた県道駿河小山停車場線と県道沼津小山線の歩道に関する要望は合計で7件ありました。

そのうちの2件は危険性の高い状況と判断され、既に沼津土木事務所に対応していただき、補修が完了しております。残りの5件につきましては、そのままの状態でおきますと今後、重大な事故につながる恐れもあると町も考えておりますので、改めて早期の改善に向けて要望を行ってまいります。

次に、歩道等の環境改善の重要性についてであります。「産んで良し、育てて良し」のまちづくりを進めるためには、ベビーカーや車椅子を利用される方等に配慮した段差の解消や通学路となる箇所での歩道整備など、安全安心につながる施設整備が必要であると考えます。

町が実施する道路整備事業におきましても、昨年度、役場前から豊門公園前まで続く町道1065号線道路改良工事が完了し、小中学校の児童生徒が多く利用する歩道を整備いたしました。

今後進める事業の中でも、町道大胡田用沢線などの道路改良工事や道路修繕を実施する際には、歩行者を含めた交通の安全が保てるよう計画的に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再質問を3点ほど伺いいたします。

例年沼津土木事務所に取りまとめて進達しているとおっしゃいましたが、進達で終わっているのか、それとも経過報告を聞いているのか、踏み込んで再度進達をしているのか、伺いいたします。

2点目。地区の要望は合計7件とおっしゃいましたが、その7件の場所はどこでしょうか。既に2件の対応済みの場所はどこでしょうか。

3点目。来年はオリンピックが開催されます。多数の来客者も来られます。町道の歩道の整備も必要です。今後の具体的な計画場所はあるのでしょうか、伺いいたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 再質問にお答えいたします。

はじめに、沼津土木事務所への進達要望の経過確認等についてでございますが、要望は書面で進達した後に町は県と合同で現場立ち会いを実施しております。現場確認の結果、緊急性の高い要望箇所やその後に現場状況が悪化するなど緊急性が高まった要望箇所については、経過の確認や再度現場立ち会いを依頼し、再要望することもございます。

次に、二つ目の県道2路線の歩道に関する要望7件についての内容と場所でございますが、県道駿河小山停車場線は小山2区からの要望1件で、神成書店付近の歩道上に設置されているグレーチングぶたの交換に関する要望であります。

続いて、県道沼津小山線では6件の要望がありました。まず、生土区からの要望が1件あり、

小山交番前交差点付近の歩道内に設置されている溝ぶたの手がけ穴を塞ぐキャップの設置に関する要望で、こちらは既に実施済みであります。

更には音漕区から六合橋の歩道舗装の補修要望が1件、落合区から役場前交差点の歩行者だまりにおける安全対策のためのラバーポール設置要望が1件、菅沼区から日吉神社近くの歩道内で排水対策としてグレーチングますぶたの設置要望が1件、茅沼区からは2件の要望があり、S字カーブ区間で歩道にかぶる樹木の枝の伐採要望と明倫小学校児童の通学路にもなっております菅沼歩道橋の階段部の滑りどめ対策に関する要望がございました。こちらの歩道橋の要望についても既に実施済みでございます。

以上対応済みの要望が2件、対策検討中の要望が5件、合わせて7件の内容となっております。検討中の5件につきましては、引き続き早期に対策を講じていただくよう要望してまいりたいと考えております。

最後に三つ目の町道の歩道整備についての計画であります。今年度も継続的に事業進捗を図っております新東名高速道路の関連道路整備として進めている大御神地内の町道3628号線、町道3975号線、町道上野大御神線の各道路改良工事や新設町道の整備として進めております用沢地内の町道大胡田用沢線、須走地内の町道4211号線において歩道整備を含めた事業を実施しておりますので、歩行者の安全確保に重点を置き、環境保全にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○2番（室伏辰彦君） 再々質問ではありませんけれども、町道や県道の歩道の整備は今住んでいる町民にとって絶対に必要なものであります。今後なるべく早目に対策をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時53分 休憩

午後2時01分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 小山町保育園、幼稚園こども園並びに放課後児童クラブの状況及び今後の対応について通告に従い2件の質問を一括質問一括答弁方式で行わせていただきます。

皆様も御存じのとおり昨今、どこの市町も少子高齢化の問題に直面しております。小山町もその例外ではなく、そしてその勢いはとどまるところを知りません。平成31年4月1日に算出された小山町住民基本台帳における数値からも20年前の平成21年からは2,266人減となっており、国

立社会保障人口問題研究所が算出した小山町のこれからの人口推移予測では更に20年後の2040年には町民は5,255名減の1万3,217人になるのではないかと報告されております。

一つ目の質問は、このような少子高齢化の状況の中、小山町は人口推計など将来的な利用ニーズを考慮した具体的な実行計画に関し、どのようなこども園全体の構想及び中長期計画をお持ちなのか、お答えください。

また、先の定例会において小山町は2020年までに町内全ての園をこども園化させるという議案を決議いたしました。これに伴い、須走保育園・幼稚園は分離型こども園として「すばしりこども園」に、そして生土保育園・駿河小山幼稚園が分離型こども園として「するがおやまこども園」に、それぞれ運営されることが決まりました。

このような分離型のこども園が開園する中で、須走保育園では耐久性が、生土保育園、駿河小山幼稚園は先の台風でも氾濫一步寸前だった鮎沢川に面しているということから、利用する保護者の中では分離型での防災面に不安視する声も上がっております。

二つ目の質問は、このような状況を踏まえ、各園の避難経路や引き渡し訓練などを含めた防災プランについてお伺いいたします。

三つ目の質問といたしましては、パブリックオピニオンの是非についてです。

と言いますのも、このたびの分離型こども園開設において開設の延期を求める署名が2日間で300名も集まるといふ、いわば町民の民意が表明されたと言っても過言ではない事態へ発展いたしました。この状況を踏まえましても、やはり方針等を進める上で地域住民の参加は不可欠であると考えます。

今後のこども園建設や運営におけるパブリックオピニオンの是非についてどのような考察をお持ちなのか、お答えください。

1件目最後の質問です。

先日議会報告会が行われました。文教厚生委員会並びに総務建設委員会の二手に分かれ、ワークショップが行われました。その際、文教厚生委員会のワークショップにおいて幼稚園教諭、保育士、こども園職員の労働改善に関し質問がありました。

それ以外にも、職員の労働改善に関しては町民の方から問い合わせをいただいております。私自身も自宅の隣がこども園であることから、子どもの習い事の送迎の際などに夜遅くまで明かりがついているのを拝見しております。

それらを踏まえ、質問させていただきます。

幼稚園教諭、保育士、こども園職員（正規・非正規）の労働状況におけるストレスチェックや職員研修の取り組みについて、有給休暇取得率、また、時間外労働の管理体制、給与面などの福利厚生について、お答えください。

続きまして、2件目の質問です。

現在小山町の放課後児童クラブは保護者により運営が行われており、仕事をするために子ども

を預けているにも関わらず学童運営面で更に仕事が課せられるという二重負担が問題として取り上げられております。

近隣を見ますと、御殿場市は全クラブの運営に関わる事務を一貫して行う御殿場市放課後児童育成会を設営し、公立公営で運営が行われており、裾野市はSHIDAXへ外部委託し、公立民営によりそれぞれの放課後児童クラブが運営されております。

小山町議会でも学童の運営に関し質疑が既に数回されており、最近ですと平成30年第4回小山町議会6月定例会においてもこの学童に関し質疑されております。その際の内容を抜粋し、少しですが御紹介させていただきます。

「北郷小学校の放課後児童クラブが新築され、大変活況ということで嬉しい限りですが、この中で各小学校の放課後児童クラブの支援員、補助員の確保がなかなか大変だと伺っております。この支援員や補助員の確保のための方策を伺います。」という質問に対し、教育次長兼こども育成課長から「現在働いている支援員等が長い期間勤務してもらえるように、待遇について検討してまいります。また、御殿場市など近隣市町の運営体制を研究し、各クラブごとに違う待遇を町が統一化を目指し、支援員が安心して働ける雇用体制を図って支援員の確保に努めてまいります。」と述べられております。

各クラブごとに違う待遇を町が統一化を目指し、支援員が安心して働ける雇用体制を図り、支援員の確保に努めてまいりますという教育次長からの発言が平成30年6月にされておりますので、それから既に1年が経過しており、本件に関し議論や検討がされているかと思われます。また、運営面だけではなく、施設の設備面においても地域の格差が生じているなど課題山積です。

そのような中、第4次小山町総合計画実施計画において放課後児童クラブ施設整備事業の具体的な取り組みとして、平成32年度には足柄小学童施設利用に向けて準備とあり、平成33年度には足柄小学童施設利用とあります。

それらを踏まえ、小山町の放課後児童クラブ運営方法の現状をどのように捉えられておりますでしょうか。再確認の意味も込め、質問をさせていただきます。また、手法としては様々かと思われそうですが、小山町として放課後児童クラブを今後どのような方針で進められようとしているのか、その考察を伺わせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 小林議員にお答えします。

小山町保育園、幼稚園、こども園についてのうち、はじめに今後の全体の構想、中長期計画施策の人口推計など将来的な利用ニーズを考慮した具体的な実行計画についてであります。

本町では、子ども子育て支援の充実を図るために各小学校区ごとにこども園を配置し、地域とともに子ども達を育てていきたいと考え、来年度からこども園での運営を行います。その中で、恵まれた環境の中で伸び伸びと子ども達が活動できるように、現在、新たな場所に「(仮称) すがぬまこども園」の建設を考え、令和3年4月の開園に向けて事業を推進しております。

また、施設分離型となるのがおやまこども園、すばしりこども園については、まちづくりの指針となる次期小山町総合計画へそれぞれの園舎の整備計画を盛り込むとともに、今後の入園希望者の推移や町の施策等を勘案しながら、一体的施設へ計画的に移行していきたいと考えております。

その他の質問につきましては、こども育成課長からお答えいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 次に、小山町保育園、幼稚園、こども園についてのうち各園の避難経路や引き渡し訓練などを含めた防災プランについてであります。

防災関係につきましては、これまでと同様に各園ごとに災害に応じた対策や職員の役割分担、避難経路などを定めた防災計画を作成いたします。また、地震など各種災害を想定し、月1回避難訓練を実施するほか、引き渡し訓練を年1回、交通安全教室を年2回実施することとしております。保護者向けにもこれまでと同様に「緊急時における保護者の対応について」のお知らせを配付し、周知を行います。

次に、こども園建設や運営におけるパブリックオピニオンの是非についてであります。

先の9月議会にて議決をいただきました、こども園条例の改正の際に、議員の皆様から保護者など広く意見を聞き、慎重に検討、協議した上で運営等を行っていくよう御指摘をいただいたところであります。

更によりこども園とするために、整備計画作成や運営において今後、広く町民の皆さんから御意見をいただくことは必要であると考えております。また、園の運営においては年に1回園の運営等に関する園評価を実施し、保護者からの意見や教諭、保育士などからも意見を聞き、改善を図り、次年度の運営に活かしております。なお、評価の結果は保護者へもお知らせをしております。

次に、幼稚園教諭、保育士、こども園職員正規、非正規の労働状況におけるストレスチェックや職員研修への取り組みについて、有給休暇取得率、また、時間外労働の管理体制、給与面などの福利厚生についてであります。

幼稚園教諭、保育士、こども園の保育教諭のストレスチェックについては、法に基づいて実施をしております。ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された場合は個別に産業医の面談について案内し、希望する職員について産業医の面談を実施をしております。

研修への取り組みについては、年度ごとに全職員向けに作成する職員研修計画書にのっとり必要な研修に参加をしております。また、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に特化した研修としては静岡県保育士会などが主催する主任保育士研修、配慮を必要とする子への対応、子どもの育ちを支える保護者支援、防犯対策と子どもへの安全教育などの研修に正規職員、臨時職員とも参加をし、職員としてのスキルアップに努めております。

また、初任者研修として初任者は年間10日間県の専門職員の方から訪問研修を受けております。

更に、町単独でも初任者、主任者の研修を行っております。

正規職員の年次有給休暇の取得率は年間の付与日数20日間に対し昨年の平均日数は2.2日であり、平均で11%でありました。もう少し多く取れるよう進めてまいります。また、本町では待機児童ゼロ人を目標とし、保育士等の努力により現在も目標を達成しておりますが、今後は労働環境の改善も視野に入れ、何らかの対策をとっていきたいと考えております。

時間外労働の管理体制については、公務のため必要がある場合に園長が職員に時間外勤務を命じております。給与面に関しては、まず、正規職員については小山町職員の給与に関する条例・規則に基づき幼稚園、保育園、こども園外で勤務する職員と同じ水準の給与となっております。臨時職員については近隣市町の同様な職種の状況も鑑み、適正な水準となるよう規定をしております。

次に、町内に所在する放課後児童クラブの状況及び今後の対応についてのうち、はじめに小山町の放課後児童クラブ運営方法の現状についてどのように考えているかについてであります。

本町の放課後児童クラブは、平成11年に北郷小学校区で開設されて以来、各小学校区で順次開設してまいりましたが、空いている民家を借りて発足したクラブもある一方、町が専用施設を設けて発足したクラブもあるなど、それぞれ事情が異なりました。

クラブごとに保護者会が中心となって運営し、財政的にも確固たる基盤がなかったことから、積み立て等も行うなどクラブの運営に工夫をしてきたこともあり、この体制を一気に変えることは非常に難しい状況であると考えております。

次に、小山町として、放課後児童クラブを今後どのような方針で進められようとしているのかについてであります。

今までどおり各クラブの運営をそれぞれの保護者会で行った場合、これまでの各クラブが運営してきた経緯や実情、要望に合わせて柔軟に対応することができます。その一方、各クラブごとに利用料や延長料金、開所時間など運営方法が異なるなど、同じ町内での利用に差が生じていることや、利用する児童数もふえ、支援員や保護者会の負担もふえてきております。

このことから、今後、支援員や保護者会の意見、近隣自治体の運営方法を参考にしながら、どのようにしていくのが本町にとって一番よい方法なのかを検討し、運営方針等を決めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 4件ほどお伺いいたします。

まず、「一体的な施設へ計画的に移行していきたい」とありますが、するがおやまこども園、すばしりこども園の具体的な建設日程計画はございますでしょうか。

また、するがおやまこども園、すばしりこども園以外の建設予定のこども園も建設日程計画がございましたら、お答えください。

二つ目に、各小学区ごとにこども園配置、とお答えがありました。直面している少子化なども含め、果たして施設などのハード面を各地区に整備することがこれからの小山町のニーズに合っているのか。それともソフト面、例えば各園への病児、病後児保育の設置や職員の福利厚生、森の幼稚園など子どもへの保育のさらなる充実など小山町の特徴を因る部面に費やす方が適正なのかなどを含め、ハード面、ソフト面の比較検討はされたのか。また、されたのであれば、その際、どのような議論が交わされたのかをお答えください。

三つ目に正規職員の年次有給休暇取得率が大変低く、正直、驚きを隠せませんでした。「もう少し多くとれるように勧めます」とのことですが、勧めることに付随して有給が取得しやすい職場環境を整えることが重要かと思われます。

保育関係の皆様の御尽力のもと、確かに小山町は待機児童ゼロという結果を達成しておりますが、人手不足がうたわれる中このような結果が打ち出せたのも保育関係者の皆様がぎりぎりの人員の中、なりふり構わず尽くしてくださっているからこそ達成できているものと考察しております。

2019年4月からは厚生労働省が定める労働基準法が改正され、年次休暇の時期指定義務が義務づけられ、全ての企業において年10日以上有給休暇が付与されている労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち、年5日については使用者が時期を指定して取得させることが必要となりました。

もちろん、公務員と民間では定められている基準が異なるかとは思われます。しかし、民間に必要であると定められた基準にせめて近づけるよう、更には平均2.2日以上有給が取得できるよう、具体的にどのような対応をされる予定であるのかをお答えください。

また、時間外労働の管理体制ですが、こちらも2019年4月の働き方改革関連法案に基づき管理監督者の労働時間も把握することが義務づけられております。有給休暇同様、公務員と民間とでは定められている基準は異なるかとは思われますが、民間に求められているという観点からも小山町の管理職の時間外労働がきちんと管理されているか、あわせてお答えください。

最後に、今後、支援員や保護者会の意見、近隣自治体の運営方法を参考にしながらどのようにしていくのか、どのようにしていくのが小山町にとって一番よい方法なのか検討し、運営方針等を決めていきたいとのことですが、具体的にいつまでに運営方針などを決めたいのか、お考えなのでしょうか。お答えください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 小林議員の再質問にお答えをいたします。

まずはじめに、小山町保育園、幼稚園、こども園についてのうち、するがおやまこども園、すばしりこども園の具体的な整備計画についてであります。

現段階では、具体的な整備計画実施年度等はまだ決まっておりません。また、するがおやまこども園、すばしりこども園以外の園の建設予定でございますが、公立の園といたしましては令和

3年4月にすがぬまこども園を開園するというので現在準備をしております。

次に、ハード面、ソフト面の比較検討はされ、どのような議論が交わされたのかについてであります。

ハード面につきましては平成27年5月に小山町行財政改革審議会の答申を受け、学校施設等あり方検討会を副町長、教育長、関係部課長をメンバーとして立ち上げ、その中で今後の園のあり方についても検討しております。

あり方検討会の中では、現在の施設の把握、課題の洗い出し等を行い、施設等のあるべき姿を検討しており、平成28年3月に将来的に各小学校区ごとに認定こども園を整備することが望ましいという方針を決めております。

ソフト面につきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定において保護者のニーズアンケートを実施し、子ども・子育て会議で協議し、計画にのっとり進めております。

次に、有給休暇の平均取得日数が2.2日という現状に対し、どのような改善策を講じられるのか。また、管理職の時間外労働の管理体制についてであります。

改善策といたしましては、保育教諭を配置するシフトに余裕を持たせるため各園での園児の受け入れ可能な人数を考慮していきたいと考えております。また、保育教諭の事務負担を軽減させていくために事務処理システムの導入などを進め、労働環境の改善に努めていきたいと考えております。管理職である園長等の時間外労働の管理につきましては現在、町職員のグループウェアにあるタイムカード機能により出退勤の時間を把握をしております。

最後に、放課後児童クラブの運営方法について、いつ頃までに答えを導き出したいと考えているのかについてであります。

ここ数年をかけ、各クラブの運営内容の見直し等を行ってきております。現段階ではいつまでにとははっきり決まっておきませんが、町といたしましても早急に運営方針を決めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○3番（小林千江子君） 保育の無償化も始まり、社会情勢の傾向としては共働きを選択する夫婦が増加しております。このような中「子どもを園に預けられるか」はもちろんですが、それ以上に「子どもを園に預けた上で働き続けられるかどうか」が重要だと感じています。

つまり、通学や学童に預けることなどに無理がないこと、これが働き続けられるかどうかとなる鍵だと私は感じております。毎日のことですし、こういうささいな負担がどうしても重く、働き続けることを断念することにもなりかねません。

子育てしなから働くというのはとても大変なことです。仕事と子ども、天秤にかけることはできません。人によって働く事情は様々ですが、そういう事情を差しおいていざ働くことを選択した場合「預けるという行為に預け場所を選ぶ余裕はありません」というのが残念ながら正直など

ころです。

子どもによりよい預け場所を授けたいという思いは親の自然な感情だとは思いますが、地理的な面、経済的な面、物理的な面で必然的にかかなり制限されてしまいます。そうであるからこそ自分の住む町にどのような預け場所があり、そしてその預け場所がこれからどのようにによりよい環境になっていくのか、それを知れることは大変重要です。

「産んでよし、育ててよし」を小山町は掲げております。ぜひ、この小山町をより子育てのしやすい町へ、そして、子どもを見守る側にも魅力的だと思われるような町へ、そして、選んでいただけるような町へしていただけるよう期待を込め、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（池谷洋子君） 次に、12番 渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君） 本日は公共交通施策について質問を行います。

公共交通に関しましては町は様々な取り組みを行ってまいりました。我々議員も全国各地での対応について視察研究に努めてきております。この公共交通が及ぼす成果というのは公共交通単独ではなく、例えば先ほど佐藤議員から質問のあった高齢者における車の運転問題や児童生徒の通学、免許返納後の交通手段、小山町への来訪者の足としてもとても大事なものであります。

長年にわたり行政、町民、そして事業者がそれぞれの立場で公共交通について協議してきました。その小山町地域公共交通会議で次年度から新しいシステムの導入を検討しているということ伺いました。

そこで、次の件について当局の考えを伺います。

乗車率が低くですね、空気を運んでいると言われている現システムです。現システムの相違点、変更点について伺います。

次に、先ほど述べましたけれども町民、行政の要望と事業者の要望は必ずしも一致はしないと、難しい問題と考えております。現在における計画の進捗について伺います。

各地の視察研究で共通の問題点となる広報について伺います。

この広報が計画、すなわち新システムの成否を大きく左右するものだと考えております。より多くの方々に利用していただくためにも、とても重要であります。新システムの町民への広報について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、公共交通についてのうち、新しいコミュニティバスの現状との相違点、現在の進捗状況等についてであります。

昨年度から着手しておりましたコミュニティバスの抜本的な見直しについて御説明させていただきます。

主な利用者としていたしましては、町内の小学校、中学校、高校に通う子ども達と高齢者を想定しておりますが、町内、町外を問わず誰でも利用できるものとして考えております。朝と夕方の時

間体につきましては各学校とのヒアリング結果から子ども達が利用しやすいルートを再検討し、部活動の朝練習の開始時間、授業や部活動の終了時間を意識し、曜日や季節によって運行時間を変える等通学利用に特化した可能な限り、学校の都合に合わせたルート、ダイヤを設定してまいります。

具体的には明倫小学校、小山中学校、小山高校と登下校の利用を想定した路線を設定し、大まかなルートは現在と同じですが、できるだけ多くの子ども達が乗りかえなく利用できるよう調整しております。

運行時間は平日のおおむね朝5時半から8時半、午後3時から8時の間で運行を考慮しており、土日、祝日、夏季休暇等の長期休暇期間は運休を考慮しております。日中の時間帯は須走地区の皆様様の移動を意識した須走紅富台から駿河小山駅間を乗りかえなく結ぶ路線と須走地区以外の町内を移動できる予約型のデマンド交通を導入いたします。

デマンド交通とは、利用者が電話やスマートフォン等で乗車場所や時間、行き先を伝えることで町内の指定した乗車場所にワゴン車が迎えに来て目的地まで運行するというシステムであります。これにより利用者はバス停のある場所であれば行きたい時間に行きたい場所への移動が可能になります。

日中の路線、デマンド交通は年末年始を除き毎日、おおむね8時半から午後4時の間で運行を考慮しております。運行業務につきましては現在と同様に交通事業者に委託し、来年度委託費は運行に係る経費約7,600万円とデマンド交通導入による新しい車両のリース料や電話対応のオペレーター費用、デマンドシステムの利用料、約1,100万円を見込んでおります。

なお、先ほど申しあげました運行経費は運賃収入や国庫補助金等を差し引く前の金額となっており、利便性の高い仕組みを構築しておりますので、現在よりも多くの利用料が見込まれるものと考えております。また、引き続き国、県の補助制度を活用し、少しでも町の負担が軽減されるよう努めてまいります。

乗車運賃につきましては、現在の運賃を鑑みて1乗車当たり定額で路線が大人200円、高校生以下100円、デマンドが大人300円、高校生以下200円とし、小学生未満は無料を考慮しております。車両につきましては路線バスは小型から大型のバスやワゴン車等、路線や時間帯に応じて様々な車両で対応し、デマンドは14人乗りのワゴン車での対応を考慮しております。バス停は、既存のバス停のほか、公民館やスーパー、ごみステーション等を追加し、現在約100カ所あるバス停を倍の200カ所程度にふやす予定であります。

今、申しあげました新しいコミュニティバスの仕組み等につきましては、今定例会最終日に開催予定の議員懇談会にて改めて議員の皆様にご説明させていただきたいと考えております。また、今月19日開催予定の小山町地域公共交通会議でも本日申しあげました新しいコミュニティバスの仕組み等について、委員の皆様にお示しし、御協議いただきます。

次に、新システムの町民への周知についてであります。

今後の協議の進捗にもよりますが、来年3月号の広報おやまに新しいコミュニティバスの詳細について掲載し、新しい時刻表やデマンド交通の利用方法等を全戸配付する予定であります。あわせて、各学校やシニアクラブの会合、ふれあいサロンなどに出向き、新しいコミュニティバスの利用方法等についての説明を継続的に行う予定であります。

来年4月の本格運行開始に向けまして、町民の皆様が混乱することなく利用できるよう周知徹底に努めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 2点ほど再質問させていただきます。

先ほども説明の中で日中の時間帯においてデマンド交通は須走地区以外を対象としており、須走地区は路線バスで対応するとのことでありました。そのように設定した経緯と今後、須走地区をデマンド交通の対象に入れることは検討するのか、伺います。

2点目でございます。

先ほど委託費の説明がございました。現在ではどの程度かかっているのか、また、新しいシステムによってどの程度の費用の増額が見込まれるのか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、須走地区の経緯とデマンド交通の対象検討についてでございます。

新しいコミュニティバスに当たり、特に日中時間帯の運行については高齢者の利用が多いことを想定して、町内各地区のシニアクラブを中心にヒアリングを行ってまいりました。須走地区については、予約が必要となるデマンド交通よりも決まった時間に決まった場所を通る通常のバス運行を求める意見が多かったため、このように設定した経緯がございます。

また、新しいコミュニティバスの導入後は会議やイベントの開始時間や終了時間をバスの時間に合わせていただくなど、基本的にはルートや時間帯を変えずに地域に根づいたコミュニティバスとして育てたいと考えております。

今後、バスを運行していく中で、須走地区の皆様からデマンド交通を望む声が多く上がる場合には、運行方法の変更について検討させていただきたいと考えております。

次に、費用についてでございます。

平成30年度の運行経費を消費税10%で換算しますと、約7,400万円となっております。新しいコミュニティバスの運行経費の合計は約8,700万円となり、比較しますと約1,300万円の増加となっております。

先ほど御説明しましたとおりですが、増加の主な要因はデマンド交通の導入による車両リースやオペレーター等にかかる費用によるものです。運行経費は増加しておりますが、町民の皆様から御指摘いただいている空のバスが走り続けている状態の解消につながるものと考えております。

また、利便性向上によって見込まれる運賃収入の増加と国、県の補助制度の活用により、町の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 12番。

○12番（渡辺悦郎君） 再々質問でございます。経費の方で国、県の方から補助制度があるというものについてでございます。現在どういうものがあるのかお答え願います。

次に、広報についてでございます。

先ほど述べましたけれども、利用者に対しての広報というのは物すごくやっぱり時間がかかるんですね。周知徹底するのに時間がかかります。主として利用する生徒、高齢者については広報は広報おやま等で実施するとありました。

町外からの来訪者、例えば霊園とかハイカー等への広報は、例えばホームページとかSNSを発信して、その活用する考えがあるのか伺います。

以上2点です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 再々質問にお答えします。

まず、補助についてでございますが、ちょっと濟いません、名前を忘れてしまったんですけど、国とか県の補助金が8割程度見込まれる補助金がございます。その中の一つに特別交付税でも交付されるような形もございます。

町外の周知方法につきましては議員御指摘のとおり、SNSや町のホームページ等で周知をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 12番。

○12番（渡辺悦郎君） 人口の実態が著しく変化している昨今でございます。できるだけ町民のニーズに合致した施策が計画的に進められるよう希望して、一般質問を終了させていただきます。

○議長（池谷洋子君） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月13日金曜日 午前10時開議

議案第108号から議案第123号までの議案16件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。更に、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時47分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 藺 田 豊 造

署 名 議 員 高 畑 博 行

令和元年第5回小山町議会12月定例会会議録

令和元年12月3日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	杉本 昌一君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長	高村 良文君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君
教 育 次 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監	野木 雄次君
町 長 戦 略 課 長	小野 正彦君	総 務 課 長	後藤 喜昭君
シティプロモーション推進課長	勝又 徳之君	建 設 課 長	山口 幸治君
農 林 課 長	湯山 光司君	くらし安全課長	鈴木 辰弥君
防 災 課 長	武藤 浩君	こども育成課長	大庭 和広君
総 務 課 副 参 事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岩田 芳和君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	7番 藺田 豊造君	8番 高畑 博行君	

散 会 午後2時47分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

4番 鈴木 豊君

1. 第5次小山町総合計画における町長の政治方針について

8番 高畑博行君

1. 台風19号の被害と今後の対応は
2. 小山消防署と須走分署の建て替えの展望は

10番 池谷 弘君

1. エリアをまたいでSuica・PASMOカードの利用を

9番 岩田治和君

1. 公設のコミュニティセンター設置の推進について

5番 遠藤 豪君

1. 池谷町政の目指すところは
2. 積立金の今後の使途について

1番 室伏 勉君

1. 台風など大雨強風に備えた避難対策について

6番 佐藤省三君

1. 高齢者の交通事故対策について
2. 平成31年度全国学力学習状況調査の小山町の結果について

2番 室伏辰彦君

1. 町内歩道環境の改善

3番 小林千江子君

1. 小山町保育園・幼稚園・こども園について
2. 町内に所在する放課後児童クラブの状況及び今後の対応について

12番 渡辺悦郎君

1. 公共交通について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（池谷洋子君） 日程第1 これより一般質問を行います。それでは、まず代表質問を行います。

4番 鈴木 豊君。

○4番（鈴木 豊君） おはようございます。それでは、私は小山町議会議会派「新生会」を代表しまして通告により代表質問をさせていただきます。

私は、今回通告しました「第5次小山町総合計画における町長の政治方針について」代表質問をします。

総合計画は、小山町自治基本条例第12条により、町長は、効果的かつ効率的な町政運営を確保し、町政の健全な発展を図るため、総合的な見地に立って策定するものとなっております。

更に、自治体の全ての計画の基本となる最上位計画であり、おおむね10年間の地域づくりの方針を示す基本構想を受け、おおむね5年間の行政計画を示す基本計画、3年程度の具体的施策を示す実施計画の三つをあわせて総合計画となっているところであります。

小山町は、総合計画の基本構想及び基本計画の策定や変更廃止に関しては、議会の議決すべき事件等に関する条例の議決案件ともなっております。我々議員も、次期総合計画の策定については十分精査していかなければならないと思っております。

今議会で町長は、2019年までの総合計画を今後のスケジュールや策定方針などにおいて、町民の声を施策に反映するという一方で、1年延長にする変更の議案を提案しております。もう総合計画の素案づくりについては、検討していると思っております。限られた期間でありますので、2021年を始期として考えられたので、間に合わないことのないよう、総合計画の策定を望みます。

また、町長の第5次総合計画の策定に期待するものであります。

そこで、池谷町長に第5次総合計画における政治方針について5点ほどお伺いしたく質問いたします。

1点目、まず、最初に1点目としまして、私は、人事は町長の採択であります。今回の総合計画ディレクターの任期付短時間勤務職員の採用については、異論があります。町長は、公約にて専門監など外部登用職員の見直しをうたっております。これは、公約違反だと思いますし、新聞報道による友人を採用するというコンプライアンスにも疑問があります。町民もよくないのではとっております。この職員の採用人事に至る経過と選任理由についてまずお伺いいたします。

2点目としまして、これまで第4次総合計画の後期基本計画において掲げられていた、幾つかの町政の根幹に関わるような部分というのが継承されるのか。また、百年の計構想というものが、前込山町長時代に作られたと思いますが、これをそのまま引き継ぐような計画となってくるのか。それともリニューアルとか見直すという考えになるのか、今のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、町長は、10年のスパンの総合計画を考えているようですが、これからの10年の小山町の町をどうしていきたいのか率直な思い、考えをお聞きしたいと思います。

4点目としまして、町長の第5次総合計画の策定における目指すもの、方針は何かお伺いしたいと思います。

最後に、5点目として、今回新たな第5次総合計画審議会委員のメンバーは、どのような人を選任する予定なのか。また、若い人の人選も考えていくのか。

以上5点について質問いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。鈴木 豊議員にお答えをいたします。

はじめに、「第5次小山町総合計画における町長の政治方針について」のうち、「総合計画ディレクターの任期付短時間勤務職員の採用に至る経過と理由について」であります。任期付短時間勤務職員は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合、公務の能率的運営を確保するため、任期を定めて採用することができるものであります。

次期総合計画の策定に当たり、アンケート調査等の準備が進められておりましたが、計画期間の考え方、策定方法について、町民が主役となるよう、改めて検討が必要と考え、策定までの間、統括をする職が必要と考えたことから、任期付短時間勤務職員を採用したものであります。

採用に当たりましては、総合計画策定について、専門的な知識、経験があり、すぐれた執権をお持ちである方を選考し採用いたしました。専門監等任期付短時間勤務職員とは、役割も、また待遇も異なっております。また、総合計画ディレクターの職務は、小山町の最上位計画である総合計画の政策、施策の取りまとめ等、大変重要で、具体的な任務を持っており、友人という理由をもって採用することはあり得ず、コンプライアンスに違反するとは考えておりません。

次に、「第4次小山町総合計画後期基本計画に掲げられた、町政の根幹に関わる部分は継承されるのか、また、百年の計構想を引き継ぐ計画かリニューアルする計画か」についてであります。

議員の御質問にもありましたとおり、総合計画は町の最上位計画であり、現在もこれに基づいて各種施策の推進を図っているところであります。これら施策事業の中には、議員御指摘のとおり、町政の根幹に関わるもの、また過去数年、そして今後数年にわたって取り組むべき施策等が数多く含まれております。よって、第4次総合計画から第5次総合計画に切りかわったからといって、その内容の全てを変えるということはないと考えます。

次期総合計画の策定に当たり、各種事業のスクラップ・アンド・ビルドを実施していくこととなりますが、その中でも、事業の継続性や持続性が求められるものについては、当然継承してまいります。特にふじのくにフロンティアを開く取り組みにおいて、現在既に着手している大規模事業等につきましては、防災対策にも配慮しつつ、しっかりと着地させ、「実を結ばせる」ことが私の使命であると感じております。

その他、各種施策・事業におきましても、小山町の次の10年を見据え、その必要性、妥当性をしっかりと検証した上で精査をしていきたいと考えております。

次に、「町長は10年スパンの総合計画を考えているようだが、これからの10年の小山町の町をどうしていきたいのか、率直な思い・考えを聞きたい」についてであります。

これにつきましては、私が選挙活動を行っているときから一貫して申し上げてきましたとおり、「町民が主役のまち」「住民幸福度日本一のまち」にしていきたいと思っております。「町民が主役のまち」とは、行政主体で物事を進めるのではなく、常に町民の声に耳を傾け、その意見をできる限り反映し、真に町民に望まれる町政運営に当たることであり、「住民幸福度日本一のまち」とは、「今」、この町に住んでいる町民の皆様が、「この町を愛し、この町に誇りを持ち、この町で暮らしていることに幸せを感じるまち」ということであります。

人口減少が進む本町にあって、他地域からの移住、定住を促すことはもちろん重要であり、そのための施策を進めなければなりません。先ほど申し上げましたとおり、「今」、この町に住んでいる町民の皆様が幸せを感じる、魅力を感じる町になれば、必然的に本町は町外の方々から選ばれる町になると思います。

そのために、町民の「今」としっかりと向き合いたい、他市、町の方々がうらやむような魅力ある小山町を築き、未来を担う子ども達が夢と希望を持てるようなまちづくりを進めていく、これが私の率直な思いであります。

次に、「第5次総合計画策定で目指すもの・方針は何か。また、計画策定における大きなポイントは何か」についてであります。

まず、目指すもの、方針は、一言で言えば町民が幸せになるため、町民のための総合計画を町民と共に創るということであり、具体的には、町民の皆様様の御意見を聞きながら、選挙の際に掲げた様々な公約を実現し、「町民幸福度日本一」のまちづくりを行うということであります。

そのポイントであります。町政の主役は町民の皆様であることから、町民の皆様の意見をしっかりと聞き策定するということであり、このため、今定例会におきまして策定にかかる期間延長の議案を提出をさせていただいているところであります。

また、次期総合計画は、総合戦略の計画期間とあわせ10年スパンの計画として、町政運営の基本となる二つの計画を同時に進行管理をしていくこともポイントであります。小山町自治基本条例に「町長の責務」として、町長は町民の意思を尊重し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければならないと規定されており、町民の皆様の意見が反映された総合計画にのっとり、町政をしっかりと運営してまいらる所存であります。

次に、「第5次総合計画審議会委員のメンバーはどのような人を選任する予定なのか、また、若い人の人選も考えていくのか」についてであります。

人選につきましては、今定例会初日に一部改正をお願いいたしました小山町総合計画審議会条例第3条第2項の規定により「関係行政機関の職員」「公共的団体の代表者」「地域開発に関し知識経験を有するもの」の基準を満たす方々に委嘱していく方針です。

また、この基準による人選となりますので、委嘱するメンバーは従来のメンバーと大きく変わることはないと考えていますが、この総合計画審議会の下部組織であります「小山町総合計画企画委員会」では、町長が委員に任命する職員のほかに会議への参加を希望する職員の中から町長が選任をできるようになっております。そこで、若手職員を中心に委員を募集したところ10名以上の若手職員が立候補してくれましたので、意欲のある若い職員をメンバーに加えてその意見を取り入れながら委員会を進めていきたいと考えております。

更に、この企画委員会には、広く町民の声を取り入れるため、「町民企画委員」を委嘱することが規定されています。この町民企画委員には、できるだけ若い人や女性に加わっていただきたいと考え、現在、募集チラシを全戸配布して委員を募るとともに、鋭意組織体制を整えているところであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○4番（鈴木 豊君） それでは、3点ほど再質問させていただきます。

まず1点目ですが、総合計画ディレクターの任期付短時間勤務職員の採用についてですが、友人という理由をもってコンプライアンスに違反していないと申しますが、町長は身近な人の関係を是正すると言われておりますし、身近な人の採用は私は疑問であります。町長は町職員OBなども検討したが適任者が見つからなかったと新聞報道がありましたが、私の知る限りでは、役場OBで優秀な方もおります。どのように選任に当たり努力したのか、町長にもう一度お聞きしたいと思います。

2点目としまして、ただいま第5次総合計画についての方針や町をどうしていきたいかなどお伺いしましたが、正直ありきたりの回答しかなく、私どもが聞きたいは将来の小山町を町長自身

具体的にどうしたいのか、また、町長のこのような新しいものを、総合計画に反映していきたいという考えがあるのか、町長にお伺いしたいと思います。

3点目としまして、総合計画の策定において町民の声に耳を傾け意見を反映すると申しますが、町長は現在まで出前講座など各地域へ出向き、まちづくりの話を聞いていますでしょうか。これからもしていくのか、お伺いしたいと思います。

以上3点について再質問させていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、具体的な名前を出して恐縮ですけれども、牧野氏でございますけれども、御殿場市役所に38年間在職をされました。この間16年間は総合計画を所管する企画調整課に所属をしておられまして、計画の策定から進行管理まで担当されておりました。また、2009年から2010年までは企画部長をされるなど、御殿場市の行政の中核として活躍された人物でございます。

私も、御存じのとおり御殿場市役所で26年間余ですか、一緒に働いておりましたが大変優秀で他の職員の模範となる職員でありました。また、小山町の用沢在住でございまして、平成28年度用の区長さんも務められるなど、地区の皆様の信望も厚く、町の将来を決める総合計画の企画、立案を担うディレクターとして適任であるというふうに判断をしたものでございます。身近な人の採用、あるいはほかのOBもおられるという話でございましたが、総合的に勘案をして、今のような理由により採用したものでございます。

第5次の総合計画につきましてですけれども、町民が主役のまちづくり、町民の声を聞くということが基本でございますので、町民の皆様がどのような町にしたいのか、ということがまず先にあるというふうに思います。

そして3点目の質問とかぶるわけでございますけれども、これから総合計画の策定に当たりましては、町民の皆様と直接対話をする、そういう機会も設ける予定でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） ただいま町長から再質問の回答いただきましたが、まだ納得は私はしませんが、今後の総合計画の策定経過を見ていきたいと思っております。

では、1点だけ再々質問をさせていただきます。

この総合計画の策定において、スケジュール的に2021年4月に間に合うのか少し私は疑問に思いますが、その点の考えはどうか。スケジュールがあればお教えていただきたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 再々質問にお答えいたします。

1年延長いたしまして令和3年4月1日からは計画を反映できるように適時進めていきたいと

考えております。スケジュール的につきましては、今、調整をしているところでございます。

以上であります。

○4番（鈴木 豊君） 以上で質問は終わりにします。

○議長（池谷洋子君） 次に、個人質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） 私は、通告に従い2点の問題について一問一答方式で質問させていただきます。

まず、「台風19号の被害と今後の対応は」の質問です。

10月12日に発生した台風19号による小山町内各所の被害は甚大なものでありました。今回、幸いにも死者はいなかったものの、被害に遭った個々のお宅や施設等は大変な状況でした。自衛隊、消防団、役場職員、ボランティアなどの力で応急的な復旧はできたものの、まだ本格復旧までにはほど遠い場所は何カ所もあります。

公共土木施設関係の町の管理下の被害総額は13億円を超え、県の管理施設被害もほぼ同額の13億7,000万円。その合計は26億9,000万円以上だという、経済建設部の議会に対する説明が先日あったばかりです。

しかしながら、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用が本町にはなされなかったわけで、最終復旧に向けての財政的支援等の課題は依然として残っています。本町は過去にも何度か大規模な災害に遭っています。最近では、2010年、平成22年9月の台風9号による大被害。このときは、局地激甚災害指定を受けました。

更にさかのぼると、1972年、昭和47年7月の集中豪雨による大きな被害もまだ記憶に残っています。どうしても、狭い谷に住居が立ち並ぶ本町は、一たび大雨が降れば大きな災害に発展する宿命的な運命にあります。そこで、今回の台風被害を改めて検証すると同時に、今後の対応について質問させていただきます。

まず町長に伺います。

今回の台風被害を分析すると、雨量、災害の種類等、どのような特徴があったのか。また、町が被害箇所に対して直ちに対応した内容について、更に、町として、国や県に対して行った要請等について町長にお聞きいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをします。

町に多大な被害を与えた台風19号は、10月12日、大型で強い勢力のまま上陸し、長時間にわたり強い風雨をもたらしました。今回の台風の特徴といたしまして、平成22年の台風9号の場合と比較してみますと、平成22年には町の北側及び北側斜面に多量の降雨があったのに対し、今回は、町の東側及び東側斜面に多量の降雨がありました。

また、平成22年には時間雨量100ミリ前後の降雨時間帯が2回あり、降り始めからの雨量が600

ミリ程度であったのに対し、今回は時間雨量50ミリ程度の降雨時間が数時間に及び、降り始めからの雨量が多いところで、民間データであります、800ミリを越えました。

災害の種類、特徴につきましては、22年に比較して大規模な山腹崩壊が少なく、集落もしくは集落に近い場所への土砂流出が多かったと分析しているところであります。

今回の台風に対する町の対応としましては、前日11日の夜8時から事前配備体制に入りました。翌12日8時15分に第一次配備体制に移行、同時に避難所開設準備に取りかかり、8時45分には消防団に対し、町内の警戒と河川の水位情報も収集に当たるよう要請を行いました。その後、14時14分に災害対策本部体制を敷くところとなりましたが、この間、気象庁や静岡県が発表する雨量、河川の水位情報はもちろんのこと、入手し得る様々な気象情報を注視、分析しながらこの地区、または区域において災害の危険性が高まっているかを検討しました。そして、9時45分の足柄地区への避難勧告をはじめとして、町内各地に勧告、指示の避難情報を発表し、町民の避難を促したところ です。

被災箇所への対応につきましては、情報が入り次第職員を現場に送り、応急対応に当たるとともに、国、県から派遣された連絡員を通じて関係機関との情報共有等に努めました。更に、生土県営住宅に近接する鮎沢川護岸の決壊、平成の杜の敷地内への多量の土砂流入といった重大事案につきましては、消防、警察のほか、静岡県を通じて自衛隊の出動要請を行っております。

また、災害復旧の実施に向けて、国や県に対しましては激甚災害指定財政的支援等の要望をするとともに、静岡県に対し、農地や林道復旧事業等に係る技術職員の派遣を要請したところ あります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） それでは、具体的な質問させていただきます。

今回の被害の特徴を見ると、用水路を流出した土砂による被害が多いように思います。比較的小さい用水路であっても、今回のような大量のスコリア土壌流出の危険性があることを再認識したわけ です。

その点での町の分析や、認識をお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 用水路につきましては、田・畑などの農地の耕作のため水を導く施設でありまして、小規模の水路がほとんどであります。また、河川などから自然流下による導水を行うため、本町の用水路の延長は長く、その間、背面に山林の斜面を抱える箇所が複数あり、山腹の浸食によりスコリアなど流出しやすい土砂は水路に堆積し、あふれ出ることとなったと考えております。

更に、今回の気象特性といたしまして、急峻な地形に強い雨が長時間続いたことで、山地から土砂が混入した水が集落や市街地、また、水路に隣接する人家へ流入し、被害が発生したものと

認識しております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

例えば、藤曲の信号付近、柳島公民館、中島の松本さん宅の横、境ノ沢に流出したスコリア土壌の量は、ごく小さな水路や土管を流れ下ったものとは信じがたい大量の土砂でした。ということは、今後も小さな水路や土管であっても油断できないわけで、防災上、今回の災害を教訓にするなら各区と連携して各区にある小さな水路や土管の現状チェックし、上流から土砂流出の危険性があるのか否か総点検すべきと考えるわけですが、その点でのお考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 再質問にお答えいたします。

事前に台風や豪雨が予想される場合には、広報など、用水路の堰について管理の周知をしておりますが、このたびの台風19号のような豪雨につきましては、普段から管理していても防げないのが実情でございます。

そのため、本町といたしましては、今後、用水路に土砂が入らないように山林の所有者や地区の方々と共同で危険箇所の確認、土砂対策など、山地の強靱化を図る必要があるものと考えます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

本町の土砂災害ハザードマップと今回起こった被害箇所を比較した場合、例えば藤曲から湯船柳島に行く信号付近や小山4区（下谷）の臼井さん宅のように、土砂災害警戒区域にも特別警戒区域にも指定されていなかった箇所で被害に遭っている例が見受けられます。

このように、危険が想定されていた場所と一致していないところもあるようですが、その点の検証をまず伺いたいと思います。

また、そういう見地に立つなら、今回の災害を受けて、土砂災害ハザードマップの見直しの必要があるように思うわけですが、その点での見解も伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 防災課長です。

今回の被災箇所については、おおむね土砂災害警戒区域と一致しているか、あるいは、近い場所にあると考えているところであります。しかし、スコリアの特性等から警戒区域から外れた箇所での被災も多く見受けられました。

今回のように、雨量が相当量に達する場合には、市街地や集落に近い用水路等に対するケアが必要であると考えているところであります。

また、ハザードマップの見直し、改定については、土砂災害防止法等に基づき静岡県が警戒区

域を指定することになります。今年度、台風19号の被災前に、県で警戒区域の追加見直しの作業を完了したところであり、これに基づき、町では来年度ハザードマップを作成する計画になっております。

今回の改定では、被災箇所をハザードマップに反映することはできませんでしたが、今後、次の改定において活かせるよう県に働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

おおむね一致していても、今回の災害を教訓とするなら、実際に被災した箇所は今後も注意喚起する意味で土砂災害ハザードマップに反映すべきだと考えます。

私は、町が発信しているハザードマップを全部見てみました。どうしても微妙な部分は、判断しにくい場所が幾つもあり、ハザードマップに全幅の信頼はできないのかなあという感じを持っています。

ただ、ハザードマップをもとに、町民の皆さんに防災意識を持ってもらい、普段から注意する意識を高めるためには、今回の被災箇所はくまなく新たな作成に活かすべきだと考えますが、その点でのお考えを伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今回の被災箇所を今後のハザードマップ更新時や作成時に活かすべきであると考えます。

一方で、現状では土砂災害警戒区域を示したものがハザードマップであり、警戒区域については、斜面の傾斜角など、技術的基準がありますので、被災箇所全てを反映することは難しいというのが、実際のところであります。

ならば、町独自のハザードマップを作成すればよいとの御意見を以前の議会においてもいただいておりますが、網をかけた土地の財産価値を左右する要素があつたりと、このこともなかなか難しいことであると考えています。

町としましては、出前講座等を通して危険な箇所に対しての啓発や情報共有を図りながら、また、区からの要望事項として町に出していただくことで共通の認識を持ちながら、できる箇所についてはハード対策を講じていくなどして対応していきたいと考えています。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） 次の質問に移ります。

今回も、山腹崩壊によるスコリア土壌の大量流出があつたわけですが、町が抱える課題でもある山腹や急傾斜地の強靱化を一層強化する必要があると考えるわけですが、今後の対応策をど

う進めるのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 今回の台風第19号でも山腹崩壊が発生いたしました。その要因の一つといたしまして土砂流出のきっかけとなる荒廃森林が考えられます。町内の個人所有山林などでは、間伐などの手入れが遅れ、日光が入らず下草が生えていない脆弱な森林がふえているのが現状でございます。

そのため、今後といたしましては、町内の森林所有者に適正な森林管理を促すため、間伐等森林整備の勉強会や軽微な山腹崩壊の対策工法の講習会などを開催し、町民に森林保全に努めていただくよう周知してまいりたいです。

また、森林所有者に森林管理の意向を確認し、管理が困難である場合につきましては、森林経営管理法に基づき、森林所有者に代わり、町や林業事業体で適正な管理を行ってまいりたいと考えております。

治山事業につきましては、引き続き県と協力して事業化に努めてまいりますが、荒廃が予想される溪流などにつきましては、地域の方々や山林所有者と山林パトロールを行い、山腹崩壊が予想される箇所や不安定土砂の有無などについて情報を共有し、山地災害の経験を踏まえ山腹崩壊の未然防止に一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

平成22年の災害は、町の北側の山林及び斜面の大規模崩壊が特徴的でしたが、今回は民家にごく近い身近な斜面などの崩壊が多くあったのが特徴的だと思います。

ですから、平成22年の山腹崩壊とは異なる、ごく身近な場所の点検と土砂崩れの危険性がある場所の手当が、規模としては小規模であっても必要だと感じるわけですけれども、その点でのお考えを伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの再質問に対する回答と重なる部分もございしますが、土砂崩壊の危険性のある箇所につきましては、山林の所有者や地区の方々と共同で危険箇所を確認し、危険箇所の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、発見された危険箇所につきましては、小規模の崩壊であっても予想される被害を踏まえ、土砂対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） それでは最後の質問です。

今回、町の対応は決して遅くはなかったと私は感じています。私は被害があった初日は地元の被災箇所での作業の手伝いで精一杯でしたが、翌日、災害対策本部に行ったら、職員の皆さんがフル回転している姿を目にしました。把握していなかった被害状況が次から次と本部に入ってきていました。

そこでお聞きしたいのですが、このような災害が起こった場合の復旧対応の優先順位には一定の考え方があるのか、伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 被災箇所などの情報は、様々なものが災害対策本部に入ってきます。今回の台風では約200件ほどの情報が入ってまいりました。復旧の応急対応としてまず優先すべきは、人命や身体に及ぼす危険性があるかどうかであり、その判断により措置、対応をしていくこととなります。

次に、公共性公益性で多くの住民等に影響があれば優先して応急対応することとなります。

したがって、道路や河川といった公共施設は必然的に優先順位が高くなるものと考えていますが、それも被災規模の大きさなど、現場の状況も加味して優先順位を判断していくこととなります。

被災者となった町民の方から、まだ現場に来ていないなどの連絡を多数いただきましたが、御理解いただきたく考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） 分かりました。

今回、函南町や伊豆の国市には適用になった災害救助法や被災者生活再建支援法の適用が本町にはなされなかったことは本当に残念です。災害救助法が適用されれば、応急修理などの支援で最大59万5,000円の現物支給ができるわけですし、災害救助の主体が市町村から都道府県に代わり、財政支援上でも国の負担が100分の50にふえます。しかし、それがかなわなかったわけです。幾ら基準に達していないからといって、救済される被災者と救済されない被災者に差が生じるのは悔しい限りです。

今後、被災した自治体として、国に対してこのような災害が生じた場合柔軟な対応要求していただきたいですし、防災・減災に向けた山地強靱化の一層の努力をお願いして、私の一つ目の質問を終了いたします。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、「小山消防署と須走分署の建て替え展望は」の質問です。

御殿場市・小山町広域行政組合でも取り上げられている問題ですが、町内にある小山消防署と須走分署の老朽化が進んでおり、建て替え問題が大きな課題となっています。

小山消防署は昭和47年4月1日に御殿場市・小山町広域行政組合消防本部小山分署として開設

以来、47年を経過しており、老朽化に加え、限られた部屋数しかなく、多機能化している今の消防体制を考えると、なるべく早く改善する必要があると考えます。

町としては早急に移転候補地を決定し、新たな小山消防署と須走分署、とりわけまずは小山消防署の建設に着手する必要があります。

そこで、建て替えの展望について質問をいたします。

まず、町長にお聞きします。

本町の消防・救命救急の拠点である小山消防署の建て替えは特に急がなければなりません。御殿場市・小山町広域行政組合としても、小山消防署の建て替えにあわせて備品類の入れ替え購入計画も既にあるようです。なのに、本町がぐずぐずして小山消防署の建て替えの展望が立たないのでは、「小山町は何をやっているのだ」ということになりかねません。

町としては、用地確保からまず急いで進めていかなくてはならないわけですが、現状を踏まえ、町長のお考えをお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小山消防署の現状につきましては、議員の御質問にもありましたが老朽化が進み、東日本大震災の際には、壁にひびが入るなどの被害も出ております。そうした現状を踏まえ、消防署の建て替えを見据え、平成30年1月に役場庁内に「小山消防署あり方検討会」を設置して小山消防署のあり方について検討を行い、昨年度までに最終報告を取りまとめております。

最終報告では、各種車両の大型化に対応できるスペースの確保等、主に建て替え後の消防署に求められる機能やそのために必要となる施設の面積等について取りまとめられておりますが、その結果から、現在地での建て替えは困難と考えております。

建て替えの建設地を考える上では、新たな機能・施設の配置に必要な広さの確保のほか、場所についても足柄サービスエリアと新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリアにスマートインターチェンジが設置されることで、小山消防署が受け持つ管轄区域が広がること等、様々な要素を考慮し検討する必要があります。建設地の選定は非常に困難な課題であります。

しかしながら、小山消防署の建て替えは今まさに取り組まなければならない喫緊の課題でありますので、広域行政組合と連携しながら慎重かつ迅速に進めていきたいと考えています。

また、須走分署につきましても同様の状況にあると認識しておりますが、まずは小山消防署の建て替えに目途がついた後、順次着手したいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） それでは以下、具体的な質問します。

小山消防署あり方検討会は、これまで6回開催されてきたと認識していますが、その中でどういふ話し合いが重ねられてきたのか。また、建て替え検討の進捗状況はどうか、具体的な建て替え候補地はどうか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理監（野木雄次君） 「小山消防署あり方検討会」では、現状における町内各地区への出動件数や現場へ到達するまでの所要時間の分析、大型化した車両に係る必要な緩衝スペースの検討、足柄サービスエリアと新東名高速道路に新設されるパーキングエリアに、ともにスマートインターチェンジが設置されることで、小山消防署が受け持つ管轄区域が広がることにより、設置箇所についてその点を考慮しなければならないことなどを検討しました。

また、防災機関を併設した場合に新たに必要となる防災機能等の検討を行いました。

町長の答弁にもありましたが、そうしたあり方検討会での検討も踏まえ、現在、様々な観点から建て替えの候補地等を調査・検討しているところであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁についてお聞きします。

消防署として必要な機能、規模、面積についての検討は当然すべき内容です。ただ、現在の小山消防署では、余りにも手狭なわけで、訓練棟まで含めると、現在の小山消防署よりはるかに余裕がある敷地の確保がまずやるべき第1の課題です。

これまで候補地は何カ所か議論され、検討されてきているだろうと思いますが、それらの候補地が現実にならないのはなぜなのか知りたいです。

その点の説明をお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理監（野木雄次君） 幾つかの候補地が意見として出されて、それぞれの場所について面積的要件がどうかとか、接道はどうなっているかということも議論してまいりました。どこの場所についても言えることとしまして、実際に取得しようとする際には土地所有者の意向ということが最初のハードルとなって上がってきます。

その点におきましては、適地であると思われていても地権者の意向として手放せないといった強い意向等が伝えられますとなかなか進められなくなるということもございました。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

近年、小山町は大きく変貌を遂げようとしています。先ほど来から出てるように、新東名高速道路の開通、ホテル等の高層ビルの建設、湯船原を中心に多くの工場の建設などが次々に予定されています。

そうすれば、救命救急や消防の出動範囲の拡大が考えられますし、高層ビル火災対応の消火のためのはしご車、工場で使う化学薬品等に伴う火災対応など、小山消防署の果たすべき役割は今以上に大きくなっていくと予想されます。

そう考えると、新たに建設する小山消防署は、現状の建物より大きくし、設備も充実させる必要があると考えるのですけれども、その点でのお考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理監（野木雄次君） 現況の消防署が建てられた時点から現在までの間に消防車が大型化されていることや、それに伴う導線の拡大、また、町内で進められている開発区域に計画された中高層建築物に対応できるはしご車等の消防車両が新たに配備された際のスペースを検討した結果から、床面積、敷地面積等はふえることとしております。

設備に関しましても署員の勤務環境の改善、女性署員の配置を考慮し検討しました結果、数々の面において設備等充実させる必要があると考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

例えば、女性署員対応の更衣室、仮眠室、トイレなどの十分な管理がされていないから、現在の小山消防署には女性職員が配置できていません。そういった女性署員対応のスペース、消防車が大型化すれば当然車庫も大きくしなければならない。

また、今年実施した広域行政組合での視察で分かったことですが、署員の仮眠室や装備品のストックの場所など、近代化した消防署の工夫された配置には感心させられます。

そういう点を考慮すると、おのずと消防署建物の大きさも決まってくるだろうし、訓練棟を含めると敷地面積も大方決まってくるのではないのでしょうか。

あり方検討会では、消防署関係者側から新消防署はどのくらいの敷地面積が必要だという提案がされているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理監（野木雄次君） 消防署としての敷地面積ということでお答えをさせていただきますと、訓練棟などを含めて5、6反部、5,000～6,000平米程度必要であるということになっております。

これにつきましては将来消防署員数、消防車両等がふえるとした前提で、また、必要なスペースのみを単純に積み上げたものでありますので、今後より計画が具体化していく中で、当然変わってくる数字だということで、御理解いただければと存じます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

藤枝市と焼津市の志田広域行政事務組合の消防本部と防災センターは、同じ建物で一体化しています。もしものときに消防本部と防災拠点と同じ建物もしくは隣り合わせにあれば迅速な連携が可能です。

このように、消防署と町の防災関係の施設を一緒または隣り合わせた新施設の建設も考えられるわけですが、そういう発想はないのか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理監（野木雄次君） 従来どおり消防署機能単独での施設と、防災関連機関を併設する場合の2パターンについて検討したところであります。

それぞれについてメリット、デメリットがあり、併設した際の一例を挙げると、災害対策本部が設置された場合には、消防署と対策本部が隣接することにより迅速な出動が可能になる半面、現状の役場組織でいえば、防災課以外の所管課は移動しなければならない、といったことであります。

これら要素につきましても、新消防署の設置場所を選定する上において必要となりますことから、早急に結論を出したいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

10月の台風被害を考えますと、災害対策本部に消防署員が一定期間常駐となると、消防署が手薄になります。そうであるならば、消防署と防災拠点と同じ建物、または、隣り合わせであれば、連携もスムーズにいきます。

現在、総合文化会館にある防災拠点を新消防署と併設する考えを積極的に進めるべきだと私は考えますが、どうでしょうか。その点を改めてお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理監（野木雄次君） 先ほどの答弁と重なることとなりますけれども、メリットがあれば、その半面、デメリットもあるということで御理解いただきたいと存じます。今後限られた時間の中でありますけれども、更に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 8番。

○8番（高畑博行君） 須走分署の建て替えはもう少し先としても、小山消防署の建て替えのテンポは、いずれにしても急がなければなりません。当然、本町だけの問題ではなく、御殿場市・小山町広域行政組合との絡みもあるわけですのでのんびりはしてられません。

あり方検討会を通して、一刻も早く敷地確保をし、建て替えに向けた具体的な動きをしていただきたいことを要望して、私の質問を終了いたします。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番 池谷 弘君。

○10番（池谷 弘君） エリアをまたいでS u i c a ・ P A S M Oカードの利用について質問いたします。

関東地区の交通機関ではS u i c a ・ P A S M Oが普及して、ほぼ全ての鉄道で利用されています。

東京ではJ R 駅構内での切符自動販売機の横に切符の買い方の案内表示が掲示されるように、切符を買わずにこのカードが普及しており、小山町近隣の小田急でも利用されています。

J R 東海では、御殿場線も含まれたT O I C Aエリアで2019年3月2日には、下曽我駅から足柄駅にI C乗車カード「T O I C A」が導入されています。

しかしながら、現在異なるI Cカードのエリアをまたいでの利用はできておりません。首都圏からの小山町の来町者は、S u i c a で乗車した場合は、降車する際に乗り越し精算をする必要があり、町内の駅は無人駅のため大変難儀しております。

来年2020年は東京オリンピック・パラリンピックの自転車ロードレースの会場でもあり、また、5,000名ほどの人が参加する米・食味分析鑑定コンクール国際大会が開催され、この小山町が全国から注目されます。

このような中で、足柄駅改築も進められており、町でもJ Rによる首都圏からの来町者を迎えるように努力をしており、今後、多くの来町者が予想されます。

この異なるI Cカードのエリアをまたいでの利用については、静岡新聞の10月29日の社説にも取り上げられており、また、御殿場線利活用推進協議会で御殿場線利活用が進められています。

そこで、首都圏から多くの利用客が期待できるエリアをまたいでのカード利用について3点伺います。

1点目は、現在の状況はどうか。

2点目、早く利用できるように検討していることはどのようなことか。

3点目として、今後の進捗予想を伺います。

以上、回答をよろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷弘議員にお答えをいたします。

「エリアをまたいだ交通系I Cカード利用」についてであります。

本年3月に、J R 東海の交通系I Cカードの利用エリア拡大に伴い、J R 御殿場線の下曽我駅から足柄駅間で、I Cカードの利用が可能になりました。

しかし、J R 御殿場線でのI Cカード利用が実現しても、J R 東日本とJ R 東海の接続駅「国府津駅」での乗りかえ時におけるI Cカードの精算、またぎ利用ができないことは小山町のみならずJ R 御殿場線沿線市町共通の課題であります。

このまたぎ利用の実現に向けて、毎年、「御殿場線利活用推進協議会」や「国府津から御殿場間で交通系ＩＣカードの利用を促進する議員連盟」及び「ＪＲ・私鉄沿線市町利便性向上対策連絡会」で、国や静岡県、鉄道事業者各社へ要望活動をしております。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、御殿場線沿線においても自転車ロードレース及び個人タイムトライアルが行われることもあり、東京方面からの外国人を含めた観客、観光客等が多数訪れることが見込めることから、早期実現を要望をしております。

しかしながら、鉄道事業者から要望に対する前向きな回答は得られていないのが現状であります。

町といたしましても、エリアまたぎの問題につきましては、引き続きＪＲ御殿場線沿線市町や国会議員県議会議員等と連携し、調整を図りながら早期の実現に向けて交渉を続けてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 2点再質問いたします。

1点目は、エリアをまたいだＩＣカードの利用を要望し続けているということが重要ですが、現在、鉄道会社の実現できないと考えられる問題点や課題は何なのか、伺います。

また、それらをもとに2点目といたしまして、今後の町としての行動計画はあるのか、あれば、お聞かせください。

以上2点再質問いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷弘議員の再質問にお答えをさせていただきます。

一つ目の実現できないと考えられる問題、課題の件でございます。

本年度、御殿場線利活用推進協議会が、「交通系ＩＣカードの各鉄道事業者のエリアをまたがる利用の実現について」要望した回答では、日本全国に係るシステムであることから、技術的な課題が大きい。ＪＲ各社と連携して勉強しているところ。そして2020東京オリンピックがあるので、そのときには今より不便をかけない形で対応できるよう検討を進めている。と回答をいただいております。

私も、この御殿場線の関係につきましてはずっと前から携わっておりますので、いろいろ調査・研究もしておりましたけれども、やはり一番の課題はお金もですね、金額的にも今のところ200億円から300億円かかるというふうに言われてございます。

それとまた、ＪＲでも特に東海さんが余り積極的でないというような状況も背景にあるというふう認識をしているところでございます。

二つ目の点でございますけれども、このまたぎ利用につきましては、様々な団体ができて活動をしております。ただいま答弁にもありましたけれども御殿場市長が会長であります御殿場線利活用推進協議会、そしてまた、駿豆線沿線地域活性化協議会、これは会長が三島市長でございます

す。そしてまた、伊豆東海岸鉄道整備促進協議会、これは設立予定でございますけれども、会長は伊東市長になる予定でございます。

公共的な会といたしますとその三つ、そしてまた議員連盟もできておりまして、ちょっとありましたが、国府津御殿場駅間で交通系 I C カードの利用促進する議員連盟、これは山北の方で町会議員さんが頭でやられている神奈川県の子な市町の議員さんが所属している、この場におられます渡辺悦郎先生も所属しているというふうに承知をしておりますけれどもそういう会、それとまた静岡県で県議会議員で J R 東海と J R 東日本交通系 I C カード相互利用促進静岡県議会連盟という連盟も立ち上がったところでございます。

このような様々な協議会、連盟が活動を続けていくためには、これを一本化するということも必要でございますので、今回、J R、私鉄沿線市町利便性向上対策連絡会というものができます。これは会長が沼津市選出の衆議院議員 6 区の選出でございます勝俣孝明先生、そしてまた副会長には神奈川県 17 区選出の衆議院議員牧島かれん先生、こういう皆様が会長副会長で、あと県議会議員、そして今申し上げました様々な協議会、連盟も所属するという大変大きな組織ができているという状況でございます。

町といたしましては、こういう組織に協力する、それと連携を図りながら、しっかりと歩調を合わせて推進をしていくということであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 特にございません。以上で質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） はじめに、台風19号に被災されました多くの町民の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に基づきまして、公設のコミュニティセンター設置の推進について質問します。

コミュニティセンター（以下「コミセン」と略します）コミュニティセンターは町民の学習、文化、スポーツ活動並びに自治会、福祉、環境、安全の確保など、地域の総合的な活動拠点とし、重要な施設として設置されています。現在、町立コミセンとしては町内に 8 カ所が設置され、それぞれ地域に根差して大変重要な施設となっています。

また、コミセンの管理運営はそれぞれの地区に指定管理者として依頼している状況にあります。

近年、台風や大雨等では身近な場所の避難所としてコミセンの必要性が求められています。

本年10月12日に上陸しました台風19号のときには、私の住む地区では 5 段階中の 4 になる避難勧告が出され、避難を行いました。近くの小学校の体育館では屋根の数カ所が雨漏りして避難所としては適さず、また、中学校の体育館では、隣接する北側の土手斜面が崩落したことなどから避難所としては適切でない状況にありました。そのため、氾濫しそうな鮎沢川や須川の橋を渡り、命がけで遠く健康福祉会館まで避難しなければならなかったのが現状でありました。

本町においては、台風19号の上陸により10月12、13日両日に避難された方々は、9カ所の避難所で894人もの数に上っています。

町内の学校区別に見たコミセンの設置状況を見ますと、急傾斜地が多く災害の危険性の高い明倫地区にはコミセンの設置は1カ所もなく、同様に成美地区も比較的少ないのが現状です。

また、各地区に公民館が設置されていますが、多くは地域の神社の社務所などとして設置されたもので、避難所として機能するコミセンの存在ではなく、更に、多くの公民館は建設後4、50年が経過した木造平屋建てが主であり、老朽化が目立つ現状です。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

一、コミセンの未設置地区の住民は身近な場所に設置を望む声が多く、近年、災害時の避難場所としても早急に設置推進が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員にお答えをいたします。

各区の集会所、公民館、コミュニティセンター等のコミュニティ供用施設は、コミュニティ活動や自主防災の拠点として重要な役割を果たしている施設であります。

しかしながら、各区のコミセン施設の設置状況は、区が自ら設置した施設や町が公の施設として設置した施設が混在する区がある一方、コミセン施設のない区もあるなど、地区により差が生じており、今後はその状況を整理することが課題であると考えております。

コミセン施設は大きく分けて2種類あり、対象人口が1,400人までのコミセンの場合は、過去に区の事情から防衛補助金の活用などの理由により、町が主体となり設置したものもありますが、基本的には、各区が設置するものと考えております。これまでも各区の財源により設置していただいております、町の一般財源から支出したことはありません。

一方、対象人口が1,401人から5,000人までの場合は、公の施設として町が設置するものと考え、これまでに、足柄、北郷、須走の3カ所に地区コミセンを設置してまいりました。地区コミセンのない成美地区については、健康福社会館を地区コミセンの代わりとして使用していただいておりますが、明倫地区にはそのような施設がなく、必要であることは十分理解をしております。地域コミュニティ施設として重要な役割を果たすものでありますので、今後検討しなければならないと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問ありませんか。

○9番（岩田治和君） 再質問をいたします。

まず私は、このコミセンに限らず、小山町内でも地域間格差というのがすごくあるんじゃないかっていう感じがしてるわけなんです。

特に明倫地区にはコミセンが全くなく、設置を希望している町民が多いわけですけど、今回こ

の、私の一般質問をするに当たり、明倫地区の区長さん全てに話を伺いました。そうしますとやはり、身近なところで公民館、社務所があるけれど、どうしてもやはりコミセンとして欲しいんだってことを区長さんの要望としても出ております。

それで、今まで例えばこのコミセンに限らず、都市公園にしても明倫地区には全くございません。放課後児童クラブなんかもちょうど平成20年ぐらいになると思いますけど、明倫地区が一番最後になってできました。それまでは民家使って全くそういう施設がなかったわけです。

その後平成21年ぐらいに、幼稚園の統廃合があったときも明倫地区にあった駿河幼稚園は小山駿河幼稚園として、いわゆる成美地区まで移されて明倫地区がなくなってしまったことがあります。

更に今回のこども園についても、ほかのところは大体構想が決まってきましたが、明倫地区だけは来年以降、ようやくこのこども園の構想が決まるってというようなことで、だいぶ明倫地区だけは、地域間格差で全ての点にとは言いませんが、最後になっていることが多いと思います。

私、実はコミセンがどうしても必要だっていうことで、ちょっと時期忘れましたが長田町長と公の席じゃなくて、膝つめの会合でちょっと話したことがあるんですが、一時は現在の小山葬祭センターの駐車場の半分は小山町の土地だからそこに作りましょうかっていう話になったところもあったんですけど、これはどちらかといいますと菅沼地区と坂下地区が占有してしまうので、それだったらもっと地区にそんな規模が大きくなくても4、50人が集えるようなコミセンを作ってくださいってというようなことで、一度話がまとまらなかったことも過去にはあったわけですけど。

ですから、今回この質問するに当たって、明倫地区の区長さん、並びに、地区の方はだいぶこのテレビ放送も見てると私は信じているんですけど、実際のところ、今はふるさと納税が100億円強の基金があります。文化財の補修に豊門公園の西洋館に3億円使って今、改修工事やってますけど、更に森村橋も1億何千万とかかけてやっておりますけど、それだけのお金をかければ私はみんな欲しがってるコミセンが何棟も建つんじゃないかと思えます。何棟ってそんなに多くないかもしれませんが、町民の皆さんがやはり要望しているものは、やはり文化財の補修も先々は今やっという必要なこともあるかもしれないですけど、もっと早急にこのふるさと納税の100億円強の基金も、そういう住民の皆さんが欲しているようなものに使っていただければ、私は一番有効な使い方だと思っております。

町長は先ほどの答弁の中で、総合計画の中で町民の声を聞くんだっていう、町民優先の町政を目指すっていうことを言われておりますので、ぜひ、明倫地区の各区の区長さんのこの要望を聞いていただき、私はコミセンを明倫地区、また成美地区の方にももっとふやしていただきたいと思っております。

答弁の中に、「基本的には各区が設置するものと考えております。」こういうようなこともありますけど、なかなかこれは基本的に、各区で作るっていうのがちょっと難しい、そう簡単にはで

きない問題なんです。

ですから、これについても一度町長に再度、答弁を伺わせてもらいます。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目でございますが、町政運営の基本、これはやはり町民の意見、皆様の意見を聞きながら、地区のバランスを考えながら調整をして進めていくということであるというふうに思います。コミセンの質問でございますけれども、明倫にもコミセンは当然必要というふうに考えてもおりますので検討してまいります。

なお、ふるさと納税の関係ですけれども、これは基金の使途は決められていますので、文化財に使う基金をこちらのコミセンに回すということは基本的にはできません。これは制度上そうなっておりますので御理解をいただきたいというふうに思いますけれども、やはりふるさと納税で、全国の皆様からいただいた寄附金は、有効に使うということが基本でございますので、この導入も考えて早急に検討してまいりたいというふうに思います。

2点目でございますけれども、基本的に各区が設置することは難しいというお話でございましたけれども、これは町の基本といたしましてそういう取り決めをして今までも過去にもそういう経緯で作られているというふうに承知しておりますので十分に分かりますが、基本方針をここで変えるというわけにはいきませんので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 再々質問させていただきます。

先ほど答弁の中で基本的には各区が設置するものと考えて、各区の財源により設置いただいております、町の一般財源から支出したことはありませんっていう答弁があったわけですけど、確かに、これは私も何か所かちょっと調べてみたらやはり地区の寄附金等で集めた財源っていうのが半分以上あるっていうことは聞いております。ただ、これは条例上決まってるわけじゃなくて、県の方針でも特にその財源は、寄附によるものだっていうような取り決めも一切ないわけです。

例えば、私の住んでいる近くのところ見ても大きな寄附団体等もございませんで、なかなか寄附金を集めたりとか地区の自主財源でやるってのが本当に困難、本当に例えば、屋根の補修するのにペンキ塗るだけでもかなりの費用が必要になってくるもんですから、全く新しくコミセンを地区で作るとかそういうことは、ちょっと今考えられないぐらいの状況です。

ですから、町長、今、答弁があつて基本方針で言われましたけど、これまで慣例的に地元負担が必要としているのを、この方針は、今後変えていくっていうような考えはないのかどうか、再度質問いたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

最初に申し上げましたとおり、いろいろなバランスがございます。過去の経緯がありますので、ここで方針を変えるというつもりはございません。

ただ、いろいろな町民の皆様の意見を聞くという中で、そういう考えを全町民の皆様、大方の町民の皆さんがそういうことで御理解をいただければ、それは検討する余地があるというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（岩田治和君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、5番 遠藤 豪君。

○5番（遠藤 豪君） 今回、私は、2点について一般質問をいたします。

はじめに、本年4月の選挙により池谷町政が誕生し、はや7カ月になろうとしております。その間、大きな動きはなく、町長が手腕を発揮するにはもう少し時間はかかるのかと感じております。

先日町長は、第4次小山町総合計画（後期基本計画）を1年間延期し、次期計画策定までの間、第4次計画の基本方針を引き継ぐこと、また、第5次計画の策定を町民の声を聞き、望まれる総合計画を作るとのことで、これまた1年間の延長を決めました。

これらによる総合計画の遅れから、町の上位計画である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定も延長せざるを得ず、町長4年間の任期中少なくとも半分の2年間を費やすこととなります。確かに、立派な計画を作成することが必要かと思いますが、行政は毎日動いており継続性が求められております。はっきり申し上げて、計画よりも実行が最優先ではないでしょうか。失礼な言い方かもしれませんが、今の池谷町政は、この小山町をどうリードしていくのか、どのような展望を抱いてリーダーになったのか、はっきり見えておりません。このような思いを感じているのは私だけではないはずです。町長となった今、首長として強いリーダーシップを示してほしいと願っております。

そこで質問いたします。

1点目として、池谷町政の目指すものは、具体的にどのようなことか。

2点目として、生まれ故郷である小山町をどのような町にしたいのか、お伺いをいたします。

次に、3点目といたしまして、本12月議会に、来年度の役場の組織を改変する小山町部等設置条例の一部を改正する条例改正が提案されていますが、その必要性と基本的な人事に対する考え方をお伺いいたします。

次に、大きな2点目の質問として、積立金の今後の用途について質問をいたします。

町では、昨年ふるさと納税が大きな問題になり、町長選挙の一つの争点にもなりました。様々な意見もありますが、現実として小山町への昨年度寄附金は総額で252億6,700万円余で、30年度

歳入の実に68.9%に達しております。このうち、ふるさと納税寄附金は250億4,648万円余で、これに係る振興事業費146億7,000万円を差し引いても、およそ103億7,000万円余が実質収入として各種基金のもとになっております。

これらのことから基金の積み立てを見ますと、平成29年度末の15本の基金合計が25億1,000万円余であったが、30年度決算では107億8,000万円余と、実に4倍以上に増加をしております。

この内訳を見ますと、財政調整基金が7億5,000万、総合計画推進基金が64億4,000万円、文化財保護基金が7億5,000万円、教育振興基金が22億1,000万円と際立っております。

このうち、総合計画推進基金のように、内陸フロンティアの企業誘致に補助するための基金等で用途が明らかになっているものがありますが、まだ大半はその用途について十分精査されるものと考えられます。

そこで質問いたします。

1点目として、金額の大きい四つの基金について、今年取り崩している基金があるか。あるとすればどのような事業に充当し、その金額はいかほどか。

2点目として、文化財保護基金や教育振興基金は、一度積み立てた場合、他の事業に振り分けは可能かどうか。

3点目として、大変大きな金額をいつまでも積立金として据え置くことはないと思われませんが、当局として今後町民に対して役立つプロジェクトなどを考えているかどうかをお伺いをいたします。

以上、御回答いただきたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 遠藤議員にお答えをさせていただきます。

はじめに、「池谷町政の目指すところは」のうち「池谷町政の目指すものとは具体的にどのようなことか」及び「生まれ故郷である小山町をどのような町にしたいのか」についてであります。

先ほど鈴木議員の質問でもお答えいたしました。私が選挙期間中から一貫して申し上げてまいりましたとおり、「町民が主役のまち」「住民幸福度日本一のまち」の実現を図っていくことが大きな目標であり、それを達成することが私が望む理想の町の姿であります。

まず何よりも、「今」この町に住んでいる町民のことを最優先に考え、施策を推進していくことが最重要であると考えます。その具体的な細かい内容につきましては、6月定例会の所信表明で私が申し上げたとおりであります。人口減少・少子高齢化の進行、異常気象に起因する自然災害への対応、地球規模での環境問題、急速な情報化の進展、町民ニーズの多様化や高度化等々、加速的に変化する本町を取り巻く様々な状況に対し柔軟に対処していくことで、その実現を図ってまいりたいと考えます。

次に、「小山町部等設置条例の一部を改正する条例の必要性と基本的な人事に対する考え方について」でございます。

町では、地方自治法第158条に基づき、町長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について、平成17年度から小山町部等設置条例により各部等の事務分掌を定めております。

このたび、令和2年4月1日からの組織・機構の見直しに当たり、現状に即した体制の構築を図り、また、組織名称を町民に分かりやすいものに変更するため、一部改正を行うものであります。

内容としましては、防災、危機管理及び災害対応の統括を行う危機管理局を設置し、また、小山町内陸フロンティア推進区域における三来拠点事業の進捗に伴い、経済建設部と未来創造部を整理し、商業、観光、企業立地及び農林業に関することなどを所掌する経済産業部と都市計画、土木、上下水道に関することなどを所掌する都市基盤部に再編を行います。

次に、「基本的な人事に対する考え方」ですが、組織を最大限に活かすためには、そこに従事する職員が積極的かつ効率的に機能し、成果を残していくことができる組織とすることが最も重要であり、その中で個々の職員がその持つ力を十分に発揮し、育成できる職場環境を継続的に整えていくことが必須条件であると考えております。人事についてはこうした視点を基本として、限られた職員数の中、適正な人員配置と適材適所な人材配置、将来を見据えた人材育成が可能となるよう努力してまいります。

次に、「積立金の今後の使途について」のうち、「今年度の基金の取り崩し額と充当している事業について」であります。

今定例会に上程している一般会計補正予算第6号までにおいて、四つの基金総額で31億8,872万円を取り崩すことになっております。各々の基金の充当先及び金額であります。財政調整基金は災害復旧費に3億円、総合計画推進基金はふるさと振興事業に3億9,000万円、小山町地域産業立地事業費補助金に2億円、オリンピック・パラリンピック対策事業としての町道整備に1億5,000万円等となっております。

また、文化財保護基金は、西洋館改修に3億円、森村橋修景復元事業に1億5,660万円等、教育振興基金は、給食の無償化事業に7,834万9,000円、教育用ICT整備に2億6,413万8,000円、(仮称)すがぬまこども園整備に2億3,368万4,000円等を充当しております。

次に、「文化財保護基金や教育振興基金に一度積み立てた場合、他の事業へ振り分けることは可能か」についてであります。

基金の処分については、地方自治法第241条第3項において、当該基金の目的でなければ、これを処分することはできないとされており、本町の各基金条例においてその使途を定めています。このことから、各基金については、条例で定められている使途以外への振り分けはできないものであります。

次に「当局として町民に対して役立つプロジェクトなどは考えているか」についてであります。

例えば、教育振興基金に関しては、今後計画しているこども園建設等に充当を予定しておりますし、今後の企業誘致における補助金の資金として、総合計画推進財源の積立金はなくてはなら

ないものと言えます。少子高齢化社会の中で、将来的に更に増大することが確実な扶助費等の支出についても考えておかなければなりません。そういった意味から、現時点で各種基金に一定の金額を積んでおくことは必要だと考えております。

そんな中でも、私は、小山町民がこの町で「元気」に「いきいきと暮らし」、この町での生活に幸せを感じていただけるような様々なプロジェクトを考えてまいります。

例えば、私の選挙公約に、「スポーツ振興基本条例の制定」というものがあります。この条例に基づいて、現在町内にある様々なスポーツ施設のあり方やその方針を1から見直し、町民が自ら体を動かし、健康になれるような「投資」をしていきたいと考えております。

また、このプロジェクトの推進によって、小山町の子ども達が更に元気に伸び伸びと育ってほしいと願いますし、何より、元気な子ども達の姿は、この町の全てを明るくしてくれると信じております。

更に、魅力あるスポーツ施設への投資は、スポーツツーリズムの推進を図ることにもつながりますので、経済・産業・観光といった各種分野において、町を活性化させる大きな要因ともなります。

今後、町民の方々に対して役立つプロジェクト、更には、町外の方にもこの町に魅力を感じていただけるような各種プロジェクトを力強く推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 再質問させていただきます。

積立金の今後の用途についての再質問でございます。

文化財保護基金や教育振興基金の積立金は、条例で定められている用途以外の処分ができないとの回答でございますが、予算上同一款項目に予定している事業への振り分けは可能なんでしょうか。

2点目といたしまして、積立金の3点目の質問で、町民の方々に対して役立つプロジェクト、更には町外の方もこの町に魅力を感じていただけるような各種プロジェクトを推進していきたいということで、非常に楽しみなわけなんですけれども、具体的にどのようなことを考えられておるのか、お伺いいたします。

それから、あともう1点、先ほど他の議員の方から質問のございました小山消防署への基金の運用、新しい消防署ですね、これは考えておられるのかどうか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 遠藤議員の再質問の2点目につきまして私の方からお答えをさせていただきます。

プロジェクトをどのようなことを考えているのかっていうことでございますけれども、先ほど

申し上げたこと以外に、先日水ヶ塚の方にまいりまして、クロスカントリーコースというのができてました。裾野の市長さん、そして御殿場市長さんもおられましたけれども、このクロスカントリーコースを2市1町で、それぞれ高低差が違いまして、裾野の水ヶ塚では大体1,500メートルぐらい、小山町でいきますと、須走で850メートルぐらい、そして御殿場は今、玉穂を考えておられるようですけれども、大体650メートルぐらいということの中で、クロスカントリーを2市1町で連携してできないのかっていう話がありましたので、こういうことについては積極的に対応してまいりたいというふうに思います。

そして、合宿とか町民の皆様が使うということはもちろんでございますけれども、大学の合宿なんかもちろの方々に呼べるような体制作りをしていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、町民の皆さんの意見を聞きながら、これら事業計画につきまして、総合計画に掲げ、実質的には、議員御存じのとおり3カ年実施計画を立てましてその中に盛り込んで実行してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（後藤喜昭君） 私の方からまず1点目の、基金の振り替えの関係の件でございます。

先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、基金を充当する場合には条例で規定された用途以外には処分することはできません。

例えばですけれども、教育振興基金では、小山町教育振興基金条例におきまして、「心豊かな教育の振興、子育て及び教育環境の整備等を行う経費に充てる」と規定をしております。

したがいまして、当初予定しておりました教育振興基金を充当する事業をこの基金が充当可能である他の事業へ変更することは事務的には可能であります。

以上であります。

続きまして、3点目の小山消防署への基金の充当についての考え方でございますけれども、小山消防署の建築につきましては、その経費を町が全部負担をするという取り決めになってございます。まだ消防署の具体的な事業の内容が決まっておりませんので、それが決まりましたら具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 終わります。

○議長（池谷洋子君） それではここで午後1時まで休憩します。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、御報告します。

教育次長 長田忠典君につきましては、午後からの会議を所用のため欠席しております。

次に、1番 室伏 勉君。

○1番(室伏 勉君) 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

件名としましては、台風など大雨強風に備えた避難対策についてであります。

御質問いたします。

今般の台風19号は総雨量が役場で672ミリ、足柄地区では814ミリに達したと伺っております。幸いにして人的被害はなかったものの、土砂崩れ、家屋被害、道路損壊、河川の護岸崩落など、町内各地に大きな被害をもたらしました。

この台風によりまして相当数の方々が避難されたわけですが、避難所までの交通事情、避難所における情報の周知、対応など台風は事前準備が可能であるにも関わらず準備不足である点が見受けられます。

私は、成美地区に避難勧告が出された後、小山中学校に避難をしました。この避難に当たりまして、健康福社会館は鮎沢川が増水により諦めました。幼児、高齢者が一緒のため、車で移動いたしました。県道の渋滞を避け、城山近くの側道を通り、野沢川沿いに藤曲坂下を抜け、小山中に避難をしたところでした。

今考えれば、避難勧告を受け避難をしたのに逆に危険な行動をしておりました。テレビなどで河川、道路などを放映し、事前に情報を得ることができていれば、もっと早い時間に渋滞を避け避難をしていたかもしれません。体育館に入りまして氏名、住所を記入しました。はじめて小山中に来た人は全く分からない状況であります。せめて体育館に入るときに避難所のルール、各地区の割り当て場所、トイレ、げた箱などの位置を記入したメモを配るか掲示をすべきだったと思います。

その体育館の中で避難を続けましたが、外部の状況を発表するでもなく、個人のスマホだけが頼りであります。避難場にはテレビ、ホワイトボードなどを設置し、災害対策本部などの町としての情報を知らせるべきです。また、個人のスマホに頼るのであれば、充電用のコンセントなどを手配すべきです。

災害時にどのような行動とるか決めるのは、個人であります。避難する場合におきまして必要なものは自分で準備する「自助」が基本であります。避難場には身一つで避難されている方々が大半のようでした。これは、自助の考え方が町民に充分理解されておらず、今回は暑くも寒くもない季節でしたが、真冬ならどうなっていたのかと思います。毛布1枚ではいられません。

また、台風ということもあり、足早に通りました。長雨等により避難が長時間にわたるようであれば備品の不足が顕著になったろうと思います。

これらの点を踏まえまして、当局の考えをお聞きします。

最初に、避難場設営は事前にどのような準備をしたのでしょうか。また、福祉避難所はどのよ

うな対応をしたのでしょうか。

次に、住民の避難準備や流言飛語防止のため、主な河川、道路などの状況を小山町テレビ共聴組合のケーブルテレビ網利用により定点カメラの映像やデータ放送による情報を各家庭と避難所に提供すべきであると考えます。これはどうでしょうか。

最後に、避難所にあっても自らの必需品は住民が手配すべきものでありますが、町民にその認識がないと思います。どのような周知を行っているのでしょうか。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをします。

はじめに、台風など大雨、強風に備えた避難対策のうち、避難所開設の事前準備及び福祉避難所についてであります。

避難所開設、運営の準備として各区の自主防災会を単位とした地区防災計画を策定し、避難所及び避難所運営の分担について確認をしております。また、9月の総合防災訓練において自主防災会で避難所の開設訓練も実施したところであります。

また、町の災害対策本部からは避難所支援班として職員を配置し、各避難所の運営の支援に当たることとしております。福祉避難所につきましては、町内の3カ所の事業所と使用協力の協定を締結しておりますが、今回の台風19号では避難者の中に福祉避難所での避難を必要とする方がいなかったため、使用協力について申請いたしませんでした。

次に、主な河川、道路等の状況について小山町テレビ共聴組合のケーブルテレビによる情報提供についてであります。

定点カメラの設置につきましては多額の費用が見込まれるため、現段階では考えておりませんが、避難所へ避難されている方、避難準備をされている方への情報提供として小山町テレビ共聴組合の情報に限らず、携帯電話等からも取得できる気象情報や町からの情報の取得方法について周知を図るとともに、避難所においては運営に当たる自主防災会への情報提供や無線放送などを活用した避難者への直接的な情報の提供を考えています。

次に、避難所への必需品持ち出しの認識の周知についてであります。

町では各自主防災会をはじめ町民の皆様に対し出前講座、広報紙及び町のホームページなどで避難時の自身の必需品持ち出しについて周知、啓発を行っております。また、10月に開催いたしました防災講演会の講師 明治大学研究推進員 中林先生も講演の中で「自らの命は自ら守る」との災害時における「自助」の大切さを強く語られておりました。

引き続き町として町民の皆様には災害発生時の自助の重要さの認識を深めていただくよう、必需品の持ち出しの啓発に努めてまいりたいと考えています。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 3点ほど再質問をさせていただきます。まず、1点目です。

避難所開設におきまして、事前準備として各地区の自主防災会を単位とした防災計画を策定し、避難所及び避難所運営の分担を確認したとの御回答でしたが、私の避難した小山中学体育館では区長さん、自主防の方々が回ってきまして、住民の健康状態など熱心に確認をしておりました。しかし、運営には携わってはおりませんでした。

自主防災会と連携した組織運営を図るのであれば、まず円滑な運営を進めるためにも、自主防災会の人員面ですとか財政面も含めた組織の強化が必要と考えます。これはどのようにお考えでしょうか。

2点目として、小山町テレビ共聴組合のケーブルテレビ網による情報提供ですけれども、カメラの用途は違いますが9月定例議会におきまして防犯カメラの10カ所程度で530万、1カ所53万円ほどの補正予算が組まれておりました。これは決して多額とは思いません。

また、小山テレビ共聴組合の加入率は現在、成美地区では69%、明倫地区では76%、足柄地区では72%と伺っております。更に小山町と小山町テレビ共聴組合は災害時における災害情報等の放送協力に関する協定書を締結しております。文字放送による放送を基本とはしているものの、町民の安全確保等に必要な情報の提供が条文にうたわれております。

今後の将来に向けた情報の伝達手段を構築することは大切ですが、まずは今すぐできる小山町テレビ共聴組合のケーブルテレビ網を利用することが費用、運用の面からも大変有利であると考えます。この点、いかがお考えでしょうか。

3点目としまして、避難所及び避難経路の安全についてです。

今般の台風19号の避難におきまして、小山中学校体育館横の崖が崩れました。また、健康福祉会館は鮎沢川真横に立地しております。そして各地区では公民館など避難所として活躍活用しております。

避難所及び避難経路についての安全対策につきまして、お伺いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 室伏 勉議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、自主防災組織強化についてであります。

各区の自主防災会は、自主防災会役員を中心に防災講演会や自主防災リーダー研修会等を通し、防災リーダーとしての知識や技能を深めていただいております。その上で、できましたら各区自主防災会に専任会長の擁立を継続してお願いしているところであります。財政面では上限がございますが、防災資機材等を購入するための補助金制度がありますので、町としましてはその活用を引き続き周知、推進していきたいと考えております。

次に、小山町テレビ共聴組合のケーブルテレビ網による情報提供についてです。

防犯カメラは録画型のカメラで、河川情報を提供するカメラは昼、夜を問わずライブで映像を配信できるカメラとなり、カメラや照明の配線などを考えると費用が更にかさむと思われま

また、鮎沢川は多くの支流があり、支流の水位に影響を受けることがあるため、設置場所もどこに設置すれば住民の方に必要な情報を提供できるか十分な検討が必要であることから、ライブカメラの設置とそれにあわせたケーブルテレビ網による情報提供につきましては今後、費用面も含め研究してまいりたいと考えております。

次に、避難所、避難経路の安全対策についてであります。

小山中学校体育館横の崖崩れは応急対応が完了しております。今後も安全管理に努めていきたいと考えております。

健康福祉会館については、鮎沢川の増水時には1階部分に影響を受ける可能性があるとの認識をしております。健康福祉会館への避難は、2階、3階が避難場所であり、増水により避難者が危険に及ぶことはないと考えております。このたびの台風第19号以上の大雨が降ることが予想される場合には、総合体育館など他の避難所への避難も考えております。また、区の公民館で土砂災害警戒区域の区域外の地域に立地している公民館につきましては、引き続き避難所として活用していきたいと考えております。

各区からの避難所への避難経路の安全対策については日頃から安全確認をお願いしているところですが、出前講座や6月の土砂災害に対する防災訓練などの機会を通じてハザードマップでの確認や啓発の継続に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、避難経路や橋などに危険が及ぶ前の早目の避難を心がけるよう呼びかけを継続して行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 特にありません。

○議長（池谷洋子君） 次に、6番 佐藤省三君。

○6番（佐藤省三君） 一括質問一括答弁方式において、2点について質問いたします。

まず最初に、高齢者の交通事故対策について伺います。

この件につきましては、9月議会において渡辺悦郎議員が一般質問をされておりますが、当局からは安全運転装置装着についての補助については近隣の動向を見ながら考慮したいとの答弁をいただいております。しかしながらこの件については、被害者や加害の本人のみならず、家族にも重大な結果をもたらしており、喫緊の対応が必要と考えますので、再度、一般質問といたします。

昨今、高齢者の運転ミス等による重大な交通事故が全国で増加しているとマスコミではほぼ毎日のように取り上げられております。つい最近も、高速道路を逆走した高齢者運転の軽自動車がお店と正面衝突し死者が出たとのこと、また、アクセルとブレーキの踏み間違いによりお店にお年寄り運転の乗用車が突っ込むという事故も発生しております。当地ではまだ深刻な事故はそれほど多くはないようですが、今後、大変に心配されるところであります。

これらの事故の原因はブレーキとアクセルとの踏み間違いやハンドル操作の間違い、視野の狭小化、信号や歩行者等の見落としなど様々考えられます。このため対策として、安全運転講習会の開催や高齢者の運転免許証の自主返納が叫ばれております。

安全運転講習会の開催は、全ての世代に共通して必要なことと考えますが、運転免許証の自主返納については考慮すべきことが多々あると考えております。タクシーや定期バスなどの割引などの支援制度だけでは十分とは言えないと考えております。

このためには、一つには公共交通の充実が挙げられます。本町では来年4月よりオンデマンド方式の公共交通システムを鋭意検討中とのことと伺っておりますが、ぜひ、更によりよいシステムを作り上げるよう、お願いするところでございます。

自動運転車や電気自動車など公共交通システムに取り上げるべき検討、実証実験を進められている自治体も最近マスコミ等で多々取り上げられておるところでございます。しかし、これだけで運転免許証返納者の全ての需要を満たすことにはならないのではないかと考えます。なぜならば、毎日の田畑への見回りや、緊急時に必要な場合など十分には対応できないのではないかと心配するところでございます。また、日頃の買い物、通院など運転免許証自主返納者には大変な不便を強いることとなります。更には、逆に自動車を運転することにより周囲への気配りが必要となるなど、認知症対策にもなるという調査結果も一方では出ております。

とはいえ、高齢者の身体的、精神的な重大な変化などによる重大事故を撲滅することも社会の喫緊の課題であることは言うまでもありません。運転免許証の自主返納など、いたずらに高齢者から車を取り上げる方向ばかりではなく、その人に合わせた対応策が必要と考えます。

その一つに運転免許証を返納せず、今、話題の自動ブレーキシステムやアクセルの踏み込み過ぎの防止装置など安全装置や一人乗りで事故の被害を軽減する超小型電動車などを利用することにより、重大な交通事故から相手も本人も、更には家族さえも守ることができると考えます。これらの装置は、新聞によれば令和3年度を目途に国では取りつけの補助等を検討していく模様でございます。また、皆さん御承知のように東京都ではこの制度を既に開始しており、更に様々な自治体で検討されているようです。近隣においても、長泉町や裾野市でもこの方向に舵をとったと聞いております。

9月議会での渡辺議員への答弁で当局は他市町の実施状況、各メーカーの開発状況、国の新免許制度の創設状況等を注視しながら調査研究を進めたいとの答弁をされております。このことについての調査研究は一体どこまで進んでいるのか、補助への道筋はつきそうなのかについて伺います。

続きまして、平成31年度全国学力学習状況調査の小山町の結果について伺います。

毎年のようにこのことについて伺っておりますが、ほぼ毎年のように基礎的な学力は定着している、子ども達の生活もほぼ安定しているとの答弁をいただいているところでございます。大変安心しているところではありますが、今年度はいかがだったでしょうか、伺います。

さて、今年度も4月に平成31年度全国学力学習状況調査が行われました。小山町でも全部の小中学校で参加されました。その中で今年度は出題形式が変更されました。これまで基礎と応用をA問題、B問題として分けて調査していましたが、今年度はABがまとまり、一つの問題になりました。また、更に中学校では英語科が加わりました。また、生活習慣や学習環境に関する調査は、例年どおり行われました。

以上を踏まえて、以下について伺います。

1、今年度の小山町内の各小中学校の各教科の成績は、国や県の結果と比べていかがでしたか伺います。

2、この1について、この結果の原因を教育委員会ではどのように捉えておられますか伺います。

3、1について成果と課題について、教育委員会ではどのように受けとめておられますか伺います。

4、AB問題を合わせて出題されたことにより、結果について何らかの変化があらわれましたか伺います。

5、初めて行われた英語科の調査について、小山町ではどんな結果だったか伺います。

6、今回の結果からあらわれた課題は何ですか。これについてどのような方策を考えておられますか伺います。

7、小山町の今回の学力調査の結果と生活習慣に関する調査との関連をどのように捉えておられますか伺います。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高齢者の交通事故対策についてであります。

現在、国では高齢運転者等の交通事故対策の一環として衝突被害軽減ブレーキ、いわゆる自動ブレーキなど先進的な安全機能を備えた安全運転サポート車「サポカー」等を自動車メーカーと連携、協力して推奨しております。現在、自動ブレーキを搭載したサポカーの新車登録率は約8割であり、国では令和2年度までに9割以上の搭載率とする目標を掲げております。

また、令和3年度以降に販売される国産の新型乗用車を対象に、自動ブレーキ搭載を義務づける方針が示されております。更に、高齢者を対象にしたサポカー購入の補助制度も検討されており、自動ブレーキ搭載の自動車の普及に向けた取り組みが進められております。

次に、県内の市、町における安全運転支援装置等の設置費補助制度の実施状況であります。

県内35市、町において現在、補助制度を実施している市、町はありませんが、8月現在で七つの市において補助制度の創出について検討中とのことであります。その後、議員御指摘の長泉町、裾野市でも検討を始めたと同っております。

本町におきましては、高齢者の皆様には来年度からスタートする新たな公共交通の積極的な利

用をお願いしたいと考えておりますが、本町における高齢化の進行状況、地理的条件、及び地形的条件等から今後も相当数の方が継続して車を運転するものと考えられます。

御殿場警察署管内における高齢運転者に起因する交通事故の発生件数は令和元年9月末現在で前年に比べて減少傾向であり、発生率につきましても県平均と比較して決して高くはありませんが、高齢者に限らず、交通事故の発生はゼロを目標とすべきものであります。

これらのことを踏まえ、本町としても高齢運転者の事故防止対策により積極的に取り組む必要があると考えております。具体的には、急発進、急加速を抑制する後づけの安全運転支援装置を普及させるための設置費補助制度を創設したいと考えております。今後、適正な自己負担のあり方等、制度の詳細につきまして検討を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、教育長からお答えをさせていただきます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 平成31年度全国学力学習状況調査の小山町の結果についてのうち、はじめに町内各小中学校の各教科の成績についてであります。

小学校では国語、算数ともに全国平均をやや下回りました。中学校では国語、数学、英語の全ての分野で全国平均を大きく上回りました。特に、英語については全国でも上位であると考えられます。

次に、それらの原因についてであります。

小学校については、国語も算数も応用力に課題が見られたため、全体としての正答率が全国平均を下回ったと考えられます。また、中学校については全ての教科において基礎的な知識の定着はもちろんのこと、応用力も身につけているため全領域で正答率が全国平均を大きく上回ったと考えられます。

次に、各教科の成果と課題についてであります。

小学校の国語では読む力や聞く力は定着してきていますが、書く力や伝える力に課題が見られます。算数については、計算等の基礎基本は定着していますが、自分の考えを説明するなど、応用力に課題が見られます。

また、中学校の国語では文章の内容を正確に読み取る力はあるのですが、それらを分かりやすくまとめ、相手に伝える力に課題があります。数学では基本的な知識や計算技能は身につけているものの、説明や論証の記述を苦手とする生徒が見られました。

次に、A B問題を合わせた出題による調査結果の変化についてであります。

「知識（A問題）」と「活用（B問題）」は相互に関連するという考えから、今年度は一体的に問う形での調査となりました。出題の仕方こそ変わっても、知識が定着している点、知識の活用に課題が見られる点については昨年度までと同様の傾向です。

次に、英語科の結果についてであります。

先に説明したとおり、聞く、読む、書くという全ての領域で全国平均を大幅に上回る結果でした。日頃から英語に慣れ親しみ、意欲を持って学習に取り組んでいる成果だと考えます。また、平成28年度から実施している英語検定料を補助する「夢チャレンジ事業」も生徒の英語に対する意欲の向上につながっています。年々英語検定を受検する生徒数が増加しており、それにチャレンジするための学習により力がついてきていることも確かです。自分の考えを明確にし、適切な単語や文法使って表現する力を更に高めていくようにしていきます。

次に、課題克服の方策についてであります。

知識技能の習得にとどまらず、思考力、判断力、表現力の醸成がこれからの時代を生き抜く土台となります。そのために国語では授業の中で、自分の考えの根拠を明確にし、分かりやすくまとめて書く力が身につくような手だてを考えていきます。また、他の教科や日常生活でも同じような指導をしていきます。

算数、数学では課題を解決するときその方法を筋道立てて考え、正しく説明することができる力をつけていきます。また、英語では聞く、読む、話す、書くという4領域の関連を図り、思考力、判断力、表現力の育成を更に意識した授業づくりを行っていきます。

最後に、学力調査と生活習慣や学習環境に関する調査との関連についてであります。

学力調査で正答率の高い児童生徒は規則正しい生活ができており、地域の行事に積極的に参加し、挨拶もよくできています。人や社会と自ら進んで関わっていることが分かります。また、自己肯定感も高い傾向にあります。今後も家庭や地域と連携し、豊かな心や健やかな心身を育み、学力の定着、向上を目指していきたいと思います。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 再質問をさせていただきます。

1点目の高齢者の交通事故対策に関して一つ。それから学力調査に関して2点、再質問をいたします。

まず高齢者の関係ですけれども、高齢者の安全装置の設置費補助制度の創設に言及されまして大変ありがたいなと思っておるところでございますが、先ほども申し上げましたように自主返納することによって、免許証自主返却することによってその方の生活ぶりは、あるいはひいては人生そのものが大変大きな影響を与えられるというふうなことが言われております。それまで当たり前のようにできていた買い物、通院、また田畑の見回り、友人、親戚への訪問、役場、支所、郵便局、金融機関などへのお出かけなどにも大きな支障をもたらすというところでもあります。

有効な公共交通システムとともに、自動車の安全装置が活かされ、日常生活が侵されず、社会参加が担保されれば介護の必要性が減少され、健康長寿の大もととなることと考えます。今後検討するというだけでなくでですね、すぐにでも安全装置や安全装置装着車への補助金が必要と考えますが、いかがでしょうか。いつ頃補助制度を制定するのか、できましたら期日の限定

ができれば大変ありがたいなど、そういうふうには思っております。いつ頃から始められるでしょうか。これが1点です。

それから学力調査の関係ですが、小学校では国語、算数とも全国平均を下回ったというふうなお答えがありました。逆に中学校では3教科とも大幅に上回っていたと。このことについてどのように受けとめられているのか。以前から小中学校とも応用力に課題があるということでしたが、今回、中学校で応用力がついたというふうなことを伺っておりますが、これはどういうことなのか改めて伺いたいと思います。

2点目は、今年度、幼稚園で新教育要領が全面実施されました。来年度は小学校、再来年度には中学校の新学習指導要領の全面実施が予定されております。これらの改革では身につけた知識をいかに活用するかが問われていることは言うまでもありません。このことを念頭に置いた授業改善が求められており、小山町でも日夜努力されていることと存じますが、この点での取り組みの様子をお知らせいただくとありがたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

補助金の導入時期がいつからかという御質問ですが、現在国では後づけの運転、安全運転支援装置について現在、性能に関する基準が存在していないため、令和2年度予算において安全性能認定制度実施に向けて、安全性能に関する認定基準及び試験方法の確立をさせる調査費用の要求をしております。

時期について来年度から行うとは断言できませんが、そのような国の動向を注視し、製品がより安全であることを見きわめる必要もありますので、既に導入している市、町も参考にしながら準備を進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 佐藤議員の再質問にお答えします。

まず、1問目の方の応用力がついたという報告ですけれども、小学校がなかなか狭いというのは分かる通り、小山町は非常に平均を出す場合に分母が小さいものですから、そのときによって大きくその平均点が変わっていきます。ですが、確実に力がついたと思われる点につきましては、やはり基礎基本がしっかり身につけて中学へ行くことによって中学での安定的な、要するに学習の姿勢ですね、それがかなり先生方の指導によってできていると思います。ですから、私はもう少し語彙量が小学校のうちからつくともう少し小学校でも上がっていくのではないかなということで、今はどこの学校でも読書を徹底的に進めてくださっているところです。

それから2点目ですが、来年小学校、その次に中学校が大きく新学習指導要領が変わりまして、学習形態も今、大きく変わっています。各学校でもそれを実践してくださっています。基礎学力、

要するに机上だけで勉強する、できた、できない、計算ができた、漢字が書けただけでなく、今度は何かについて課題についてきちっとみんなで考え合うということで、グループでお互いの考えを言い合い、そして相手の意見を聞きながら更に深めていくという対話的な事業を今、進めているところです。各学校が研究授業の中で今、それを推進してくださっていますので、一層よい方向にそれが効果として、成果として出るといいなと思っております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○6番（佐藤省三君） 特にありませんが、学力調査に関しましてはついつい平均点を争うような、そういう方向に進みがちであります。あくまで指導の反省といいますか、指導をどういうふうにするのかということを考えるために行われるものだと考えて、ぜひ今後ともですね、この小山町の子どもにすばらしい授業が与えられるように御努力をお願いしたいと、ということでお願いして、私の質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（池谷洋子君） 次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

町内歩道環境の改善。

現在町内道路、町道、県道等の歩道の老朽化が進み、歩道の凹凸や歩道と車道の段差が目立ち、非常に歩きにくい状態となっております。ベビーカーが歩道の凹凸で引っかかり、また、がたがた揺れてスムーズに進めなく、仕方なく車道で押ししており、非常に危険な状態であります。また、高齢者に対しバリアフリー化が見受けられません。転倒する恐れもあります。特に駿河小山駅前通りや役場から菅沼に抜ける県道沿いの老朽化が激しいと感じております。町内には歩道のない箇所も多々あります。

そこで、2点お伺いいたします。

① 県道ですが、今まで地域の区民からの要望があったと思いますが、具体的な対応がされていないと考えられます。町としてどのように受けとめているのか。至急に改善が必要と考えられますが、今後どのように進めていくか問います。

② 「産んでよし、育ててよしのまちづくり」を進めると町長は所信表明で述べられておりますが、現在車道でベビーカーを押している状態であります。このような具体的改善も重要ですが、町長はどのように考えているか問います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 町内の歩道環境の改善についてであります。特に駿河小山駅前や役場周辺の県道が老朽化による傷みぐあい激しいという御指摘でございました。

県道に関する地区要望につきましては、例年取りまとめの上、沼津土木事務所へ進達しており

ます。今年度の地区要望で上げられた県道駿河小山停車場線と県道沼津小山線の歩道に関する要望は合計で7件ありました。

そのうちの2件は危険性の高い状況と判断され、既に沼津土木事務所に対応していただき、補修が完了しております。残りの5件につきましては、そのままの状態でおきますと今後、重大な事故につながる恐れもあると町も考えておりますので、改めて早期の改善に向けて要望を行ってまいります。

次に、歩道等の環境改善の重要性についてであります、「産んで良し、育てて良し」のまちづくりを進めるためには、ベビーカーや車椅子を利用される方等に配慮した段差の解消や通学路となる箇所での歩道整備など、安全安心につながる施設整備が必要であると考えます。

町が実施する道路整備事業におきましても、昨年度、役場前から豊門公園前まで続く町道1065号線道路改良工事が完了し、小中学校の児童生徒が多く利用する歩道を整備いたしました。

今後進める事業の中でも、町道大胡田用沢線などの道路改良工事や道路修繕を実施する際には、歩行者を含めた交通の安全が保てるよう計画的に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再質問を3点ほど伺いいたします。

例年沼津土木事務所に取りまとめて進達しているとおっしゃいましたが、進達で終わっているのか、それとも経過報告を聞いているのか、踏み込んで再度進達をしているのか、伺いいたします。

2点目。地区の要望は合計7件とおっしゃいましたが、その7件の場所はどこでしょうか。既に2件の対応済みの場所はどこでしょうか。

3点目。来年はオリンピックが開催されます。多数の来客者も来られます。町道の歩道の整備も必要です。今後の具体的な計画場所はあるのでしょうか、伺いいたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 再質問にお答えいたします。

はじめに、沼津土木事務所への進達要望の経過確認等についてでございますが、要望は書面で進達した後に町は県と合同で現場立ち会いを実施しております。現場確認の結果、緊急性の高い要望箇所やその後に現場状況が悪化するなど緊急性が高まった要望箇所については、経過の確認や再度現場立ち会いを依頼し、再要望することもございます。

次に、二つ目の県道2路線の歩道に関する要望7件についての内容と場所でございますが、県道駿河小山停車場線は小山2区からの要望1件で、神成書店付近の歩道上に設置されているグレーチングぶたの交換に関する要望であります。

続いて、県道沼津小山線では6件の要望がありました。まず、生土区からの要望が1件あり、

小山交番前交差点付近の歩道内に設置されている溝ぶたの手がけ穴を塞ぐキャップの設置に関する要望で、こちらは既に実施済みであります。

更には音漕区から六合橋の歩道舗装の補修要望が1件、落合区から役場前交差点の歩行者だまりにおける安全対策のためのラバーポール設置要望が1件、菅沼区から日吉神社近くの歩道内で排水対策としてグレーチングますぶたの設置要望が1件、茅沼区からは2件の要望があり、S字カーブ区間で歩道にかぶる樹木の枝の伐採要望と明倫小学校児童の通学路にもなっております菅沼歩道橋の階段部の滑りどめ対策に関する要望がございました。こちらの歩道橋の要望についても既に実施済みでございます。

以上対応済みの要望が2件、対策検討中の要望が5件、合わせて7件の内容となっております。検討中の5件につきましては、引き続き早期に対策を講じていただくよう要望してまいりたいと考えております。

最後に三つ目の町道の歩道整備についての計画であります。今年度も継続的に事業進捗を図っております新東名高速道路の関連道路整備として進めている大御神地内の町道3628号線、町道3975号線、町道上野大御神線の各道路改良工事や新設町道の整備として進めております用沢地内の町道大胡田用沢線、須走地内の町道4211号線において歩道整備を含めた事業を実施しておりますので、歩行者の安全確保に重点を置き、環境保全にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○2番（室伏辰彦君） 再々質問ではありませんけれども、町道や県道の歩道の整備は今住んでいる町民にとって絶対に必要なものであります。今後なるべく早目に対策をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時53分 休憩

午後2時01分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 小山町保育園、幼稚園こども園並びに放課後児童クラブの状況及び今後の対応について通告に従い2件の質問を一括質問一括答弁方式で行わせていただきます。

皆様も御存じのとおり昨今、どこの市町も少子高齢化の問題に直面しております。小山町もその例外ではなく、そしてその勢いはとどまるどころを知りません。平成31年4月1日に算出された小山町住民基本台帳における数値からも20年前の平成21年からは2,266人減となっており、国

立社会保障人口問題研究所が算出した小山町のこれからの人口推移予測では更に20年後の2040年には町民は5,255名減の1万3,217人になるのではないかと報告されております。

一つ目の質問は、このような少子高齢化の状況の中、小山町は人口推計など将来的な利用ニーズを考慮した具体的な実行計画に関し、どのようなこども園全体の構想及び中長期計画をお持ちなのか、お答えください。

また、先の定例会において小山町は2020年までに町内全ての園をこども園化させるという議案を決議いたしました。これに伴い、須走保育園・幼稚園は分離型こども園として「すばしりこども園」に、そして生土保育園・駿河小山幼稚園が分離型こども園として「するがおやまこども園」に、それぞれ運営されることが決まりました。

このような分離型のこども園が開園する中で、須走保育園では耐久性が、生土保育園、駿河小山幼稚園は先の台風でも氾濫一步寸前だった鮎沢川に面しているということから、利用する保護者の中では分離型での防災面に不安視する声も上がっております。

二つ目の質問は、このような状況を踏まえ、各園の避難経路や引き渡し訓練などを含めた防災プランについてお伺いいたします。

三つ目の質問といたしましては、パブリックオピニオンの是非についてです。

と言いますのも、このたびの分離型こども園開設において開設の延期を求める署名が2日間で300名も集まるといふ、いわば町民の民意が表明されたと言っても過言ではない事態へ発展いたしました。この状況を踏まえましても、やはり方針等を進める上で地域住民の参加は不可欠であると考えます。

今後のこども園建設や運営におけるパブリックオピニオンの是非についてどのような考察をお持ちなのか、お答えください。

1件目最後の質問です。

先日議会報告会が行われました。文教厚生委員会並びに総務建設委員会の二手に分かれ、ワークショップが行われました。その際、文教厚生委員会のワークショップにおいて幼稚園教諭、保育士、こども園職員の労働改善に関し質問がありました。

それ以外にも、職員の労働改善に関しては町民の方から問い合わせをいただいております。私自身も自宅の隣がこども園であることから、子どもの習い事の送迎の際などに夜遅くまで明かりがついているのを拝見しております。

それらを踏まえ、質問させていただきます。

幼稚園教諭、保育士、こども園職員（正規・非正規）の労働状況におけるストレスチェックや職員研修の取り組みについて、有給休暇取得率、また、時間外労働の管理体制、給与面などの福利厚生について、お答えください。

続きまして、2件目の質問です。

現在小山町の放課後児童クラブは保護者により運営が行われており、仕事をするために子ども

を預けているにも関わらず学童運営面で更に仕事が課せられるという二重負担が問題として取り上げられております。

近隣を見ますと、御殿場市は全クラブの運営に関わる事務を一貫して行う御殿場市放課後児童育成会を設営し、公立公営で運営が行われており、裾野市はSHIDAXへ外部委託し、公立民営によりそれぞれの放課後児童クラブが運営されております。

小山町議会でも学童の運営に関し質疑が既に数回されており、最近ですと平成30年第4回小山町議会6月定例会においてもこの学童に関し質疑されております。その際の内容を抜粋し、少しですが御紹介させていただきます。

「北郷小学校の放課後児童クラブが新築され、大変活況ということで嬉しい限りですが、この中で各小学校の放課後児童クラブの支援員、補助員の確保がなかなか大変だと伺っております。この支援員や補助員の確保のための方策を伺います。」という質問に対し、教育次長兼こども育成課長から「現在働いている支援員等が長い期間勤務してもらえるように、待遇について検討してまいります。また、御殿場市など近隣市町の運営体制を研究し、各クラブごとに違う待遇を町が統一化を目指し、支援員が安心して働ける雇用体制を図って支援員の確保に努めてまいります。」と述べられております。

各クラブごとに違う待遇を町が統一化を目指し、支援員が安心して働ける雇用体制を図り、支援員の確保に努めてまいりますという教育次長からの発言が平成30年6月にされておりますので、それから既に1年が経過しており、本件に関し議論や検討がされているかと思われまます。また、運営面だけではなく、施設の設備面においても地域の格差が生じているなど課題山積です。

そのような中、第4次小山町総合計画実施計画において放課後児童クラブ施設整備事業の具体的な取り組みとして、平成32年度には足柄小学童施設利用に向けて準備とあり、平成33年度には足柄小学童施設利用とあります。

それらを踏まえ、小山町の放課後児童クラブ運営方法の現状をどのように捉えられておりますでしょうか。再確認の意味も込め、質問をさせていただきます。また、手法としては様々かと思われまますが、小山町として放課後児童クラブを今後どのような方針で進められようとしているのか、その考察を伺わせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 小林議員にお答えします。

小山町保育園、幼稚園、こども園についてのうち、はじめに今後の全体の構想、中長期計画施策の人口推計など将来的な利用ニーズを考慮した具体的な実行計画についてであります。

本町では、子ども子育て支援の充実を図るために各小学校区ごとにこども園を配置し、地域とともに子ども達を育てていきたいと考え、来年度からこども園での運営を行います。その中で、恵まれた環境の中で伸び伸びと子ども達が活動できるように、現在、新たな場所に「(仮称) すがぬまこども園」の建設を考え、令和3年4月の開園に向けて事業を推進しております。

また、施設分離型となるがおやまこども園、すばしりこども園については、まちづくりの指針となる次期小山町総合計画へそれぞれの園舎の整備計画を盛り込むとともに、今後の入園希望者の推移や町の施策等を勘案しながら、一体的施設へ計画的に移行していきたいと考えております。

その他の質問につきましては、こども育成課長からお答えいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 次に、小山町保育園、幼稚園、こども園についてのうち各園の避難経路や引き渡し訓練などを含めた防災プランについてであります。

防災関係につきましては、これまでと同様に各園ごとに災害に応じた対策や職員の役割分担、避難経路などを定めた防災計画を作成いたします。また、地震など各種災害を想定し、月1回避難訓練を実施するほか、引き渡し訓練を年1回、交通安全教室を年2回実施することとしております。保護者向けにもこれまでと同様に「緊急時における保護者の対応について」のお知らせを配付し、周知を行います。

次に、こども園建設や運営におけるパブリックオピニオンの是非についてであります。

先の9月議会にて議決をいただきました、こども園条例の改正の際に、議員の皆様から保護者など広く意見を聞き、慎重に検討、協議した上で運営等を行っていくよう御指摘をいただいたところであります。

更によりこども園とするために、整備計画作成や運営において今後、広く町民の皆さんから御意見をいただくことは必要であると考えております。また、園の運営においては年に1回園の運営等に関する園評価を実施し、保護者からの意見や教諭、保育士などからも意見を聞き、改善を図り、次年度の運営に活かしております。なお、評価の結果は保護者へもお知らせをしております。

次に、幼稚園教諭、保育士、こども園職員正規、非正規の労働状況におけるストレスチェックや職員研修への取り組みについて、有給休暇取得率、また、時間外労働の管理体制、給与面などの福利厚生についてであります。

幼稚園教諭、保育士、こども園の保育教諭のストレスチェックについては、法に基づいて実施をしております。ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された場合は個別に産業医の面談について案内し、希望する職員について産業医の面談を実施をしております。

研修への取り組みについては、年度ごとに全職員向けに作成する職員研修計画書にのっとり必要な研修に参加をしております。また、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に特化した研修としては静岡県保育士会などが主催する主任保育士研修、配慮を必要とする子への対応、子どもの育ちを支える保護者支援、防犯対策と子どもへの安全教育などの研修に正規職員、臨時職員とも参加をし、職員としてのスキルアップに努めております。

また、初任者研修として初任者は年間10日間県の専門職員の方から訪問研修を受けております。

更に、町単独でも初任者、主任者の研修を行っております。

正規職員の年次有給休暇の取得率は年間の付与日数20日間に対し昨年の平均日数は2.2日であり、平均で11%でありました。もう少し多く取れるよう進めてまいります。また、本町では待機児童ゼロ人を目標とし、保育士等の努力により現在も目標を達成しておりますが、今後は労働環境の改善も視野に入れ、何らかの対策をとっていきたいと考えております。

時間外労働の管理体制については、公務のため必要がある場合に園長が職員に時間外勤務を命じております。給与面に関しては、まず、正規職員については小山町職員の給与に関する条例・規則に基づき幼稚園、保育園、こども園外で勤務する職員と同じ水準の給与となっております。臨時職員については近隣市町の同様な職種の状況も鑑み、適正な水準となるよう規定をしております。

次に、町内に所在する放課後児童クラブの状況及び今後の対応についてのうち、はじめに小山町の放課後児童クラブ運営方法の現状についてどのように考えているかについてであります。

本町の放課後児童クラブは、平成11年に北郷小学校区で開設されて以来、各小学校区で順次開設してまいりましたが、空いている民家を借りて発足したクラブもある一方、町が専用施設を設けて発足したクラブもあるなど、それぞれ事情が異なりました。

クラブごとに保護者会が中心となって運営し、財政的にも確固たる基盤がなかったことから、積み立て等も行うなどクラブの運営に工夫をしてきたこともあり、この体制を一気に変えることは非常に難しい状況であると考えております。

次に、小山町として、放課後児童クラブを今後どのような方針で進められようとしているのかについてであります。

今までどおり各クラブの運営をそれぞれの保護者会で行った場合、これまでの各クラブが運営してきた経緯や実情、要望に合わせて柔軟に対応することができます。その一方、各クラブごとに利用料や延長料金、開所時間など運営方法が異なるなど、同じ町内での利用に差が生じていることや、利用する児童数もふえ、支援員や保護者会の負担もふえてきております。

このことから、今後、支援員や保護者会の意見、近隣自治体の運営方法を参考にしながら、どのようにしていくのが本町にとって一番よい方法なのかを検討し、運営方針等を決めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 4件ほどお伺いいたします。

まず、「一体的な施設へ計画的に移行していきたい」とありますが、するがおやまこども園、すばしりこども園の具体的な建設日程計画はございますでしょうか。

また、するがおやまこども園、すばしりこども園以外の建設予定のこども園も建設日程計画がございましたら、お答えください。

二つ目に、各小学区ごとにこども園配置、とお答えがありました。直面している少子化なども含め、果たして施設などのハード面を各地区に整備することがこれからの小山町のニーズに合っているのか。それともソフト面、例えば各園への病児、病後児保育の設置や職員の福利厚生、森の幼稚園など子どもへの保育のさらなる充実など小山町の特徴を因る部面に費やす方が適正なのかなどを含め、ハード面、ソフト面の比較検討はされたのか。また、されたのであれば、その際、どのような議論が交わされたのかをお答えください。

三つ目に正規職員の年次有給休暇取得率が大変低く、正直、驚きを隠せませんでした。「もう少し多くとれるように勧めます」とのことですが、勧めることに付随して有給が取得しやすい職場環境を整えることが重要かと思われます。

保育関係の皆様のご尽力のもと、確かに小山町は待機児童ゼロという結果を達成しておりますが、人手不足がうたわれる中このような結果が打ち出せたのも保育関係者の皆様がぎりぎりの人員の中、なりふり構わず尽くしてくださっているからこそ達成できているものと考察しております。

2019年4月からは厚生労働省が定める労働基準法が改正され、年次休暇の時期指定義務が義務づけられ、全ての企業において年10日以上年次有給休暇が付与されている労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち、年5日については使用者が時期を指定して取得させることが必要となりました。

もちろん、公務員と民間では定められている基準が異なるかとは思われます。しかし、民間に必要であると定められた基準にせめて近づけるよう、更には平均2.2日以上有給が取得できるよう、具体的にどのような対応をされる予定であるのかをお答えください。

また、時間外労働の管理体制ですが、こちらも2019年4月の働き方改革関連法案に基づき管理監督者の労働時間も把握することが義務づけられております。有給休暇同様、公務員と民間とでは定められている基準は異なるかとは思われますが、民間に求められているという観点からも小山町の管理職の時間外労働がきちんと管理されているか、あわせてお答えください。

最後に、今後、支援員や保護者会の意見、近隣自治体の運営方法を参考にしながらどのようにしていくのか、どのようにしていくのが小山町にとって一番よい方法なのか検討し、運営方針等を決めていきたいとのことですが、具体的にいつまでに運営方針などを決めたいのか、お考えなのでしょうか。お答えください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 小林議員の再質問にお答えをいたします。

まずはじめに、小山町保育園、幼稚園、こども園についてのうち、するがおやまこども園、すばしりこども園の具体的な整備計画についてであります。

現段階では、具体的な整備計画実施年度等はまだ決まっておりません。また、するがおやまこども園、すばしりこども園以外の園の建設予定でございますが、公立の園といたしましては令和

3年4月にすがぬまこども園を開園するというので現在準備をしております。

次に、ハード面、ソフト面の比較検討はされ、どのような議論が交わされたのかについてであります。

ハード面につきましては平成27年5月に小山町行財政改革審議会の答申を受け、学校施設等あり方検討会を副町長、教育長、関係部課長をメンバーとして立ち上げ、その中で今後の園のあり方についても検討しております。

あり方検討会の中では、現在の施設の把握、課題の洗い出し等を行い、施設等のあるべき姿を検討しており、平成28年3月に将来的に各小学校区ごとに認定こども園を整備することが望ましいという方針を決めております。

ソフト面につきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定において保護者のニーズアンケートを実施し、子ども・子育て会議で協議し、計画にのっとり進めております。

次に、有給休暇の平均取得日数が2.2日という現状に対し、どのような改善策を講じられるのか。また、管理職の時間外労働の管理体制についてであります。

改善策といたしましては、保育教諭を配置するシフトに余裕を持たせるため各園での園児の受け入れ可能な人数を考慮していきたいと考えております。また、保育教諭の事務負担を軽減させていくために事務処理システムの導入などを進め、労働環境の改善に努めていきたいと考えております。管理職である園長等の時間外労働の管理につきましては現在、町職員のグループウェアにあるタイムカード機能により出退勤の時間を把握をしております。

最後に、放課後児童クラブの運営方法について、いつ頃までに答えを導き出したいと考えているのかについてであります。

ここ数年をかけ、各クラブの運営内容の見直し等を行ってきております。現段階ではいつまでにとははっきり決まっておりませんが、町といたしましても早急に運営方針を決めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○3番（小林千江子君） 保育の無償化も始まり、社会情勢の傾向としては共働きを選択する夫婦が増加しております。このような中「子どもを園に預けられるか」はもちろんですが、それ以上に「子どもを園に預けた上で働き続けられるかどうか」が重要だと感じています。

つまり、通学や学童に預けることなどに無理がないこと、これが働き続けられるかどうかとなる鍵だと私は感じております。毎日のことですし、こういうささいな負担がどうしても重く、働き続けることを断念することにもなりかねません。

子育てしなから働くというのはとても大変なことです。仕事と子ども、天秤にかけることはできません。人によって働く事情は様々ですが、そういう事情を差しおいていざ働くことを選択した場合「預けるという行為に預け場所を選ぶ余裕はありません」というのが残念ながら正直など

ころです。

子どもによりよい預け場所を授けたいという思いは親の自然な感情だとは思いますが、地理的な面、経済的な面、物理的な面で必然的にかかなり制限されてしまいます。そうであるからこそ自分の住む町にどのような預け場所があり、そしてその預け場所がこれからどのようにによりよい環境になっていくのか、それを知れることは大変重要です。

「産んでよし、育ててよし」を小山町は掲げております。ぜひ、この小山町をより子育てのしやすい町へ、そして、子どもを見守る側にも魅力的だと思われるような町へ、そして、選んでいただけるような町へしていただけるよう期待を込め、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（池谷洋子君） 次に、12番 渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君） 本日は公共交通施策について質問を行います。

公共交通に関しましては町は様々な取り組みを行ってまいりました。我々議員も全国各地での対応について視察研究に努めてきております。この公共交通が及ぼす成果というのは公共交通単独ではなく、例えば先ほど佐藤議員から質問のあった高齢者における車の運転問題や児童生徒の通学、免許返納後の交通手段、小山町への来訪者の足としてもとても大事なものであります。

長年にわたり行政、町民、そして事業者がそれぞれの立場で公共交通について協議してきました。その小山町地域公共交通会議で次年度から新しいシステムの導入を検討しているということ伺いました。

そこで、次の件について当局の考えを伺います。

乗車率が低くですね、空気を運んでいると言われている現システムです。現システムの相違点、変更点について伺います。

次に、先ほど述べましたけれども町民、行政の要望と事業者の要望は必ずしも一致はしないと、難しい問題と考えております。現在における計画の進捗について伺います。

各地の視察研究で共通の問題点となる広報について伺います。

この広報が計画、すなわち新システムの成否を大きく左右するものだと考えております。より多くの方々に利用していただくためにも、とても重要であります。新システムの町民への広報について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、公共交通についてのうち、新しいコミュニティバスの現状との相違点、現在の進捗状況等についてであります。

昨年度から着手しておりましたコミュニティバスの抜本的な見直しについて御説明させていただきます。

主な利用者としていたしましては、町内の小学校、中学校、高校に通う子ども達と高齢者を想定しておりますが、町内、町外を問わず誰でも利用できるものとして考えております。朝と夕方の時

間体につきましては各学校とのヒアリング結果から子ども達が利用しやすいルートを再検討し、部活動の朝練習の開始時間、授業や部活動の終了時間を意識し、曜日や季節によって運行時間を変える等通学利用に特化した可能な限り、学校の都合に合わせたルート、ダイヤを設定してまいります。

具体的には明倫小学校、小山中学校、小山高校と登下校の利用を想定した路線を設定し、大まかなルートは現在と同じですが、できるだけ多くの子ども達が乗りかえなく利用できるよう調整しております。

運行時間は平日のおおむね朝5時半から8時半、午後3時から8時の間で運行を考慮しており、土日、祝日、夏季休暇等の長期休暇期間は運休を考慮しております。日中の時間帯は須走地区の皆様様の移動を意識した須走紅富台から駿河小山駅間を乗りかえなく結ぶ路線と須走地区以外の町内を移動できる予約型のデマンド交通を導入いたします。

デマンド交通とは、利用者が電話やスマートフォン等で乗車場所や時間、行き先を伝えることで町内の指定した乗車場所にワゴン車が迎えに来て目的地まで運行するというシステムであります。これにより利用者はバス停のある場所であれば行きたい時間に行きたい場所への移動が可能になります。

日中の路線、デマンド交通は年末年始を除き毎日、おおむね8時半から午後4時の間で運行を考慮しております。運行業務につきましては現在と同様に交通事業者に委託し、来年度委託費は運行に係る経費約7,600万円とデマンド交通導入による新しい車両のリース料や電話対応のオペレーター費用、デマンドシステムの利用料、約1,100万円を見込んでおります。

なお、先ほど申しあげました運行経費は運賃収入や国庫補助金等を差し引く前の金額となっており、利便性の高い仕組みを構築しておりますので、現在よりも多くの利用料が見込まれるものと考えております。また、引き続き国、県の補助制度を活用し、少しでも町の負担が軽減されるよう努めてまいります。

乗車運賃につきましては、現在の運賃を鑑みて1乗車当たり定額で路線が大人200円、高校生以下100円、デマンドが大人300円、高校生以下200円とし、小学生未満は無料を考慮しております。車両につきましては路線バスは小型から大型のバスやワゴン車等、路線や時間帯に応じて様々な車両で対応し、デマンドは14人乗りのワゴン車での対応を考慮しております。バス停は、既存のバス停のほか、公民館やスーパー、ごみステーション等を追加し、現在約100カ所あるバス停を倍の200カ所程度にふやす予定であります。

今、申しあげました新しいコミュニティバスの仕組み等につきましては、今定例会最終日に開催予定の議員懇談会にて改めて議員の皆様にご説明させていただきたいと考えております。また、今月19日開催予定の小山町地域公共交通会議でも本日申しあげました新しいコミュニティバスの仕組み等について、委員の皆様にお示しし、御協議いただきます。

次に、新システムの町民への周知についてであります。

今後の協議の進捗にもよりますが、来年3月号の広報おやまに新しいコミュニティバスの詳細について掲載し、新しい時刻表やデマンド交通の利用方法等を全戸配付する予定であります。あわせて、各学校やシニアクラブの会合、ふれあいサロンなどに出向き、新しいコミュニティバスの利用方法等についての説明を継続的に行う予定であります。

来年4月の本格運行開始に向けまして、町民の皆様が混乱することなく利用できるよう周知徹底に努めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 2点ほど再質問させていただきます。

先ほども説明の中で日中の時間帯においてデマンド交通は須走地区以外を対象としており、須走地区は路線バスで対応するとのことでありました。そのように設定した経緯と今後、須走地区をデマンド交通の対象に入れることは検討するのか、伺います。

2点目でございます。

先ほど委託費の説明がございました。現在ではどの程度かかっているのか、また、新しいシステムによってどの程度の費用の増額が見込まれるのか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、須走地区の経緯とデマンド交通の対象検討についてでございます。

新しいコミュニティバスに当たり、特に日中時間帯の運行については高齢者の利用が多いことを想定して、町内各地区のシニアクラブを中心にヒアリングを行ってまいりました。須走地区については、予約が必要となるデマンド交通よりも決まった時間に決まった場所を通る通常のバス運行を求める意見が多かったため、このように設定した経緯がございます。

また、新しいコミュニティバスの導入後は会議やイベントの開始時間や終了時間をバスの時間に合わせていただくなど、基本的にはルートや時間帯を変えずに地域に根づいたコミュニティバスとして育てたいと考えております。

今後、バスを運行していく中で、須走地区の皆様からデマンド交通を望む声が多く上がる場合には、運行方法の変更について検討させていただきたいと考えております。

次に、費用についてでございます。

平成30年度の運行経費を消費税10%で換算しますと、約7,400万円となっております。新しいコミュニティバスの運行経費の合計は約8,700万円となり、比較しますと約1,300万円の増加となっております。

先ほど御説明しましたとおりですが、増加の主な要因はデマンド交通の導入による車両リースやオペレーター等にかかる費用によるものです。運行経費は増加しておりますが、町民の皆様から御指摘いただいている空のバスが走り続けている状態の解消につながるものと考えております。

また、利便性向上によって見込まれる運賃収入の増加と国、県の補助制度の活用により、町の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 12番。

○12番（渡辺悦郎君） 再々質問でございます。経費の方で国、県の方から補助制度があるというものについてでございます。現在どういうものがあるのかお答え願います。

次に、広報についてでございます。

先ほど述べましたけれども、利用者に対しての広報というのは物すごくやっぱり時間がかかるんですね。周知徹底するのに時間がかかります。主として利用する生徒、高齢者については広報は広報おやま等で実施するとありました。

町外からの来訪者、例えば霊園とかハイカー等への広報は、例えばホームページとかSNSを発信して、その活用する考えがあるのか伺います。

以上2点です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 再々質問にお答えします。

まず、補助についてでございますが、ちょっと濟いません、名前を忘れてしまったんですけど、国とか県の補助金が8割程度見込まれる補助金がございます。その中の一つに特別交付税でも交付されるような形もございます。

町外の周知方法につきましては議員御指摘のとおり、SNSや町のホームページ等で周知をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 12番。

○12番（渡辺悦郎君） 人口の実態が著しく変化している昨今でございます。できるだけ町民のニーズに合致した施策が計画的に進められるよう希望して、一般質問を終了させていただきます。

○議長（池谷洋子君） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月13日金曜日 午前10時開議

議案第108号から議案第123号までの議案16件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。更に、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時47分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 藺 田 豊 造

署 名 議 員 高 畑 博 行

令和元年第5回小山町議会12月定例会会議録

令和元年12月13日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	杉本 昌一君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長	高村 良文君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	オリンピック・パラリンピック推進	池谷 精市君
教 育 次 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監	野木 雄次君
町 長 戦 略 課 長	小野 正彦君	総 務 課 長	後藤 喜昭君
住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君	介 護 長 寿 課 長	山本 智春君
建 設 課 長	山口 幸治君	未 来 拠 点 課 長	遠山 洋行君
おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君	こども育成課長	大庭 和広君
生 涯 学 習 課 長	平野 正紀君	総 務 課 副 参 事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岩田 芳和君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	7番 藺田 豊造君	8番 高畑 博行君	

閉 会 午前11時37分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第108号 第4次小山町総合計画（後期基本計画）の計画期間延長について
- 日程第2 議案第109号 町道路線の廃止について
- 日程第3 議案第110号 町道路線の変更について
- 日程第4 議案第111号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第112号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第113号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第114号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第115号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第116号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第117号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第118号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第119号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第120号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第121号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第122号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第123号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第124号 土地の取得について
- 追加日程第3 議案第125号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第4 議案第126号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第7号）

議

事

午前10時00分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第108号 | 第4次小山町総合計画（後期基本計画）の計画期間延長について |
| 日程第2 | 議案第109号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第3 | 議案第110号 | 町道路線の変更について |
| 日程第4 | 議案第111号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第112号 | 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第113号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第114号 | 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第115号 | 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第116号 | 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第117号 | 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第118号 | 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第119号 | 令和元年度小山町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第13 | 議案第120号 | 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第121号 | 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第122号 | 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第16 | 議案第123号 | 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について |

○議長（池谷洋子君） 日程第1 議案第108号から日程第16 議案第123号までの議案16件を一括議題とします。

それでは、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設委員長及び文教厚生委員長から、委員会における審議の経過及び結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 池谷 弘君。

○総務建設委員長（池谷 弘君） ただいまから、11月29日、総務建設委員会に付託された10議案について、審議の経過と結果を御報告します。

12月5日、午前10時から、会議室において、当局から杉本副町長、関係部局長、関係課長及び副参事、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、順次、議案番号に沿って報告します。

はじめに、議案第108号 第4次小山町総合計画（後期基本計画）の計画期間延長についてを報告します。

委員から、町の総合計画をどのような手順で計画していくのか。また、第4次のときでよいのか、どのようなメンバーで策定していくのか。との質疑に。

第4次総合計画のときは、総合計画策定委員会と企画委員会で、原案作りをしました。策定委員会は、基本的には役場職員が行います。企画委員は、町民からの公募も含めた、役場の若手も入れて、原案を作って話し合っていきます。最終的には、策定委員会で原案を確定して、それを審議会に諮るようになります。

第5次総合計画につきましても、町民アンケートと中学生アンケートは終了していますので、今後、策定委員会と企画委員会を中心として、原案作りに取り組んでいきます。随時、議会の皆様には、全員協議会、議員懇談会等で説明をしていく予定でいます。との答弁がありました。

委員から、近隣自治体も、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間の延長を1年考えているとのことだが、近隣の自治体はどうか。との質疑に。

御殿場市、裾野市、長泉町、清水町、富士市、富士宮市も、1年延長と聞いております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第108号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号 町道路線の廃止についてを報告します。

委員から、町道2441号線、町道3596号線の廃止により、民地の接道がなくなるのでは。との質疑に。

町道3596号線については、既にほ場整備により農地になっていますので、既存の道路として現況がなくなっています。町道2441号線は、袋地の完全なロータリー形状となります。広場内のロータリー中央部に新たに駐車場を整備される計画ですので、道路としての維持管理も困難になるため廃止するもので、隣地への影響はありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第109号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号 町道路線の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

例の整備に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、公益法人への派遣との意味合いの改正か。との質疑に。

地方公務員法と地方自治法の法律改正に伴い、全部で九つの条例の改正を行うものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第111号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第113号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、今回大きく改変されるのが経済産業部と都市基盤部だが、今までのおやまで暮らそう課の業務は、どこの課が担うのか。との質疑に。

合併浄化槽の業務はくらし安全課への所管がえなど、各課に分散するものもあります。移住、定住等は、都市整備課へと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第114号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、現在でもかなり公営住宅の数が多いが、今後の方針として、新しく公営住宅を建てる計画があるのか。との質疑に。

長寿命化計画を町で定めています。この計画では、新規に建設するものではありません。ただし、御承知のとおり、落合のPFI方式で地域優良賃貸住宅を建設していますが、ほかには特に予定はありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第118号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第6号）について報告します。

委員から、繰越明許費で、足柄駅交流センター建設事業があるが、先の説明で来年の6月頃の完成と聞いたが、その理由は。との質疑に。

JR足柄駅舎の本体の取り壊し工事は、補償によりJR東海静岡支社が行うことになっており、電気設備等の移設が遅れたことで、駅舎本体の取り壊し工事の着手が遅れたことが原因です。足柄駅交流センター本体の建築工事は、駅舎の取り壊し後となりますので、工期を6月まで延期する必要があります。繰越明許費として計上しました。との答弁がありました。

委員から、駿河小山駅舎トイレ改修負担金が500万円あるが、どこが工事するのか。との質疑に。

JR東海と協議した結果、町からの負担金で、JRの指定する業者がトイレを改修します。工

事の内容は、女子トイレの和便器三つを洋便器二つに改修する工事を、JRにお願いするものです。との答弁がありました。

委員から、森林被害緊急対策事業が200万円の減になっていますが、内容を伺います。との質疑に。

補助金採択が見送られたためです。との答弁がありました。

委員から、東京オリンピック・パラリンピック推進事業費の、コミュニティライブサイト、また、シティドレッシング用バナーはどのようなものか。との質疑に。

コミュニティライブサイトは、大きなテレビを用意して、ファンの皆様が応援したり、楽しんだりするスペースになります。今回、須走道の駅で、このコミュニティライブサイトを行います。基本的には、大きな画面と観戦ができる場所、それと、多少の飲食等ができる場所を設けて、ロードレースのコースの沿線で、スタートからゴールまでをテレビ観戦できるということで計画をしています。

シティドレッシングについては、東京2020オリンピック・パラリンピックでは、統一したデザインを使用するという条件があります。小山町も、開催会場になっていますので、それと同じデザインを使い、オリンピック・パラリンピックが開催されるという機運醸成を図るための装飾を行うものです。との答弁がありました。

委員から、経営体育成支援事業補助金が405万8,000円減額されているが、内容について伺う。との質疑に。

認定農業者の農業用機械導入について、国の補助金を活用し農業機械を導入する予定でしたが、事業採択が見送られたためです。計画していた機械導入は、乾燥機とトラクター、コンバインです。との答弁がありました。

委員から、県営畑地帯総合整備事業分担金の1,547万円の減額は、どのようなものか。との質疑に。

上野地内で県が行っております、アグリ富士小山地区の基盤整備について、事業費に対して受益者負担で1割の分担金を見えています。事業が確定したことによる減額です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第119号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）を報告します。

委員から、対象になる土地の面積は。との質疑に。

対象になる土地は、1万8,879平方メートルです。との答弁がありました。

委員から、単価は不動産鑑定によるものか。との質疑に。

単価は、不動産鑑定による価格で購入しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第121号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された、10議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、町道路線の廃止箇所、町道2441号線と、足柄駅交流センター建設事業の現地確認と視察を実施しましたことを、あわせて御報告します。

以上で総務建設委員長の報告とします。

○議長（池谷洋子君） 次に、文教厚生委員長 佐藤省三君。

○文教厚生委員長（佐藤省三君） ただいまから、11月29日、文教厚生委員会に付託された7議案について、審議の経過と結果を御報告します。

12月6日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、教育次長、関係部課長、危機管理監、副参事等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、議案番号に沿って報告します。

はじめに、議案第115号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、どれくらいの方が利用されているのか。との質疑に。

実績はありません。との答弁がありました。

委員から、利用者がいないとのことだが、被災された方達に情報が届いていないのでは。との質疑に。

広報の全戸配布で、災害関連の支援情報を提供しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第115号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、町内で放課後児童支援員の研修を受けた方は何名か。どのような形で人件費等は支払われているのか。また、研修の期間、内容はどのようなものか。との質疑に。

本年度は4人、研修を受けました。給料等は、各育成会が払っています。研修の期間は、今年度の場合は4日間です。内容は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の講義、児童期の生活と発達や、特に配慮を必要とする子どもがいた場合の理解などの研修を受けます。との答弁がありました。

委員から、一度支援員の資格を取得すれば、更新は必要ないか。との質疑に。

一度受講すれば、更新の必要はありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第116号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、現在対象となる方はいないとのことだが、過去どれくらいの利用者がいたか。との質疑に。

国保の被保険者であった場合に、そのまま保険給付をするので、該当者であったかどうかは把握はしていません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第117号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第6号）について報告します。

委員から、小学校管理運営、中学校管理運営の無線LAN整備、教育用ICT備品の減額の理由は。との質疑に。

入札をした結果、入札差金による減額です。更に、小学校のICT備品は、入札の結果と、当初の予算編成のときからタブレットの台数と仕様を見直した結果により、減額となりました。との答弁がありました。

委員から、すばしりこども園用地の分筆登記について、どのように分筆するのか。との質疑に。

須走幼稚園の敷地の一部と、北原団地の跡地を購入したく、須走83番地の1を分筆します。との答弁がありました。

委員から、すばしりこども園用地は、平成22年豪雨の際に、裏山の山腹崩壊が起き園舎等が被災しましたが、その上流は今でもトンパックがかなり積んであり、こども園新規に作るに当たりどう考えているのか。との質疑に。

山地につきましては、国の直轄による山地の崩壊防止事業を実施しており、山地強靱の中で抑えられると考えています。平成22年の際に須走幼稚園に土砂の流入が起きたのは、中学校にある調整池がのみ切れなくなり、床上浸水になったと考えています。理由の一つとして、調整池の砂がたまっていたのではないかとこのこともあり、調整池の管理をしていけば、須走幼稚園に土砂の流入が起こらないと考えています。との答弁がありました。

委員から、御殿場市救急医療センター負担金が減額となっているが、内容は。との質疑に。

御殿場市救急医療センターの前年度決算に基づく歳入の増と、今年度の人件費の増額を合わせ、御殿場市と小山町で負担割合により金額を計算した結果です。との答弁がありました。

委員から、昨年度の御殿場市救急医療センターにかかった人は全体で何人か。そのうち小山町の方は何人か。との質疑に。

全体で1万6,633名の方が利用され、小山町の方が2,433人です。との答弁がありました。

委員から、女性消防団員研修等負担金が減額となっている理由は。との質疑に。

参加する女性の人数が減ったことによるものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第119号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び議案第

122号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について報告します。

委員から、今回増額した主な理由は、との質疑に。

まず、パークゴルフ場を指定管理にすること、次に、自主文化事業の事業費の増額、また、図書館事業において、図書の購入と、平日の開館時間を2時間延ばし、8時までとしたことによるものです。また、会館の管理運営に係る修繕費についても、老朽化が進み増額しており、トータルの人的人件費、最低賃金等の改定等を加味したものが主なものです。との答弁がありました。

委員から、公募であるべきところが随意契約になっているが、なぜか。との質疑に。

現在の指定管理者による施設の管理運営状況が良好であるため、非公募とする合理的な理由に当たるとして進めました。合理的な理由は、利用者数の増加、利用料等収入の増加、良好な経理状況なためです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第123号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された7議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、生涯学習施設の吉久保パークゴルフ場と、総合文化会館の現地確認と視察を実施しましたことも、あわせて御報告します。

以上で文教厚生委員長の報告とします。

○議長（池谷洋子君） 以上で、総務建設委員長及び文教厚生委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第108号 第4次小山町総合計画（後期基本計画）の計画期間延長についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第108号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第2 議案第109号 町道路線の廃止についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第109号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第110号 町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第110号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第111号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第111号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第112号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第112号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第113号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第113号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第7 議案第114号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第114号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第115号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第115号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第116号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第116号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第117号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第117号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第118号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第118号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第12 議案第119号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第119号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第120号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第120号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第121号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第121号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第122号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第122号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第123号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

2番 室伏辰彦君。

○2番(室伏辰彦君) 議案第123号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

今回の次期指定管理者の選定方法ですが、非公募により、現在の指定管理業者が継続して選定されております。小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項第8号によるもので、それは、公募を行わないことについて、合理的な理由があると町長等が認め

るときとなっております。

その非公募とする合理的理由として、①利用者の増加、②利用料金等収入の増加、③指定管理業者の良好な経理状況、④サービス、利便の向上、⑤他施設での非公募事例の、5項目の説明を受けました。しかし、渡された参考データを見ると、合理的理由とされる4項目に疑問が残ります。

①利用者数の増加とありますが、過去4年の利用者数合計を見ると、ほとんど変化がありません。

②利用料収入の増加とありますが、過去4年を見ますと、年度により増減しており、増加傾向にあるとは言い切れません。

③指定管理業者の良好な経理状況とありますが、過去4年を見ますと、増減が大きく、増益とは言えません。

④他施設での非公募事例として、指定管理業者が変更になった場合の企業損失が多額であり、営業不振でなければ、変更せず非公募として更新すべきという意見が出た経緯があると記載されておりますが、これは1意見にすぎません。

そもそも、指定期間、基本は3年ですが、5年という認識のもと、企業は公募をし、投資しているはずで、指定期間が過ぎる際に新たに公募しても、問題はないと思います。この5項目の更なる向上を望むには、公募により意欲のある企業を募ることが大切だと考えます。

次に、次期指定管理での管理運営体制ですが、パークゴルフ場の現在の運営は、吉久保の住民団体、愛きょう会が行っております。

しかし今回、非公募により、現在の生涯学習施設の指定管理業者にパークゴルフ場を加えるのは、少しおかしいと思います。パークゴルフ場については、新たに公募により指定管理業者を決める必要があるのではないのでしょうか。非公募で抱き合わせするのは、納得ができません。

また、現在の吉久保愛きょう会が今後どのような立場になるか、非常に不明確であります。不安の声も聞いております。今のこのままで、町民主体の運営がよいと考えます。

また、指定管理料ですが、現在年間1億3,000万と記載されておりますが、次の次期5年で、人件費を含め総額1億2,900万円の管理料の増加は、納得ができる数字ではありません。税金であります。

もろもろ申し上げましたが、小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についての、反対の立場からの討論を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、議案第123号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

○議長(池谷洋子君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 議員の派遣について

○議長(池谷洋子君) 日程第17 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、12月19日に小山町で開催されます小山町・南足柄市議会議員交流会に全議員を、12月23日に御殿場市で開催されます東富士演習場関係者懇談会に副議長を、1月27日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会に副議長を、1月30日に小山町で開催されます駿東郡町議会議長会全議員研修会に全議員を、1月31日に東京都中央区で開催されます東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザ内覧会に総務建設委員長を、2月7日に清水町で開催されます駿東郡町議会議長会議会広報研修会に広報対策特別委員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることを決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第124号 土地の取得について、議案第125号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第126号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第7号)の追加議案3件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第124号、議案第125号、議案第126

号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1

町長提案説明

○議長(池谷洋子君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。議案第124号、議案第125号、議案第126号について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長(池谷晴一君) 今回、追加提案いたしましたのは、土地の取得1件、条例の一部改正1件、補正予算1件の合計3件であります。

はじめに、議案第124号 土地の取得についてであります。

本案は、小山PA周辺地区土地利用事業の事業用地として土地を取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第125号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の改正を受け、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第126号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第7号)についてであります。

台風19号により被災した、農林水産施設と公共土木施設の復旧に係る事業費等の早急な執行を行うもので、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ8億193万7,000円を増額し、歳入歳出の総額を165億3,071万円とするものであります。

また、あわせて、繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

なお、各議案の審議に際し、担当部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第124号 土地の取得について

○議長(池谷洋子君) 追加日程第2 議案第124号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第124号の土地の取得についてであります。

議案書は、2ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山PA周辺地区土地利用事業用地として、同事業特別会計により取得をするものであります。

取得する土地の明細は、小山町大御神字小玉沢108番7ほか2筆、取得面積は6,660平方メートルであります。

契約の相手方は1者で、取得価格は4,288万3,800円であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第124号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第124号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第125号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 追加日程第3 議案第125号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第125号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を受け、小山町印鑑条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、印鑑登録を受けることができない者の規定において、成年被後見人を意思能力を有しない者に改めるものであります。

また、あわせて、その他の文言整理を行うものであります。

本条例の施行日は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日に合わせ、令和元年12月14日となります。

補足説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第125号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第125号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第126号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第7号)

○議長(池谷洋子君) 追加日程第4 議案第126号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第126号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第7号)についてであります。

台風19号による災害復旧等に係る経費のうち、緊急に対応する経費につきましては、本定例会の初日におきまして承認第5号として、一般会計補正予算(第4号)を御承認をいただきました。

今回の補正は、復旧事業費の設計額が確定をしたことから、工事請負費等を計上するもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8億193万7,000円を追加し、予算の総額を165億3,071万円とするとともに、繰越明許費と地方債の補正をするものであります。

それでははじめに、4ページを御覧ください。繰越明許費の設定についてであります。災害復旧費におきまして、復旧工事を今回補正いたしますが、本年度中に復旧工事の完了が見込めないものにつきまして、繰り越しをしようとするものであります。

次に、5ページの地方債の補正は、今回の補正で計上した災害復旧費の委託料及び工事請負費のうち、適債事業につきまして借入れをしようとするものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。7ページを御覧ください。

はじめに、14款1項3目災害復旧費分担金を2,441万2,000円増額しますのは、農地災害復旧事業に対する受益者負担金を見込むものであります。

次に、16款1項2目災害復旧費国庫負担金を1億9,729万7,000円増額いたしますのは、河川と道路に係る災害復旧工事費に対しまして、事業費の3分の2に当たる国庫負担金を見込むものであります。

次に、16款2項8目災害復旧費国庫補助金を1億5,652万8,000円増額いたしますのは、農地及び林道の災害復旧工事費に対して50%、農業用施設の災害復旧工事費に対しては65%の国庫補助金を見込むものであります。

次に、20款2項7目財政調整基金繰入金を1億円増額いたしますのは、今回の補正に係ります災害復旧費の財源として繰り入れをするものであります。

次に、23款1項4目災害復旧債を3億2,370万円増額いたしますのは、被害のあった農地、農業用施設、林道、町道、河川の今回の補正に係る災害復旧費に対して借入れをするものであります。

続きまして、歳出予算の主なものについて、9ページから御説明を申し上げます。

10款1項1目農地農業用施設災害復旧費のうち、説明欄(2)農地災害復旧費を1億1,065万円増額しますのは、農地の災害復旧に係る職員の時間外勤務手当280万円や、国庫補助農地災害復旧事業9,765万円、小規模農地災害復旧事業の補助金1,000万円が主なものであります。

次に、10ページにかけまして、同じく説明欄(3)農業用施設災害復旧費を1億1,808万2,000円増額しますのは、農業用施設の測量設計委託料1,098万2,000円、国庫補助災害復旧事業8,840万円と、町単独災害復旧事業費1,370万円が主なものであります。

次に、10款1項2目林道施設災害復旧費のうち、説明欄(2)林道施設災害復旧費を1億6,523万8,000円増額いたしますのは、町が管理する林道などの災害復旧に係る職員の時間外勤務手当180万円や、測量設計委託料3,445万2,000円、国庫補助災害復旧事業1億48万6,000円と、町単独災害復旧事業2,850万円であります。

次に、11ページにかけまして、10款2項1目公共土木施設災害復旧費のうち、説明欄(2)河川施設災害復旧費を3億2,086万1,000円増額しますのは、湯船排水路等の河川の災害復旧工事の工事請負費、合計3億759万6,000円が主なものであります。

次に、同じく説明欄(3)道路施設災害復旧費を9,583万円増額いたしますのは、町道災害復旧に係る測量設計委託料の1,620万円、国庫補助災害復旧事業1,360万円及び町単独災害復旧事業6,515万円が主なものであります。

最後に、12款1項1目予備費を872万4,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額分を調整をするものであります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番(遠藤 豪君) 3点ほどお伺いします。

まず、今回の被害なんですけれども、残念ながら激甚災害の方は該当にならなかったというふうには聞いておるんですけれども、今回出されています予算の関係は、この激甚災害にならない対象の場合、国からの補助金がどういう名称の補助対象になっておるのか、これが1点目ですね。

それから2点目といたしまして、繰越明許を当然、工事ですので、翌年度繰り越すことは当然だと思うんですけれども、繰り越しになっている補助についても当然来年度以降、国からの補助対象、補助金はついてくるのかどうか。まあ多分ついてくると思うんですけれども。

それから3点目といたしまして、全災害の今回の災害の一応見積をとったと思うんですけど、何%が国庫補助の対象となっておるのか、数値をお聞きしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（高村良文君） 遠藤議員の御質問にお答えします。

今回、激甚災害等の指定ということの中で、こちらは、公共土木に関しましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の中で、これは通常であっても激甚災害にあっても、この法律により対象となっていきます。

それから、農業に関する法律でございますけれども、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律という、この法律で対象となっていきます。これも、激甚災でも通常の災害でも、この法律を使っていきます。

次に、繰越事業に対する国庫負担の採択でございますが、現在12月ですね、現在、農林の事業、これにつきまして今、災害査定を受けている最中でございます。来週から、道路、河川の災害査定を受けると。この災害査定によりまして、国庫負担の額が決定してまいりますので、これにつきまして、我々が工事を発注する際に、国庫の歳入が決まってくるという形になってまいりますので、今年全部できないからといって、国庫が来年切られるということはありません。

それから全体の率でございますけれども、全体今、本当に概算で今さらっと計算したところでございますけれども、まず農業につきましては、概算では75から82ぐらいの計算となります。公共土木につきましては、50%ぐらいかなという御回答になりますが、正式には、今ちょっと計算できておりませんので、個別に回答という形でよろしいでしょうか。

以上であります。

○5番（遠藤 豪君） もう一度確認をさせていただきます。最終的には、農業の関係の災害になると80ぐらいで、公共土木については50%ぐらいということは、いわゆる激甚災害の場合は100%国から、補償が出てくると思うんですけども、今回残念ながら、小山町の災害については激甚災害に該当ならなかった、そういう解釈でよろしいわけですね、今のパーセンテージ。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（高村良文君） 遠藤議員にお答えします。

補助率の話ですけど、済みません、私先ほど、全体の、被災額に対する国庫の対象額の比率を言ってしまうと、今の御質問が、国庫の率をおっしゃっております。国庫の率というのは、農林の方が通常50%になっていまして、それから、公共土木の方は3分の2がまず、災害の一般の補助率になっています。

ただ、激甚災害の指定というのは、これから査定を受けながら、この被害額によってまた変わってくるのがあります。ですので、今のところこの今3分の2と50%で、予算要求をさせていただいてという形になります。

ちなみに、過去の事例でいいますと、平成22年のときも、これ、最終的に局激になったわけですけども、当初はそういった率で、公共土木も3分の2で計算をしていきながら、3月にそう

いった率が変わってくるというような形で、精算しております。

以上であります。

○5番(遠藤 豪君) 了解です。

○議長(池谷洋子君) ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第126号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第126号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和元年第5回小山町議会12月定例会を閉会します。

午前11時37分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 藺 田 豊 造

署 名 議 員 高 畑 博 行